

2106
H56
②

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 15 20 1 2 3 4 5

始



12

外-212

~~348 57~~
210.6
H56

明治天皇御聖德

伯爵 伯爵

土方久元
伊東祐亨

卿 卿
謹著

東京
大阪

鍾美堂發兌

大正
2. 4. 18
内交

皇太后御尊号
御尊号御尊号
御尊号御尊号
御尊号御尊号

序

今上陛下、允文允武、至仁至孝、踐祚之初、詔するに、
先皇の遺徳を承け、其の遺業を紹述し給ふを以てせら
る。臣久元

先皇の殊遇を蒙り、寵恩を辱りし、左右に奉侍すること
實に數十年、敢て涓埃の功あるにあらずと雖も、常に
報效の微衷を盡さんことを期し、明治中興の偉業を、
益々前途の宏謨に待ち、寶壽萬年の長久を、金剛石大
典の後に祈り奉りしに、料らざりき、一朝登天の大悼

に遭ひ、悲痛哀惜の極、喪心自失するに殆し。而して
半宵端坐、彷彿たる龍容を心眼に拜し、古今無比の聖
徳神資を欽慕し奉るの時、尙ほ寵恩の餘光を叨りに
して、老後の榮を享くるを回憶すれば、轉々感泣恐懼
に堪へざるなり。然れども、

今上陛下、至剛至健、至仁至徳の天資を以て、既に天壤無
窮の寶祚を踐み給ひ、

皇祖皇宗 及び

先皇の威靈に因りて、大正盛世の
皇徳を、四海に光被し給ふ。乃ち

欠



欠

神皇正統記

神製

國氏

神皇正統記

神皇正統記

神皇正統記

神皇正統記

正統記
神皇正統記
神皇正統記



石太皇宮

法歌

神代

根さしつけらぬ

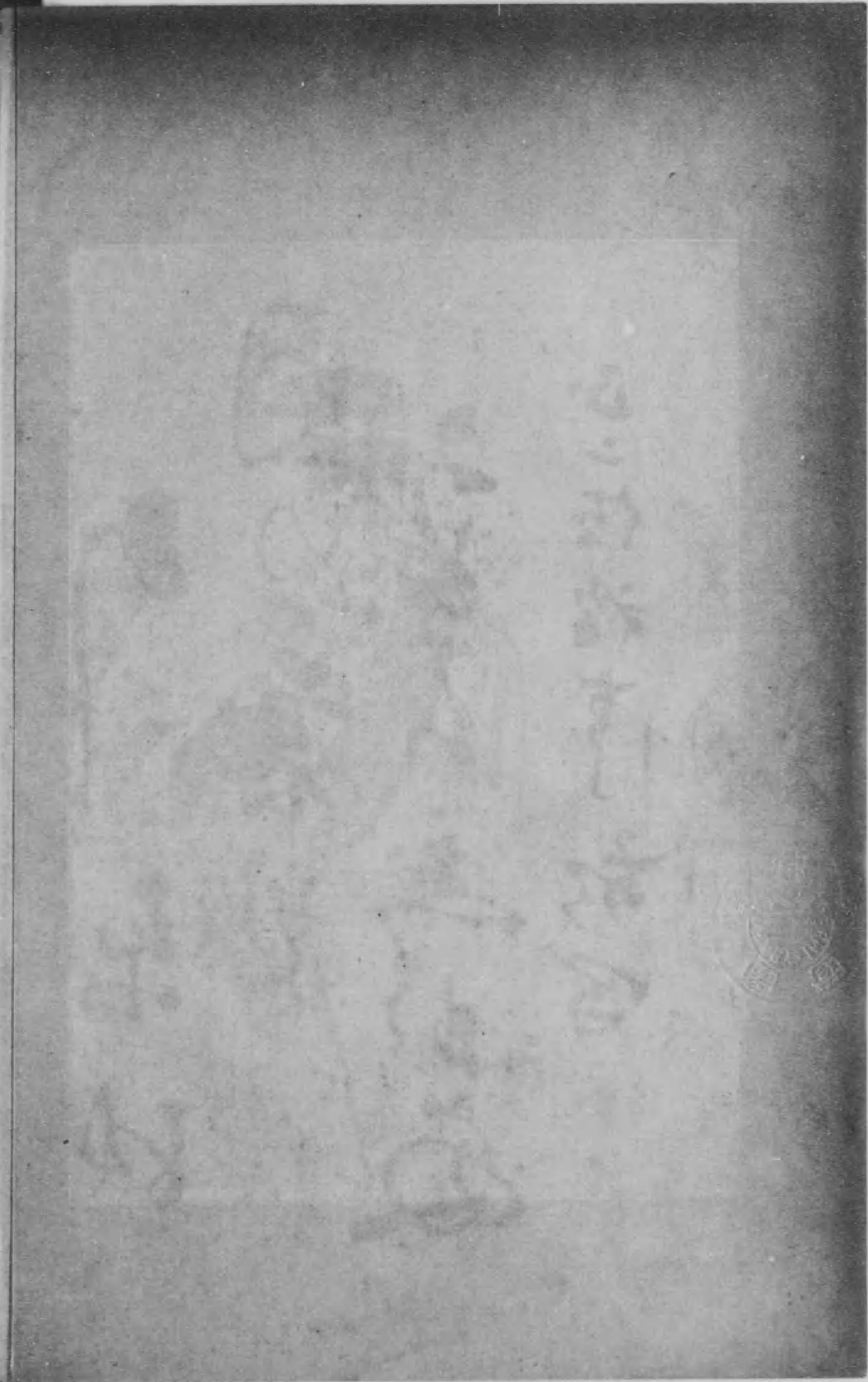
の糸結

國の糸を

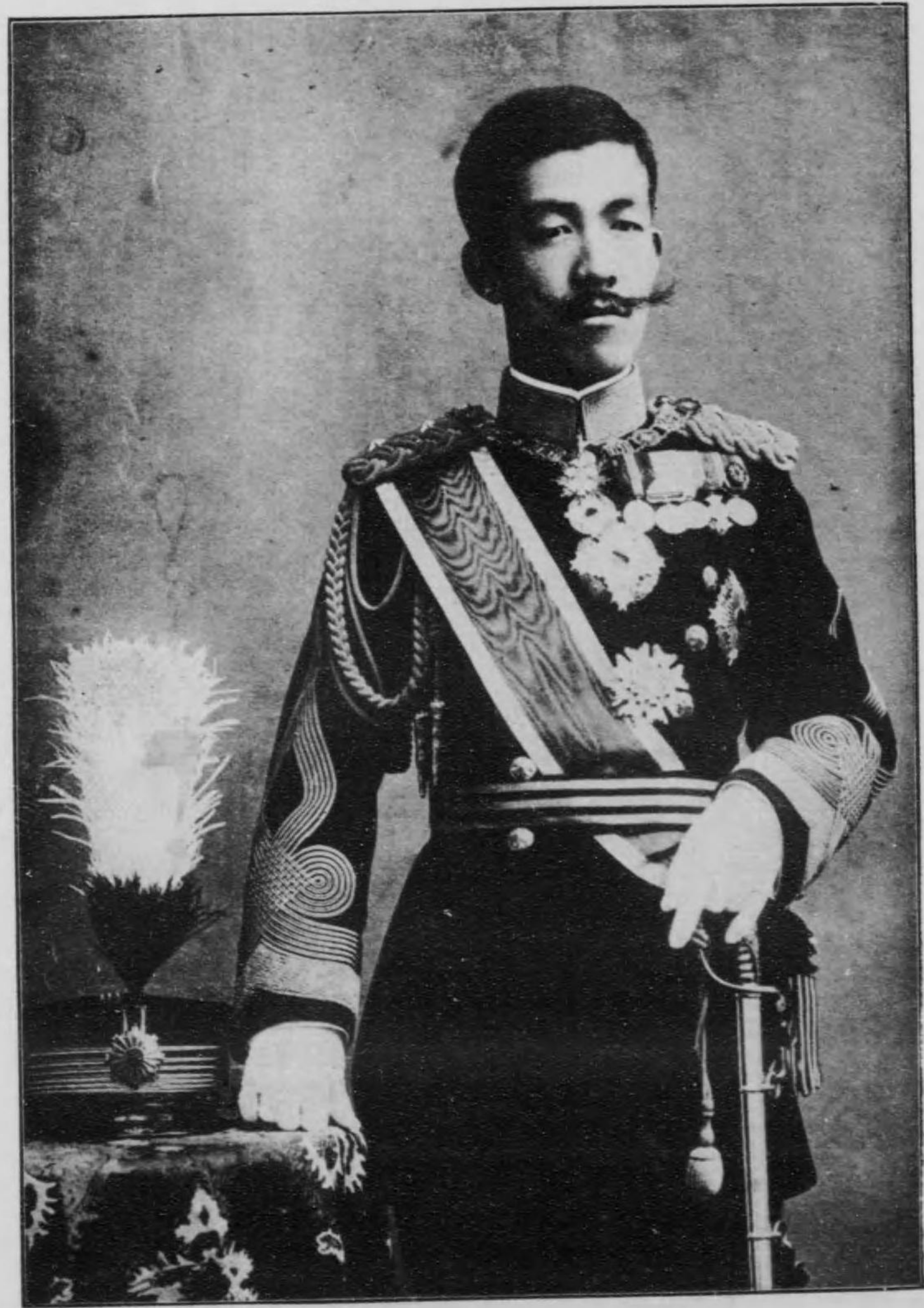
うきよりきりぬ

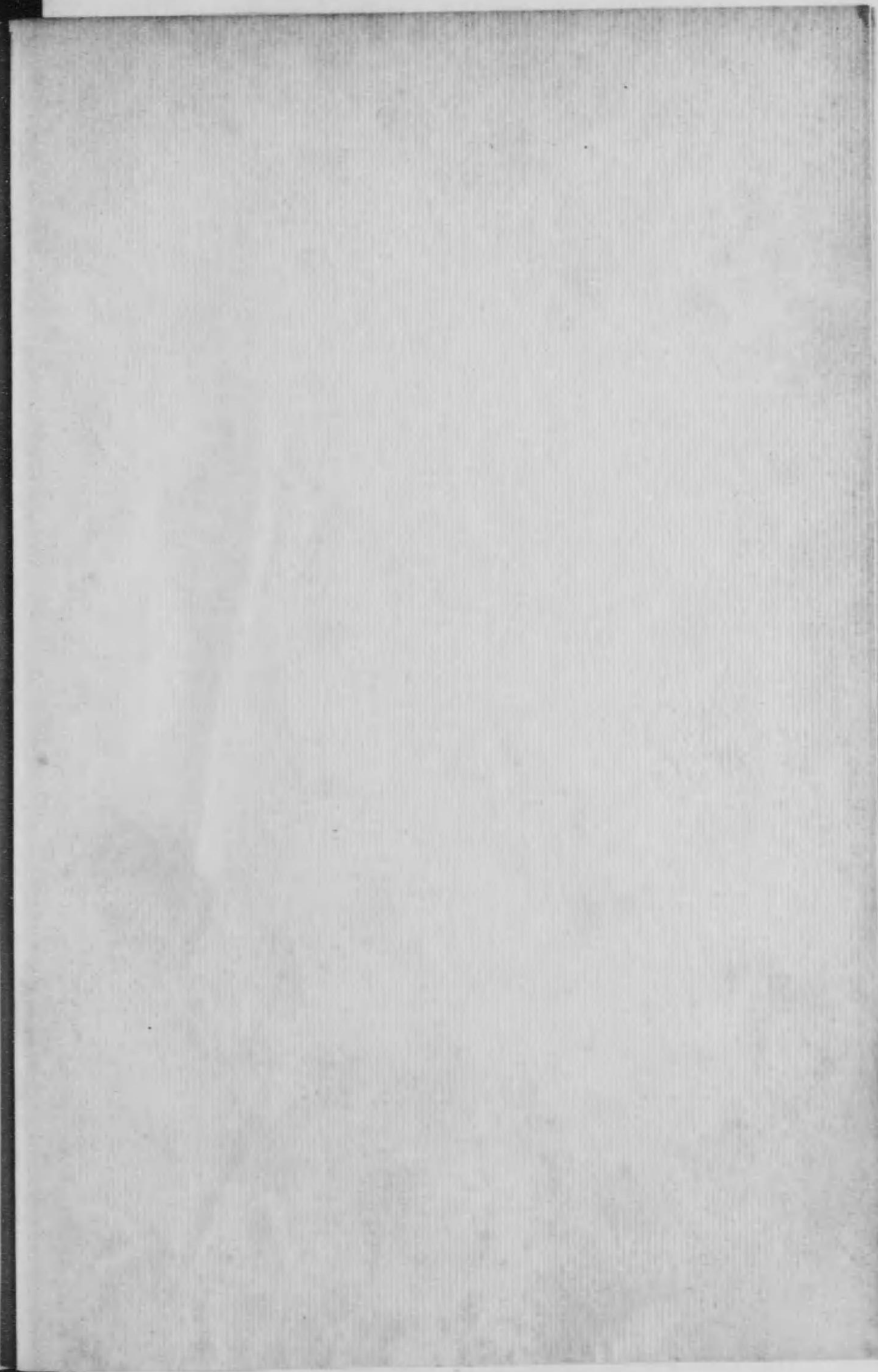
心三佐裕亨 敬写







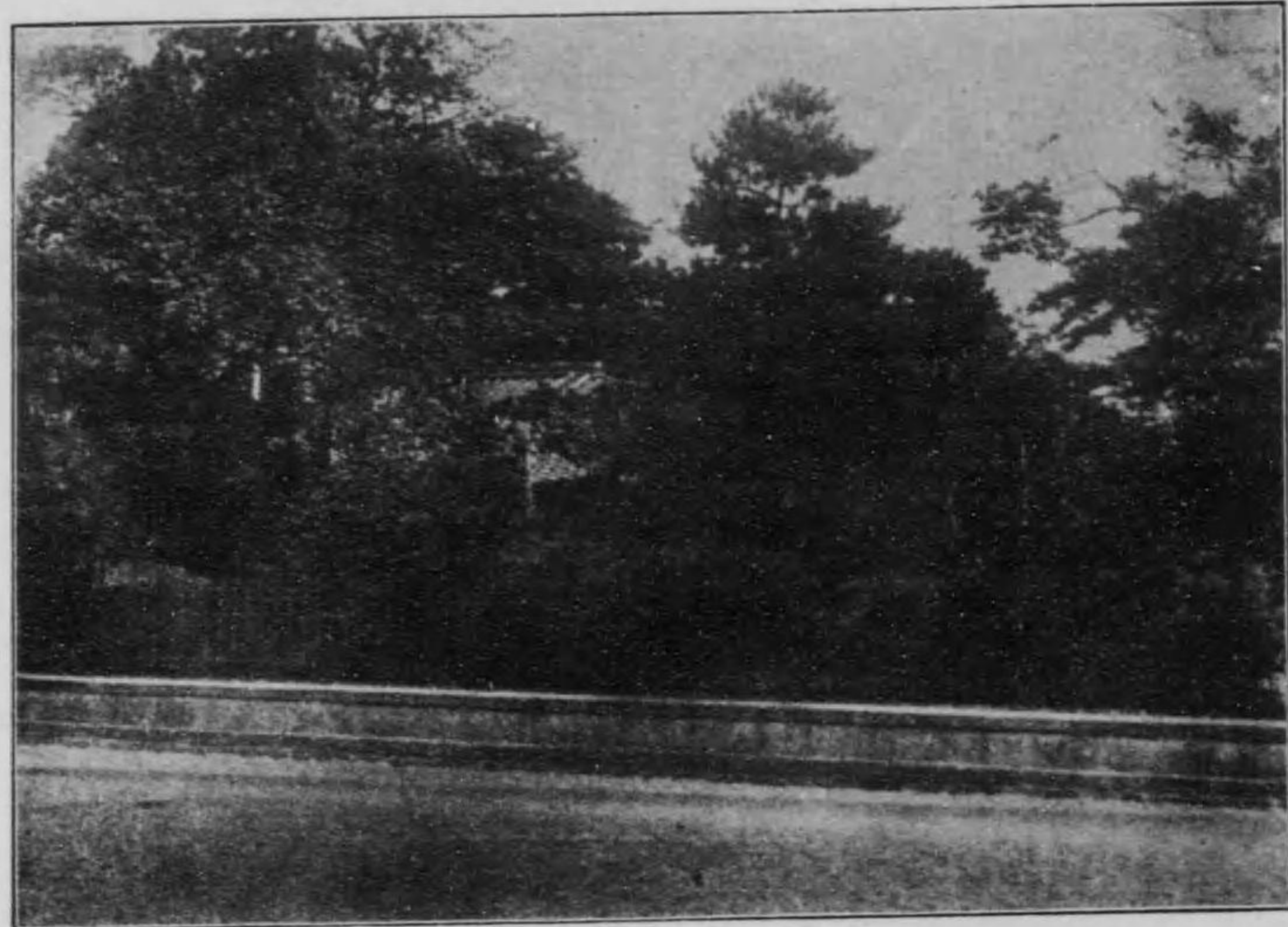




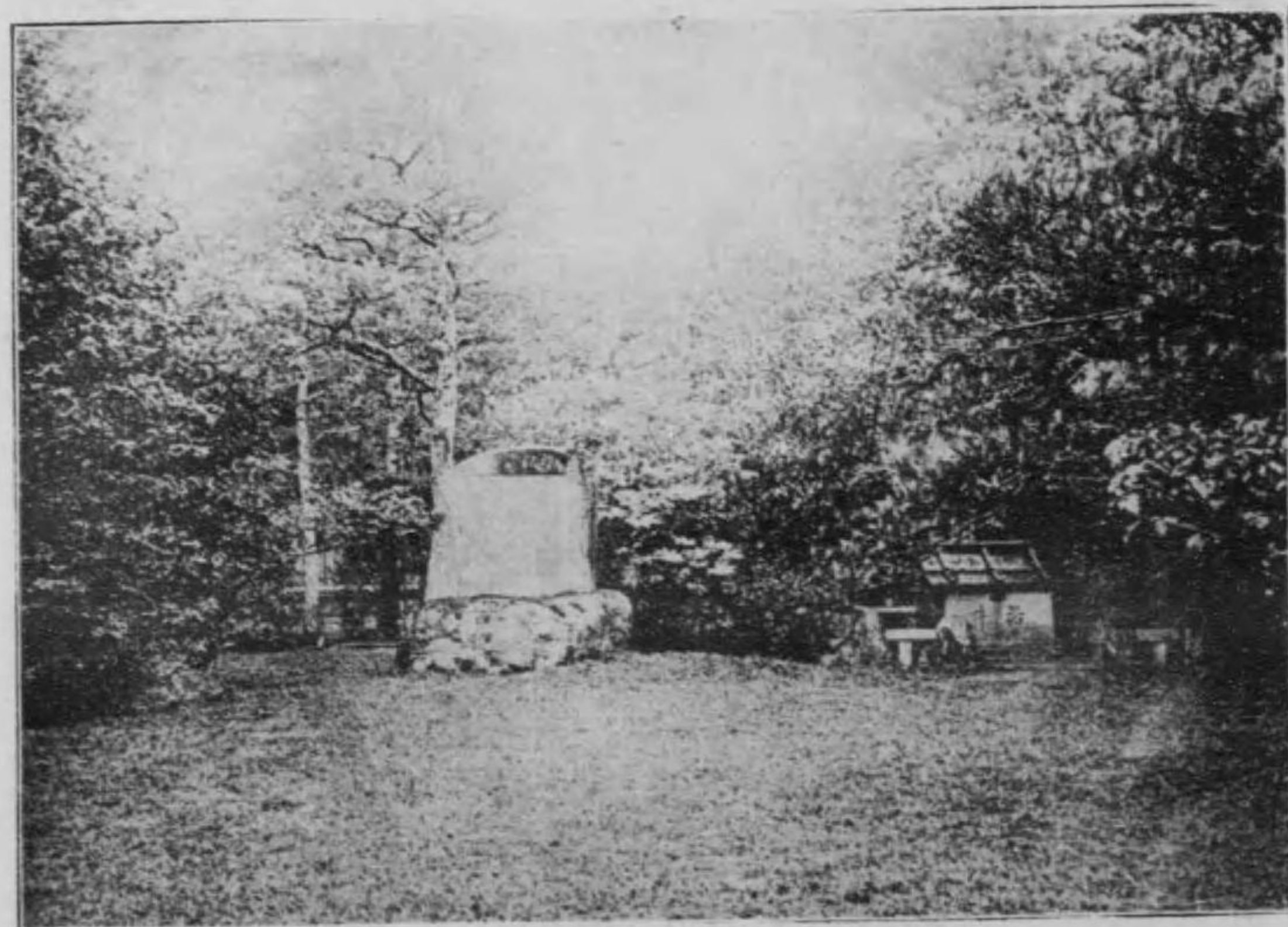
寫謹像肖御の代時壯少御皇天治明



殿産御内苑御都京

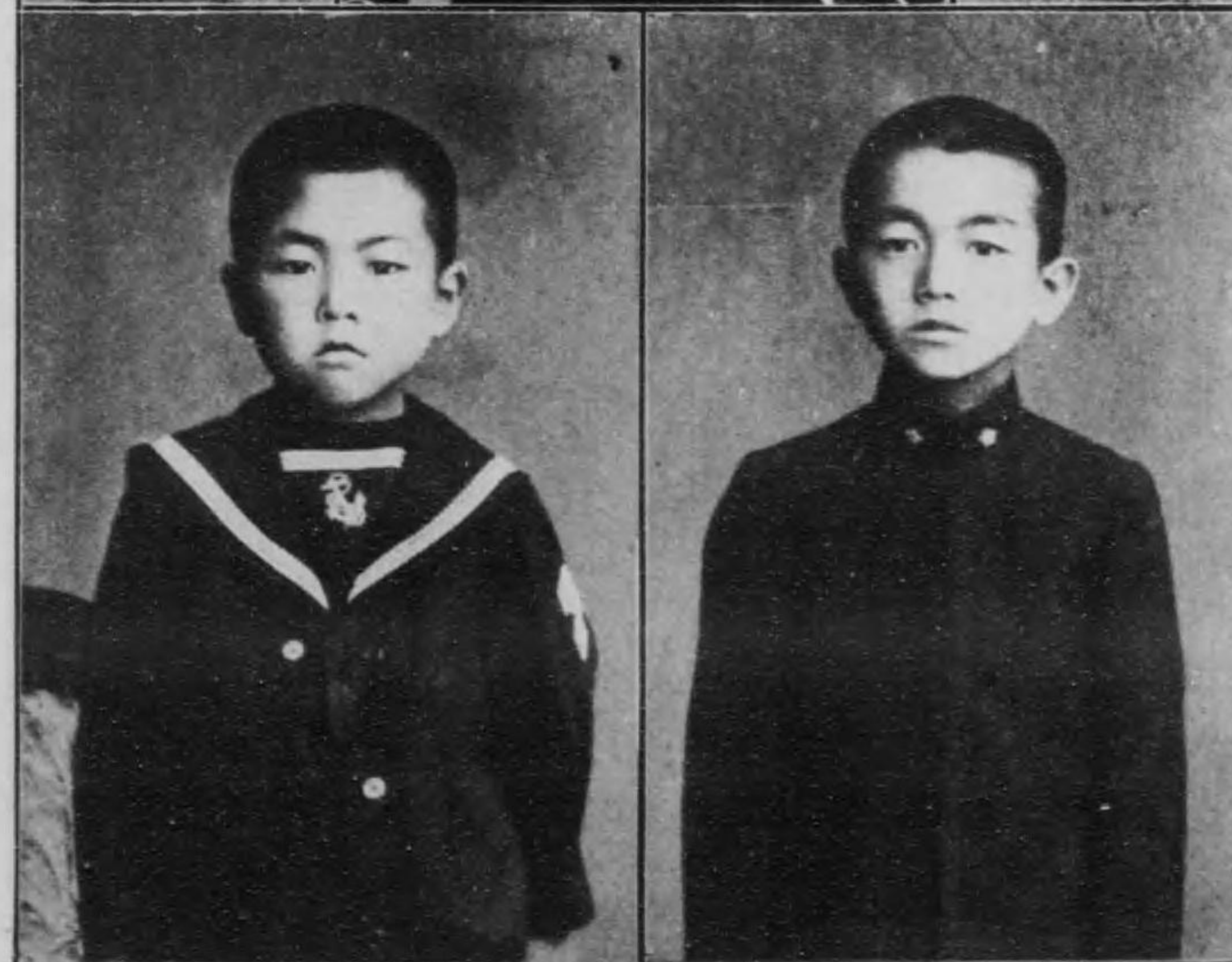


井の祐



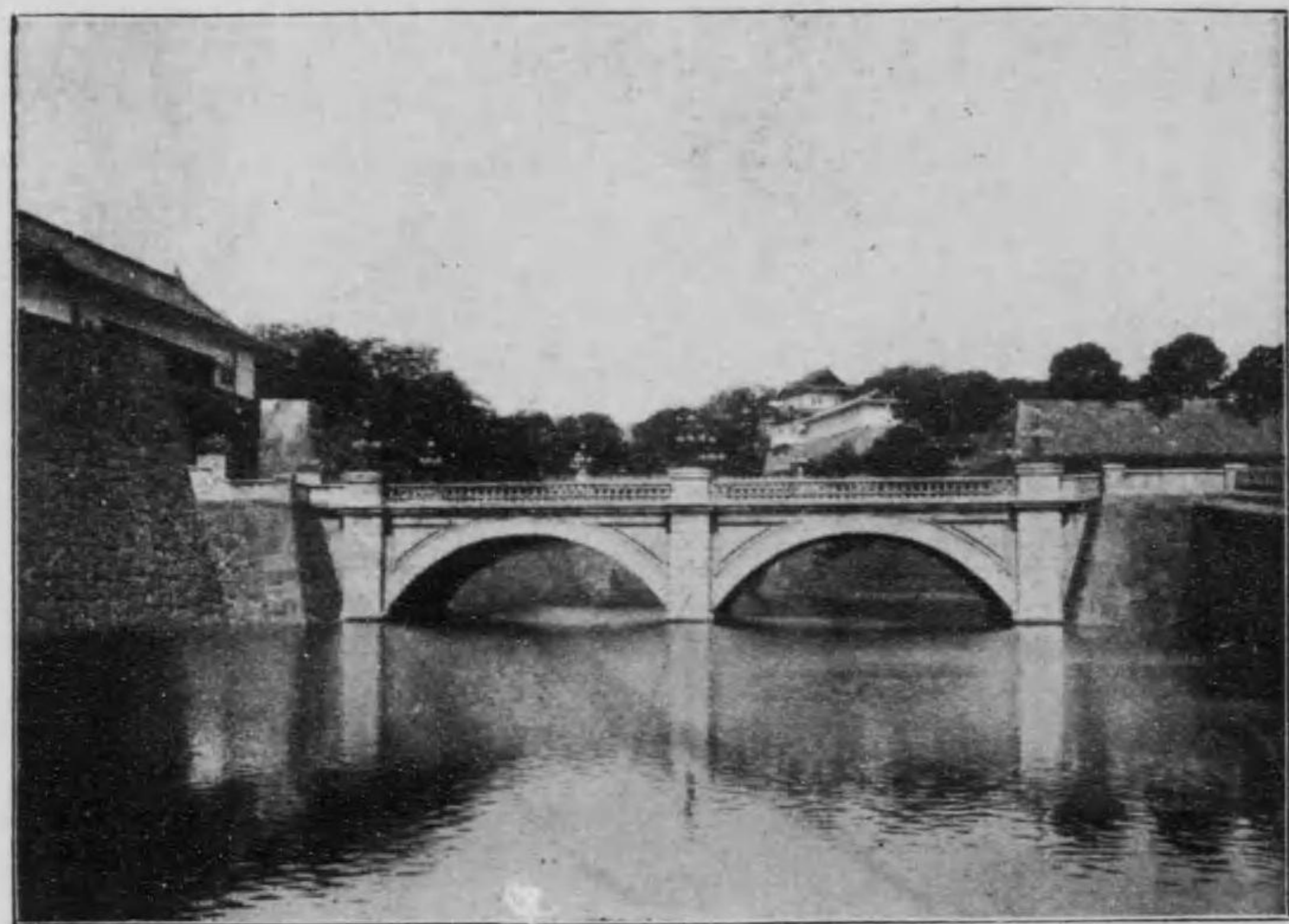
井るへ玉せま汲を水湯産御時御の生誕御皇天治明
るさば遊存保御に趾邸山中舊の内苑御都京てしに

下殿王親仁裕子太皇

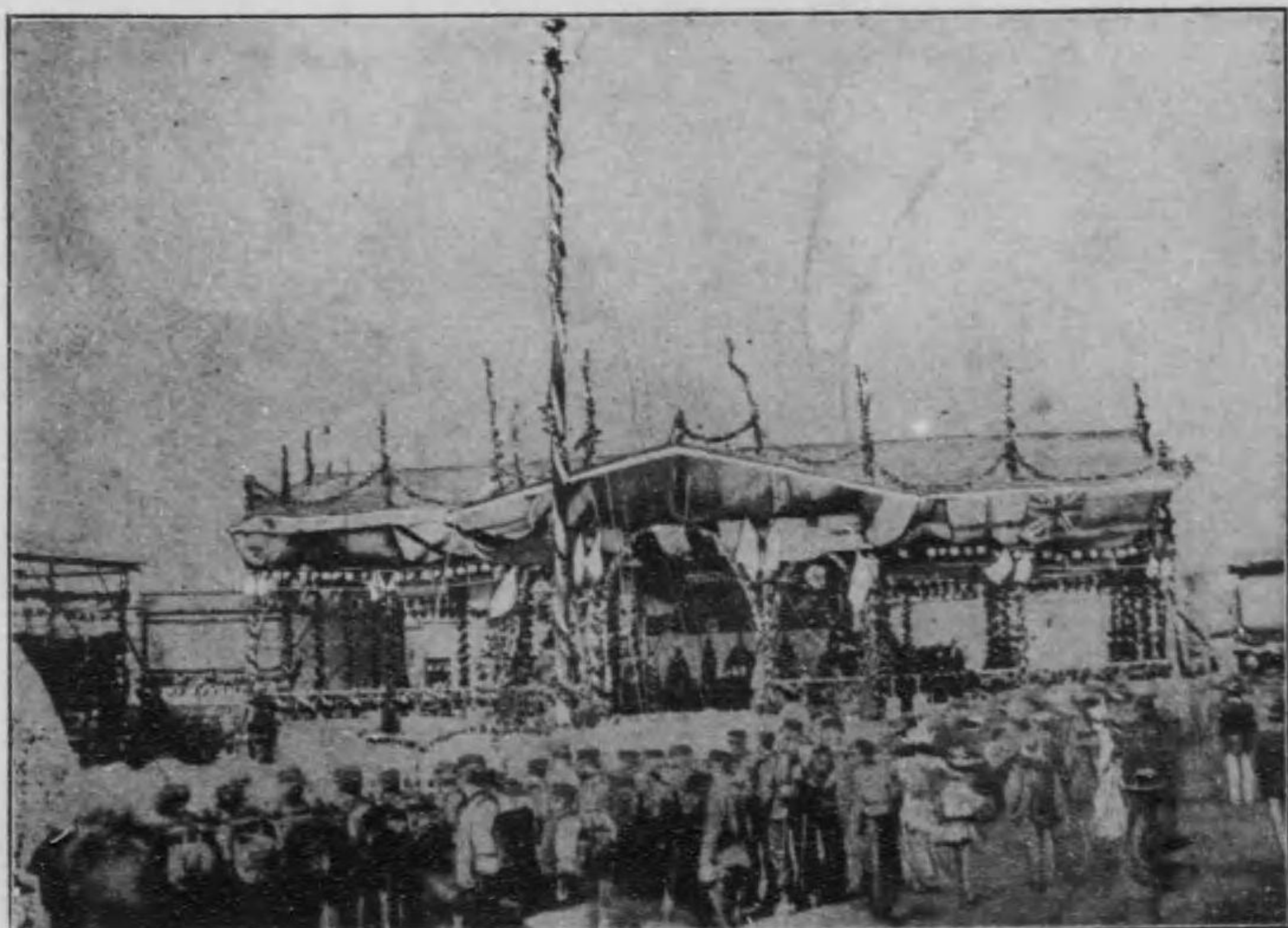


下殿王親仁宜 子皇三第 下殿王親仁雍 子皇二第

橋 重 二

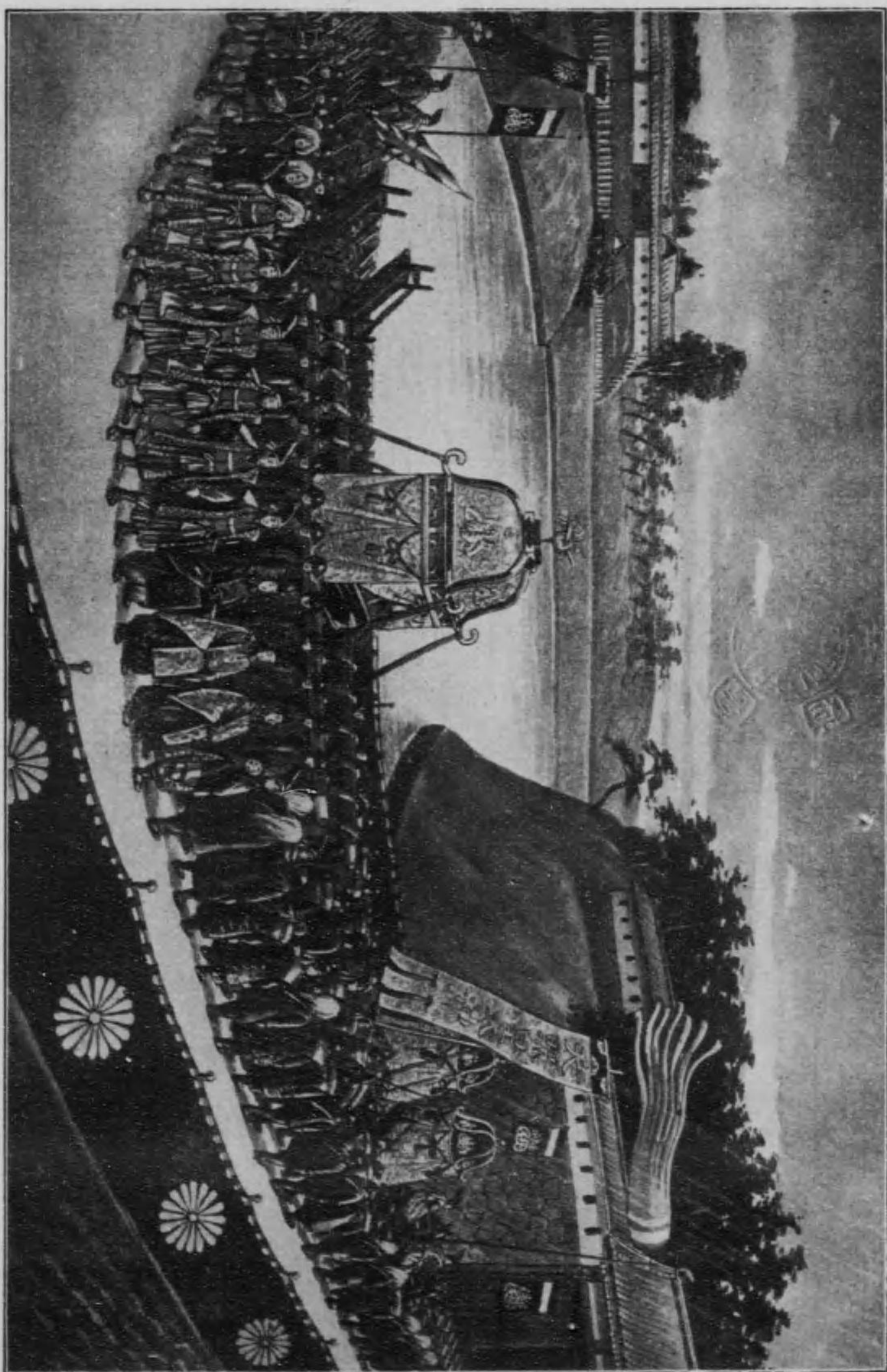


場式通開車流濱横



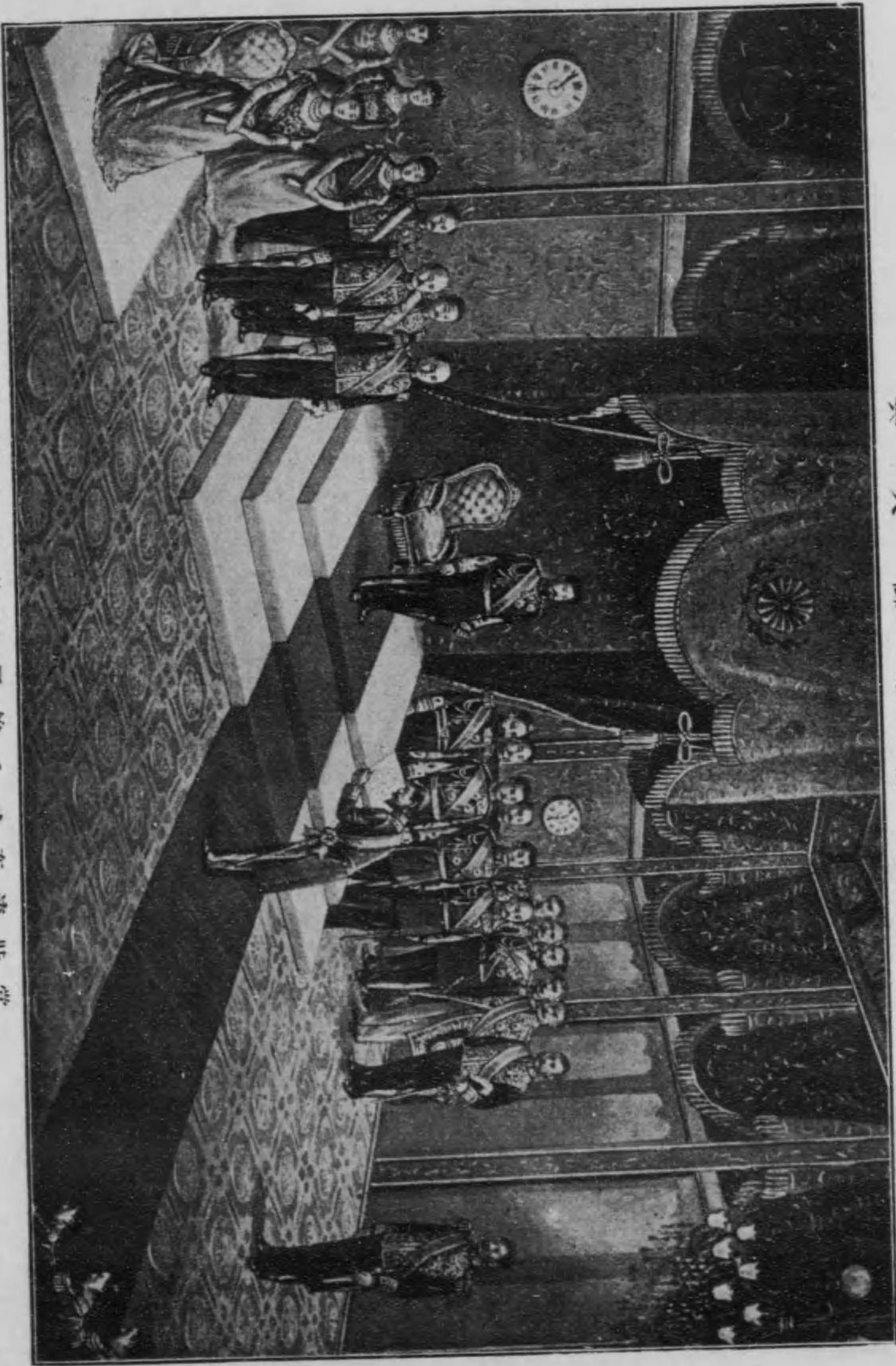
寫眞きづ基に眞寫の時當

都遷御へ京東りよ都京下陸皇天年元治明



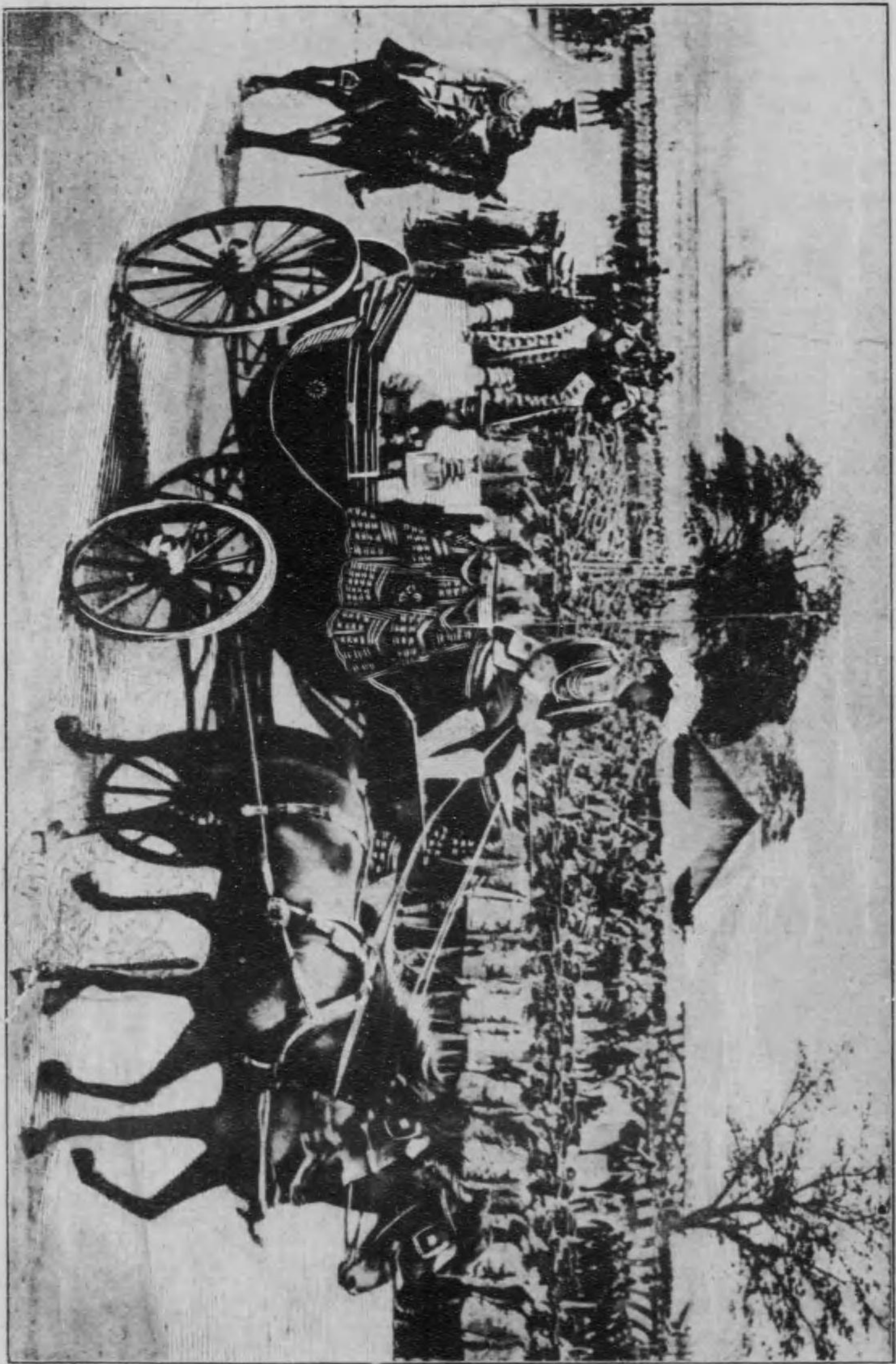
寫眞きづ基に画繪るせ布流時當

憲法發布御大典



當時流行布を繪るに基きテ寫

明治三十三年八月凱旋大觀兵式



(青山練兵場)

岡山大演習の御統監

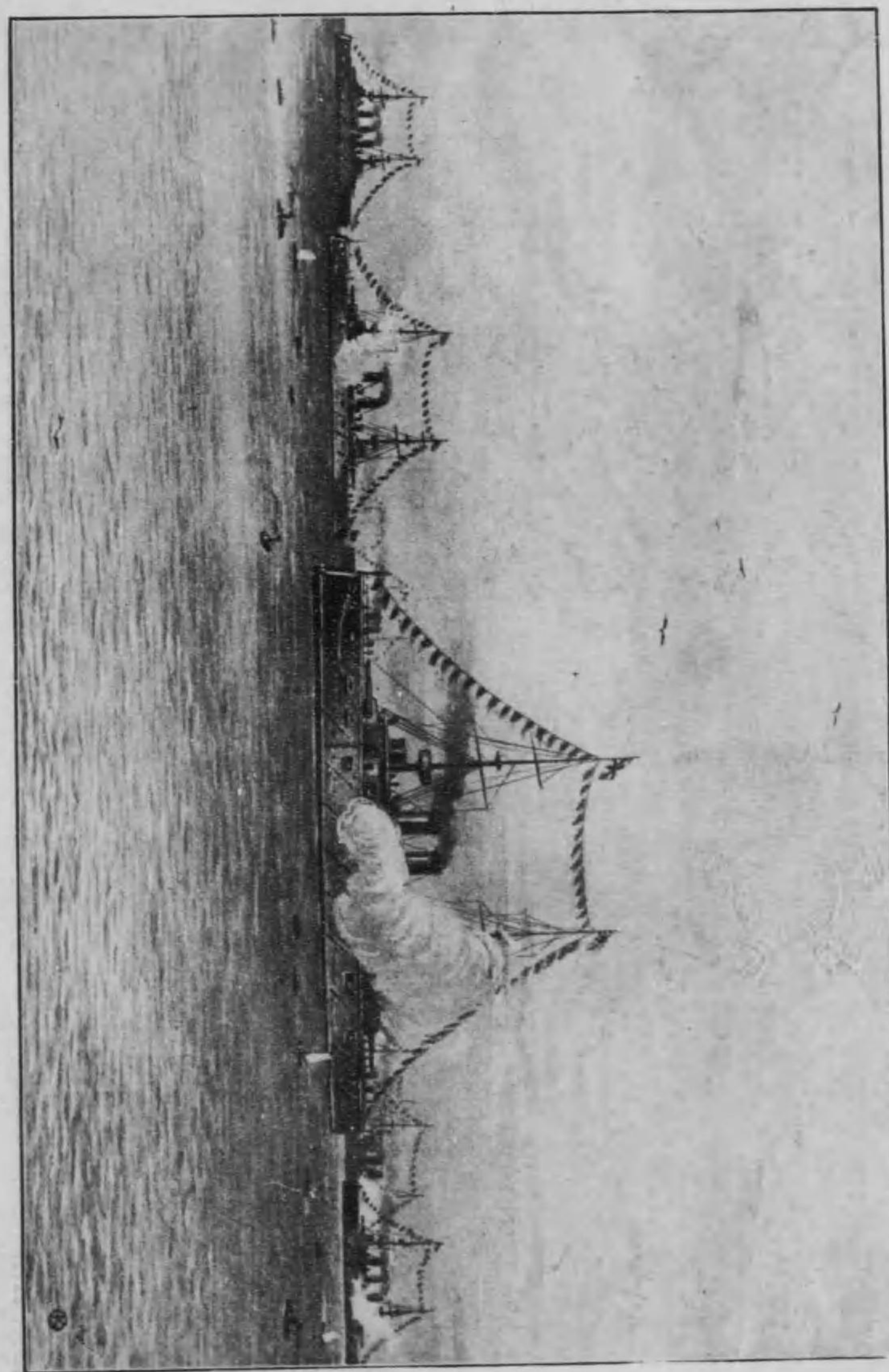


岡山附近の甘尖の御立

明治四十五年七月十日東京帝國大學卒業式へ臨御



(寫眞)

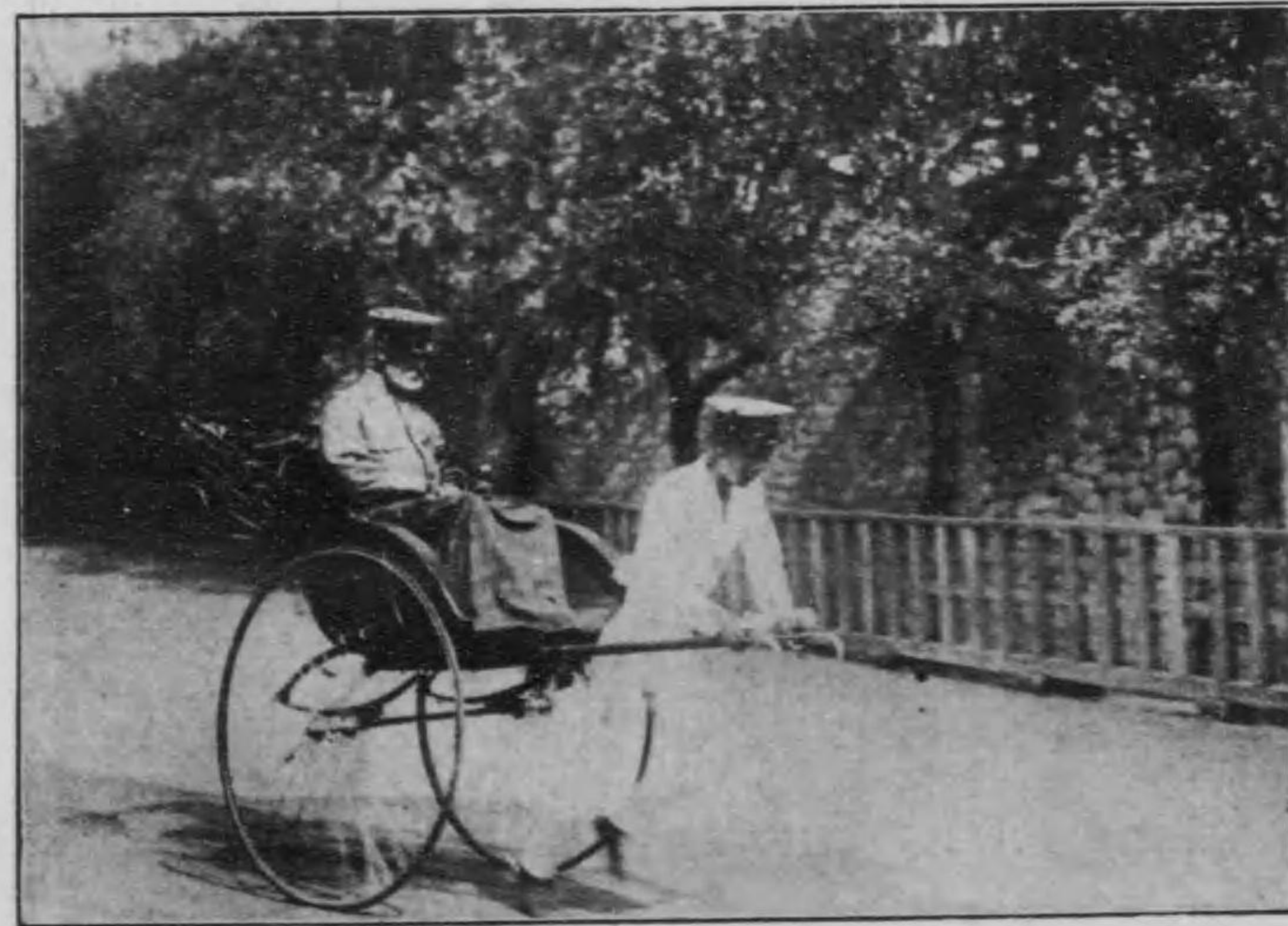


横濱港外に於ける凱旋大觀艦式

内参の官百武文



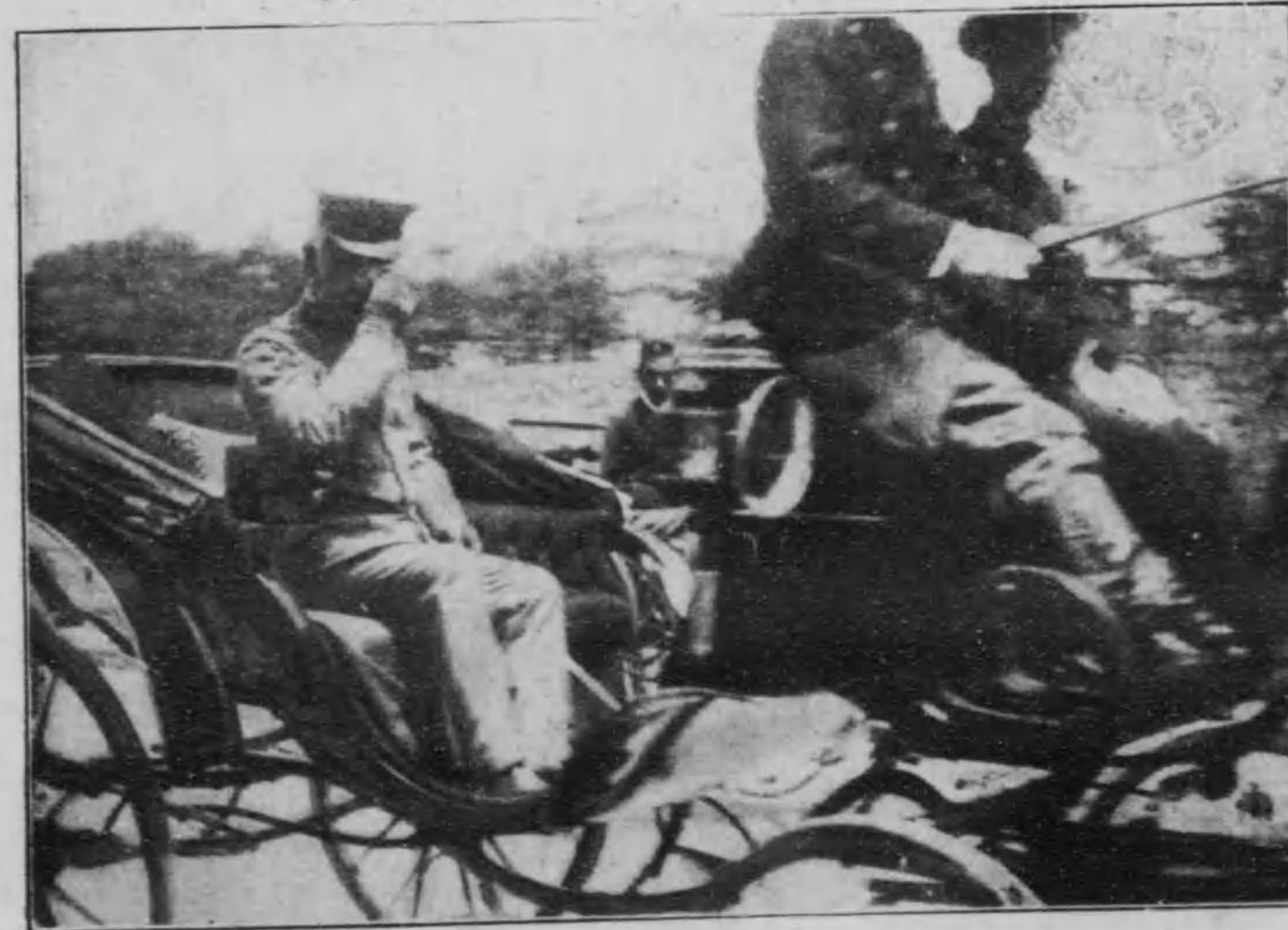
内参の將大木乃



内参御下殿子皇三



内参御下殿宮見伏



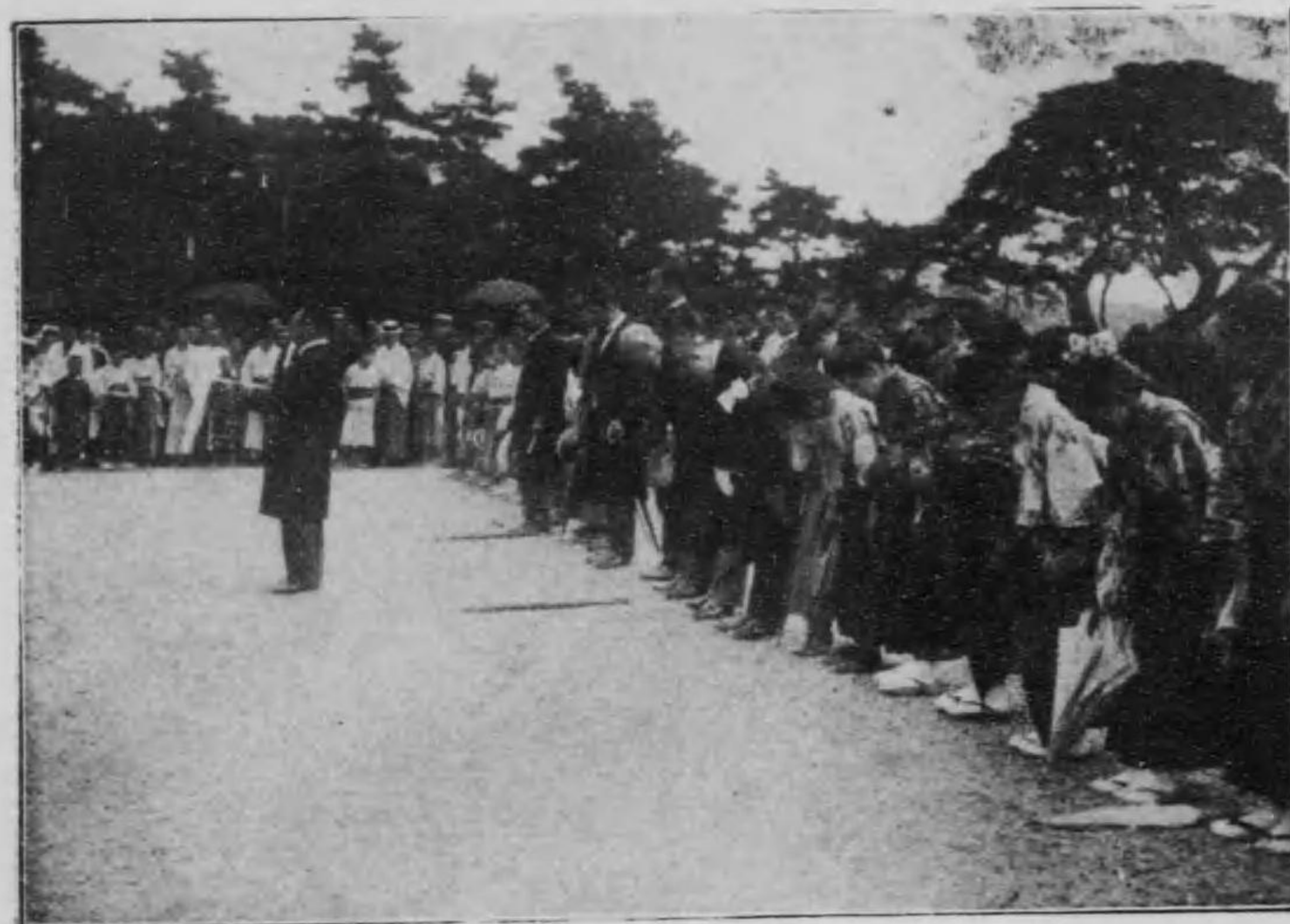
念祈愈平御の下陸て於に畔橋重二民國



拜遙の人軍軍海



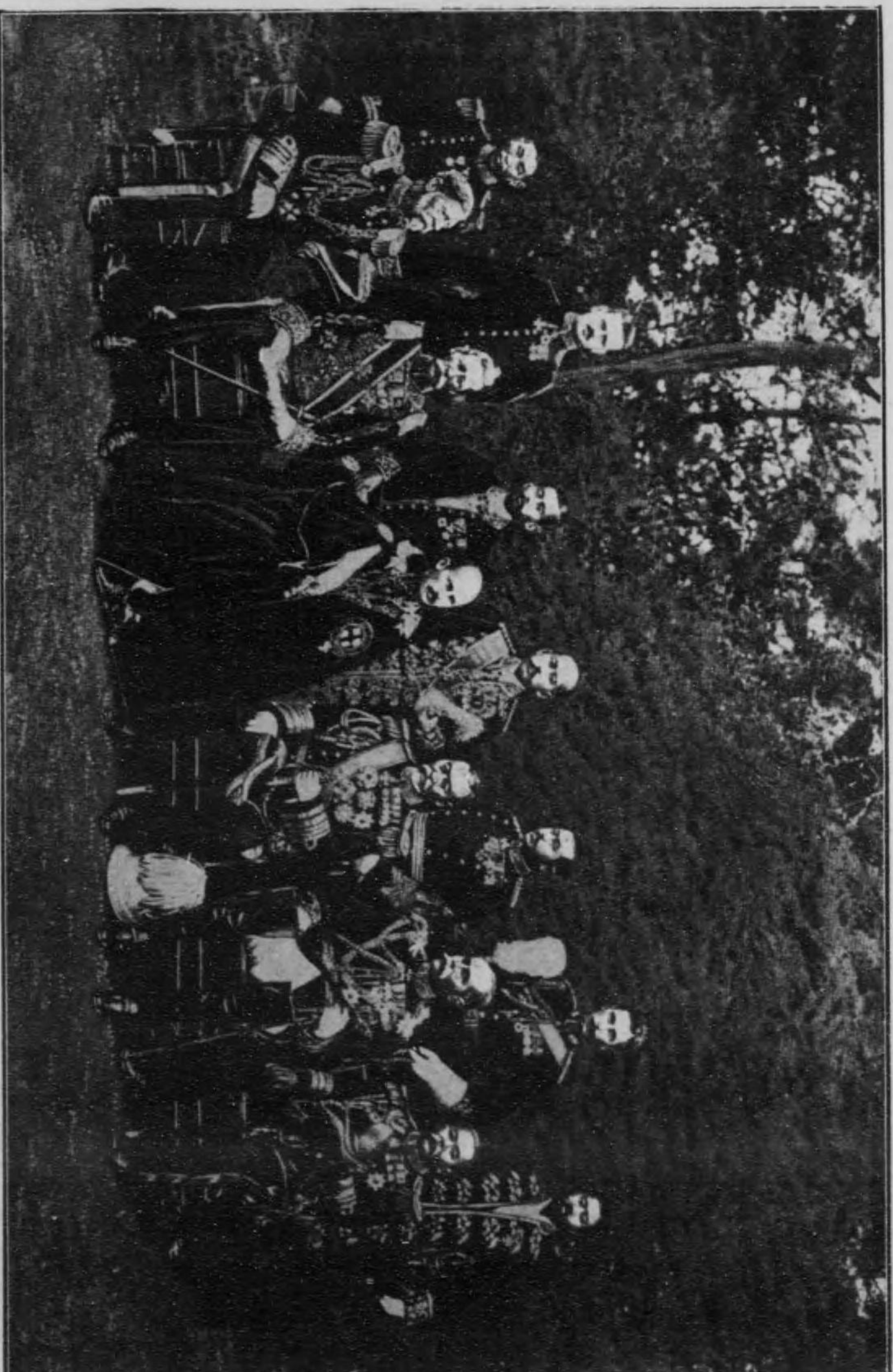
願祈愈平御の生學



る祈を愈平御に前城宮等入盲の京在



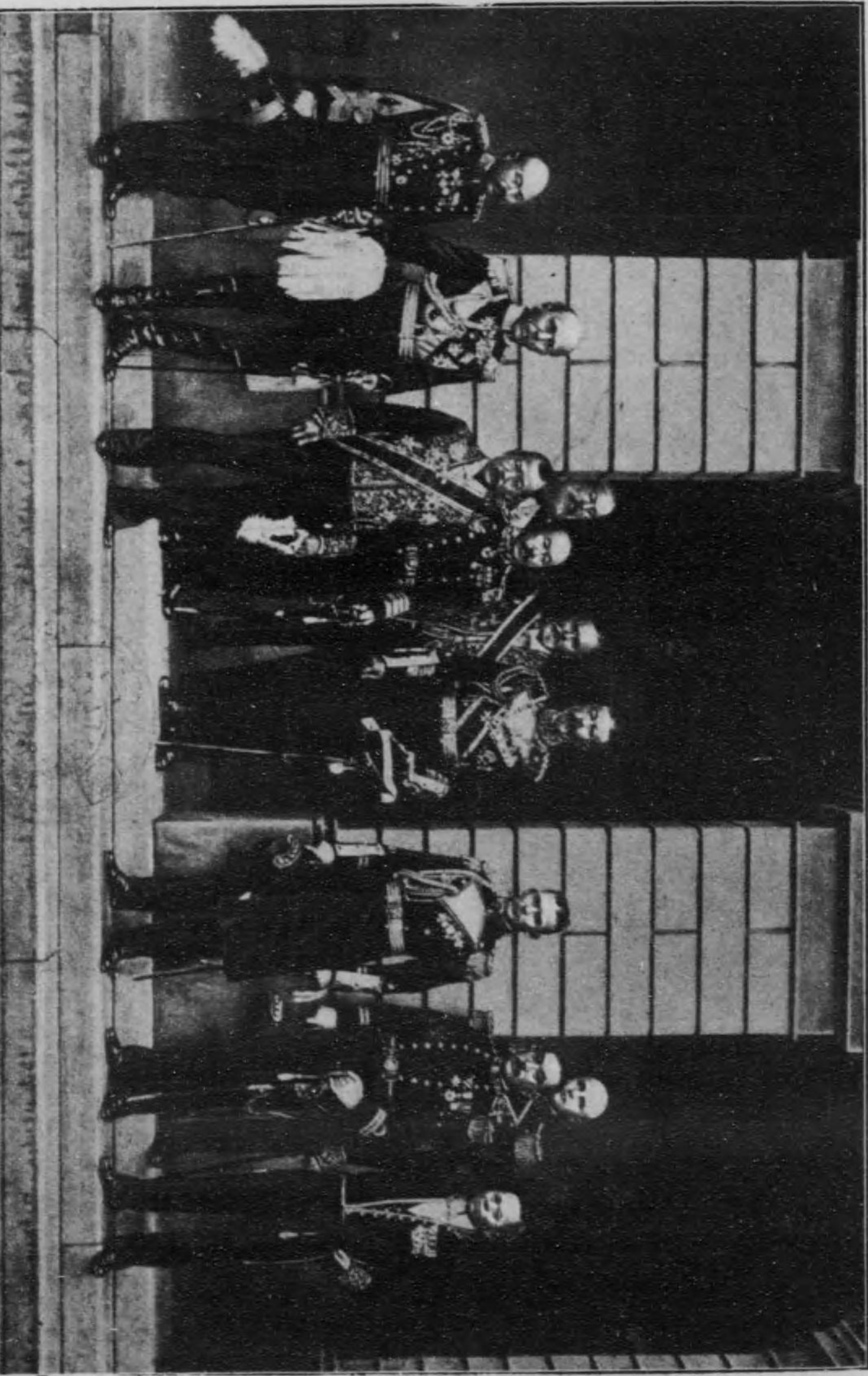
下殿トオノソコ代名御帝皇國英



(大正元年九月十八日於伏見宮御殿御紀念御撮影)

便大トルナドク< 下殿代各御 將大郷東 男ソエーム師元 將中軍海本坂 ヲ右てつ向列前
事領總澤芳(左) 佐大兵砲田吉(右) 官部式葉稻(央中列後) 氏ーゴトソド< 督提軍海

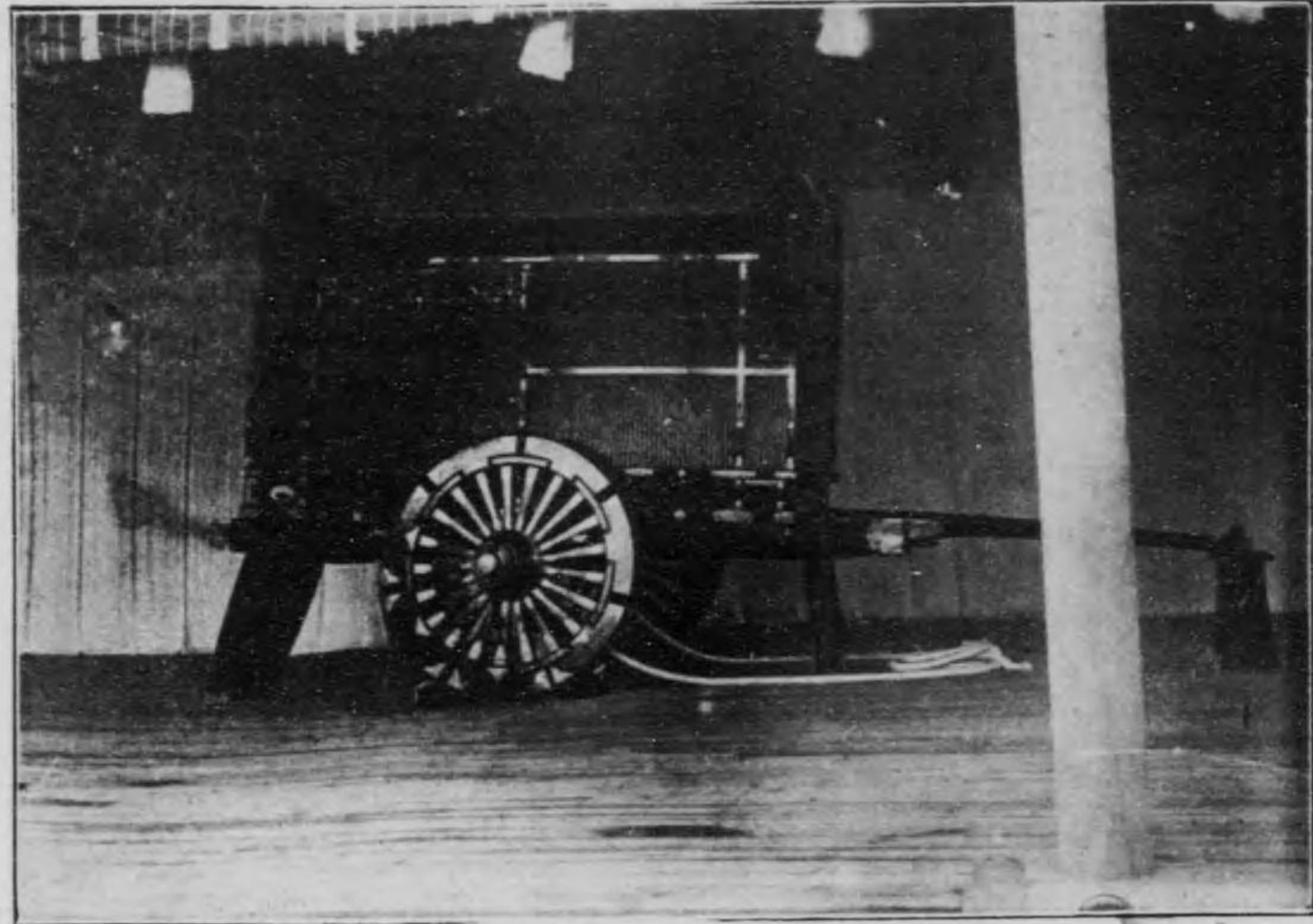
下殿王親ヒツリソイハ代名御下陸帝皇逸獨、



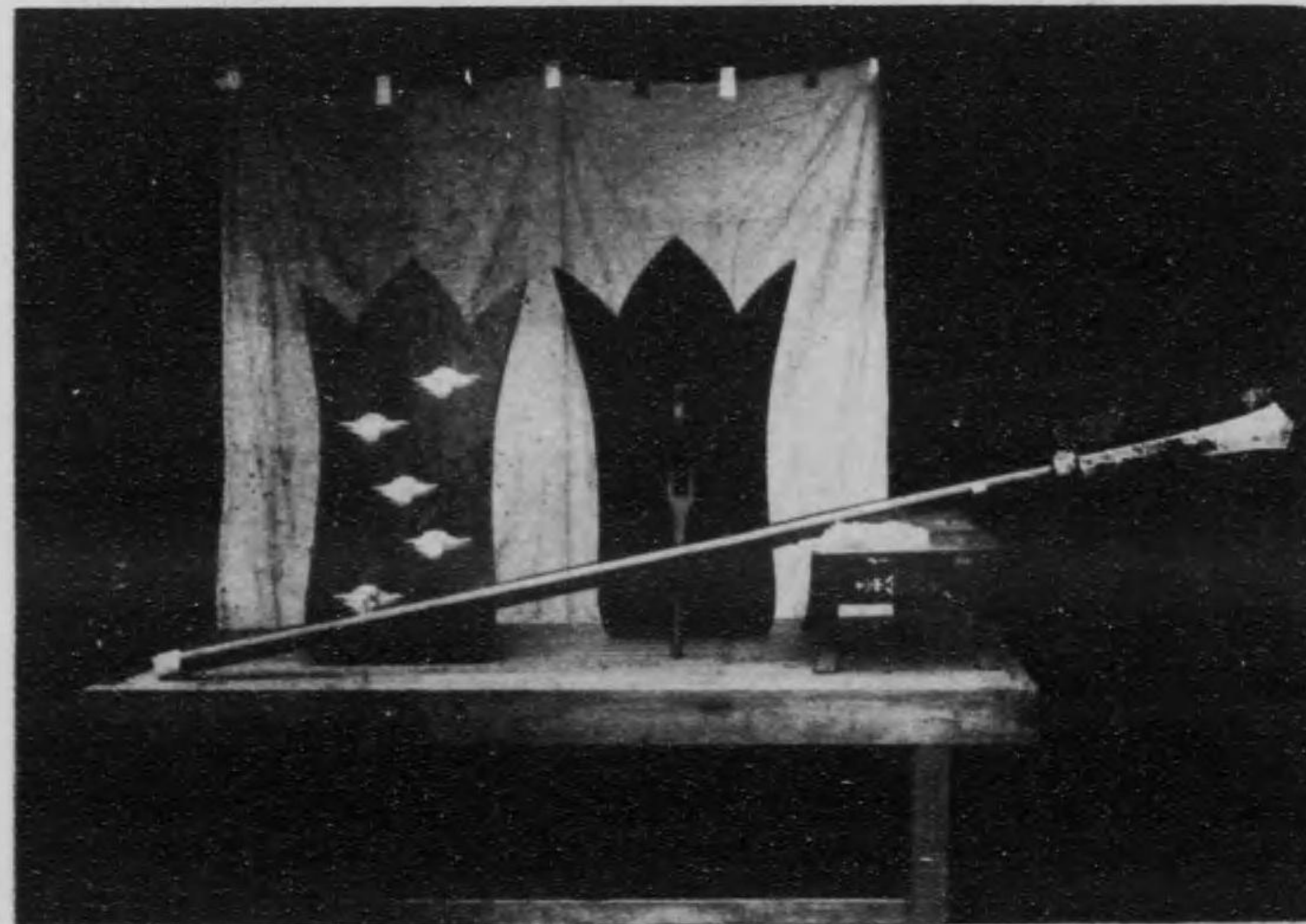
大正元年九月十日於霞ヶ關離宮御紀念御撮影

使大獨駐前上非(下左央中) 氏ソエームヲ 將中軍陸(後左央中) 將中軍海代入(左央中) 伯スグツレソ< 使大逸獨(央中) 下殿代名御(右央中)
男ソトルドソ< 當別下殿 將少軍陸庭大(端左列前) 尉大カスチン< 官副下殿 尉大軍海村上 官記書務外谷古(端右列前)

御 輜 車



鉦



北 米 合 衆 國 代 表 者 國 務 卿 ノ ス ク ヲ 氏 及 夫 人



(大正元年九月十一日於宮内大臣官舎庭園撮影)

人夫及氏スクッノ卿務國者表代(央中)使大ンヤーマ 將少軍海ザーノーレ (りよ右列前)
將少軍海上村 官部式邊渡(りよ右列後) 官書秘ーラーミ 爵子野栗
佐少兵騎中田 官事參井松 將少クシーバ

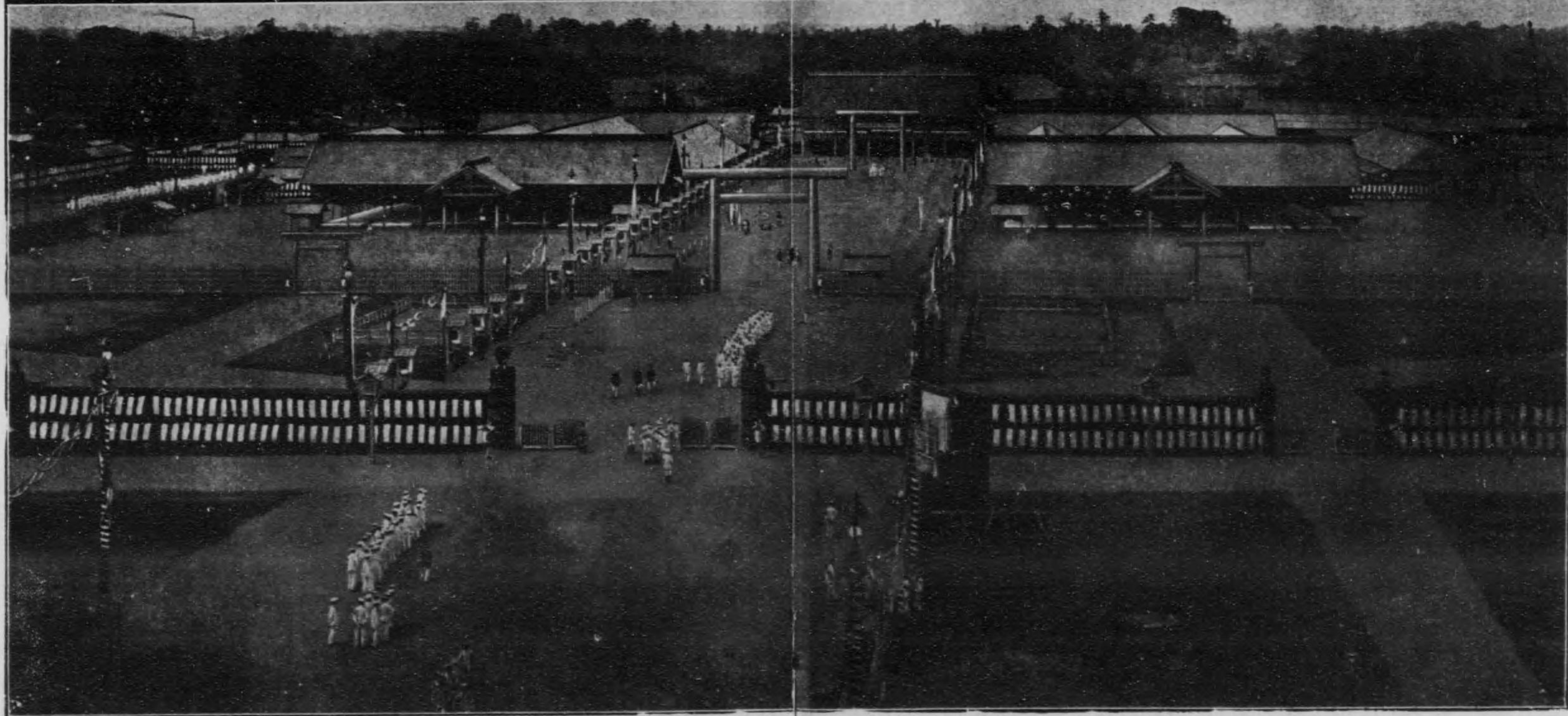
佛 蘭 西 共 和 國 代 表 者 將 軍 及 夫 人



(大正元年九月十二日於霞ヶ關離宮撮影)

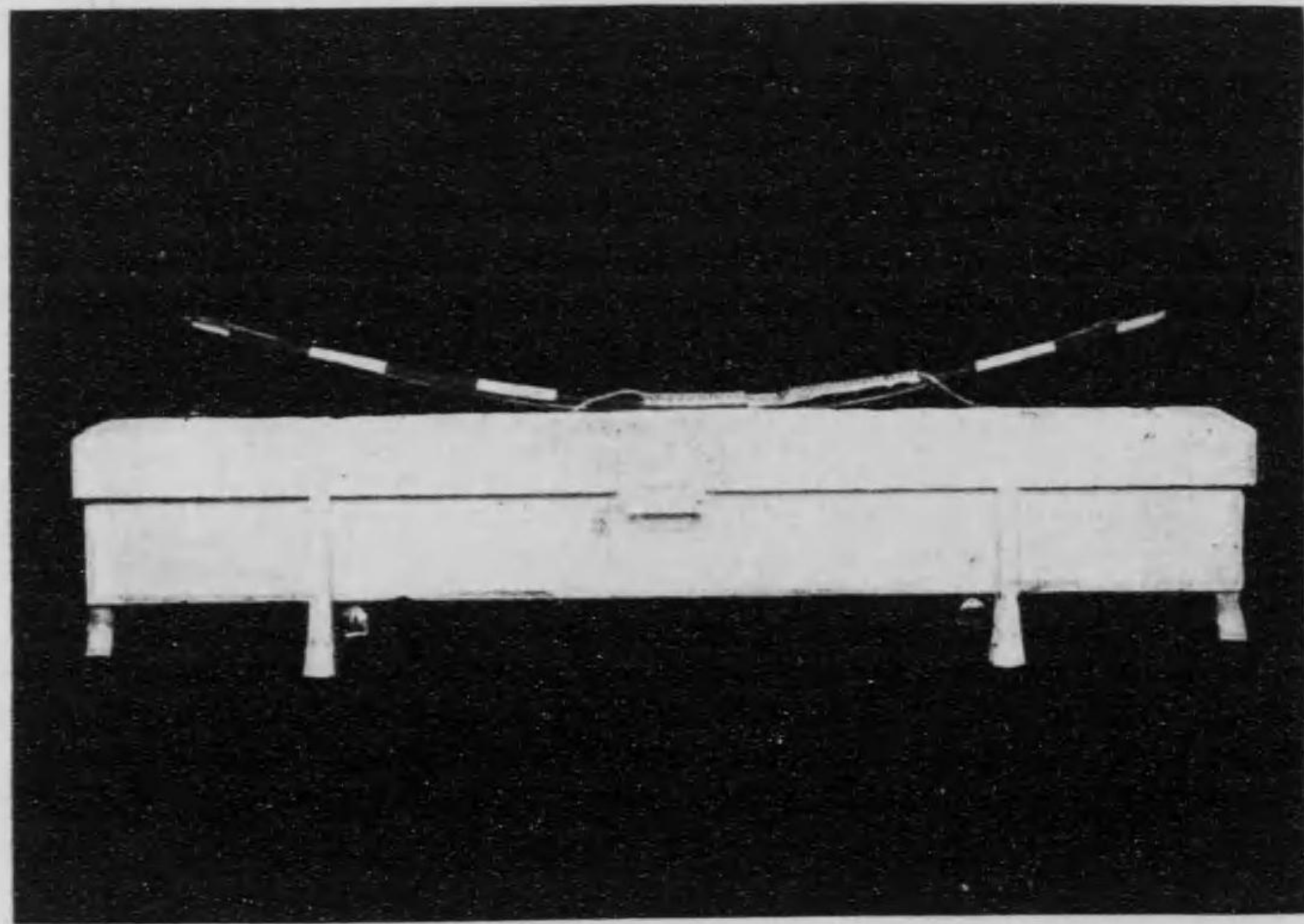
人夫并軍將ンボル者表代(央中) 佐大ンマレクンラグ (りよ右列前)
尉中ンボルクンヤジ 官部式屋土(りよ右列後) 將中軍陸山秋
佐中軍海村松 官部式來市 官記書エーチンモド 佐中軍陸原福

東京市よ奉納の燈籠及篋

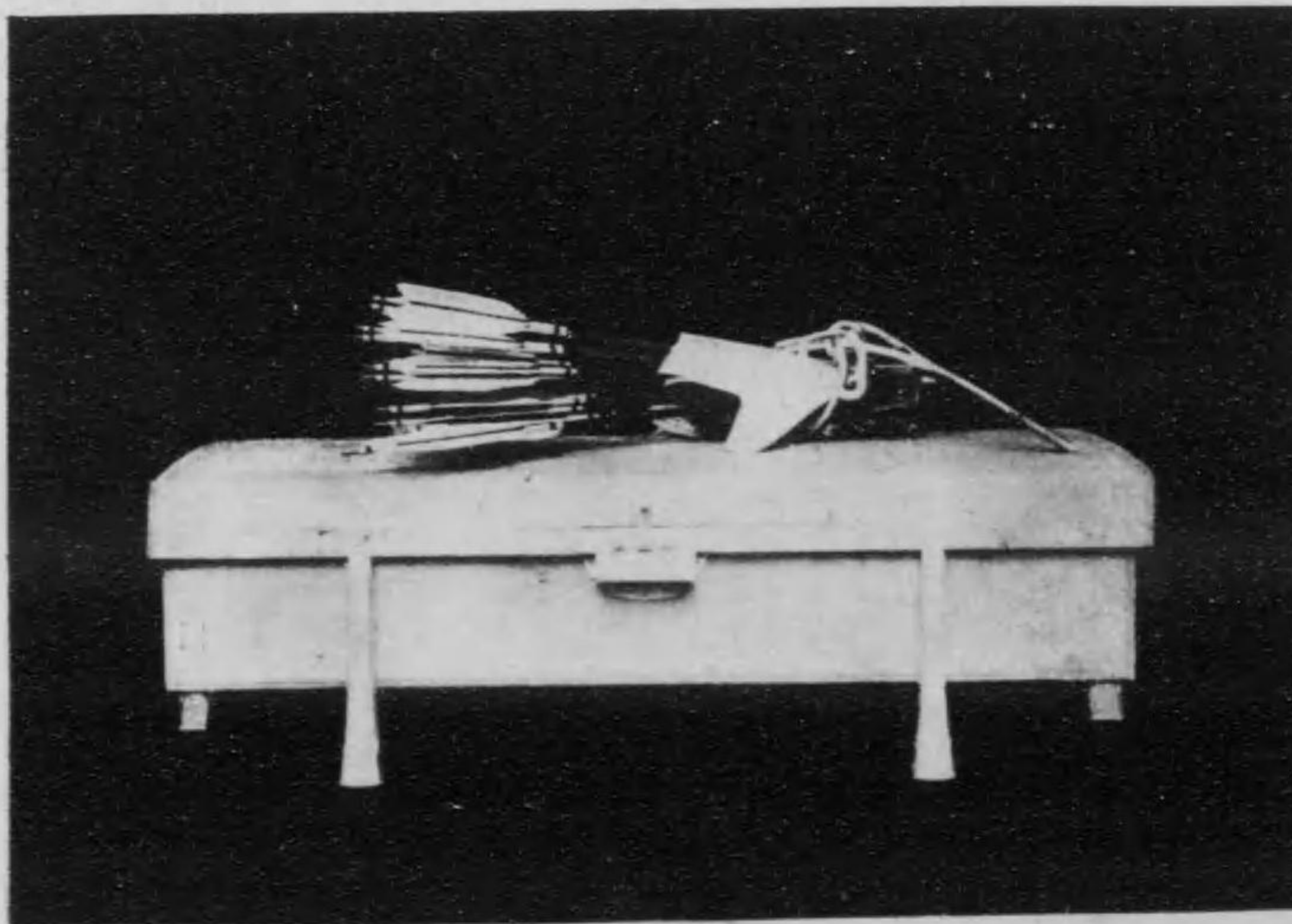


青山祭場

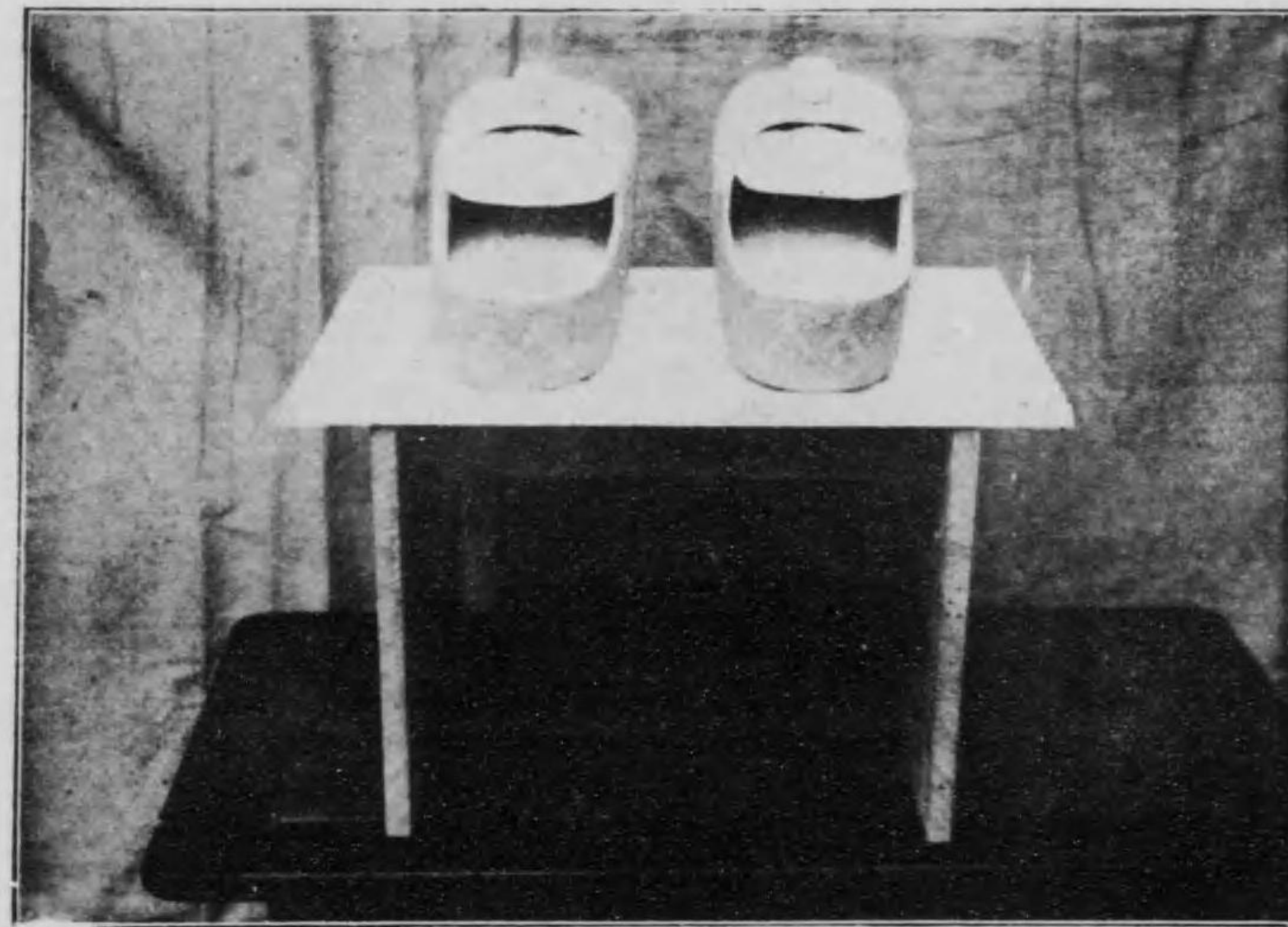
弓



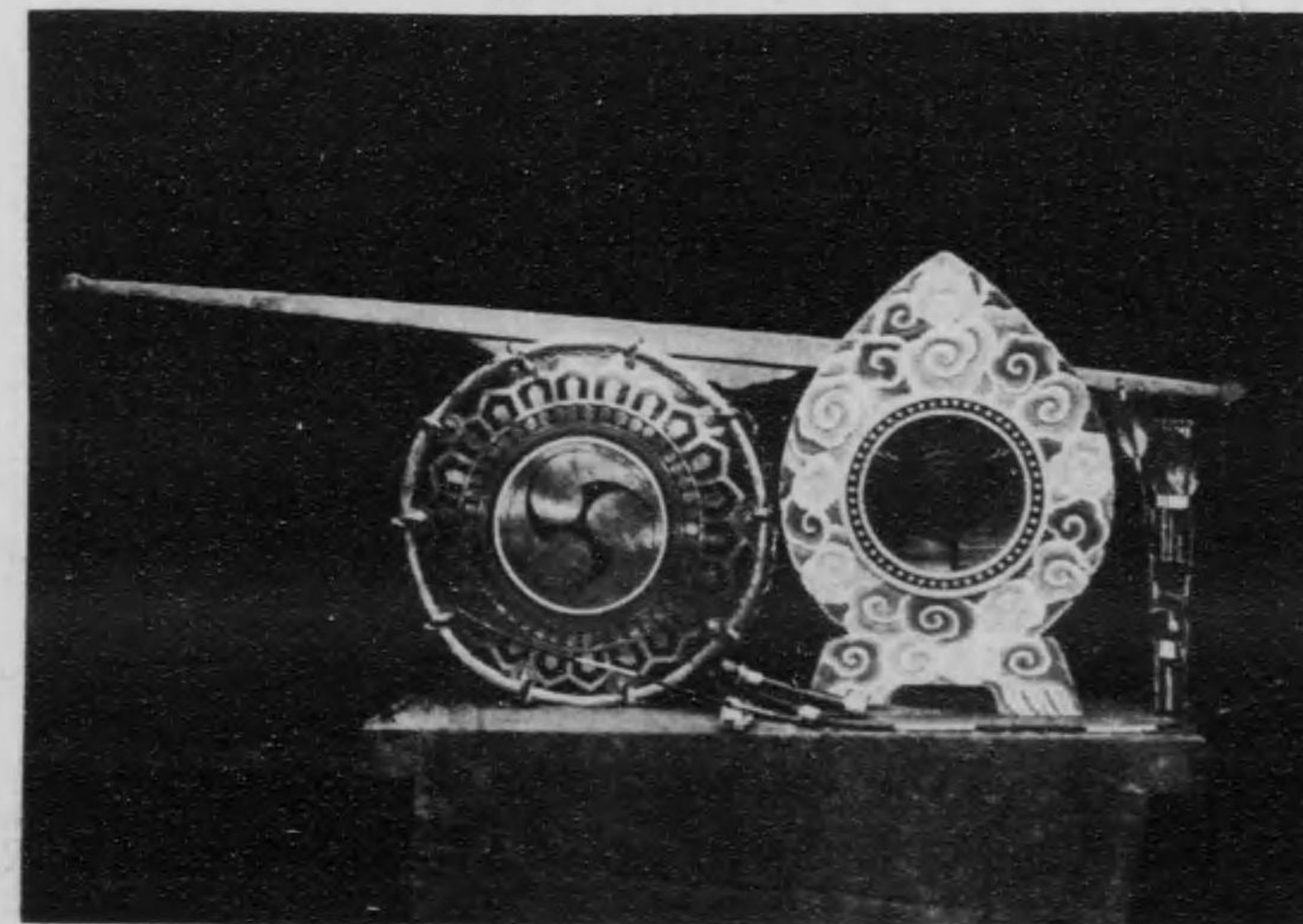
矢



靴 箱 納 御

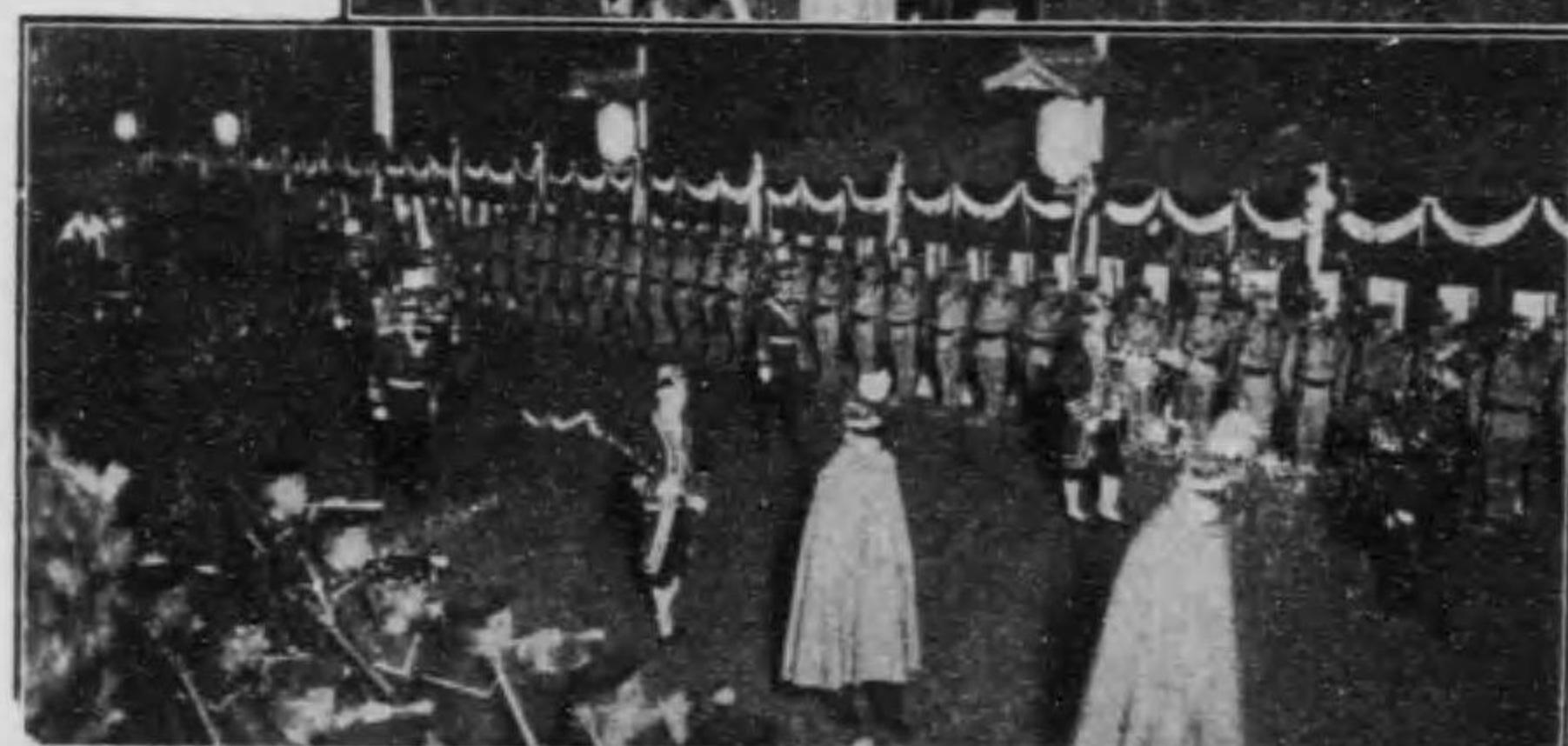


鍾 鼓 大

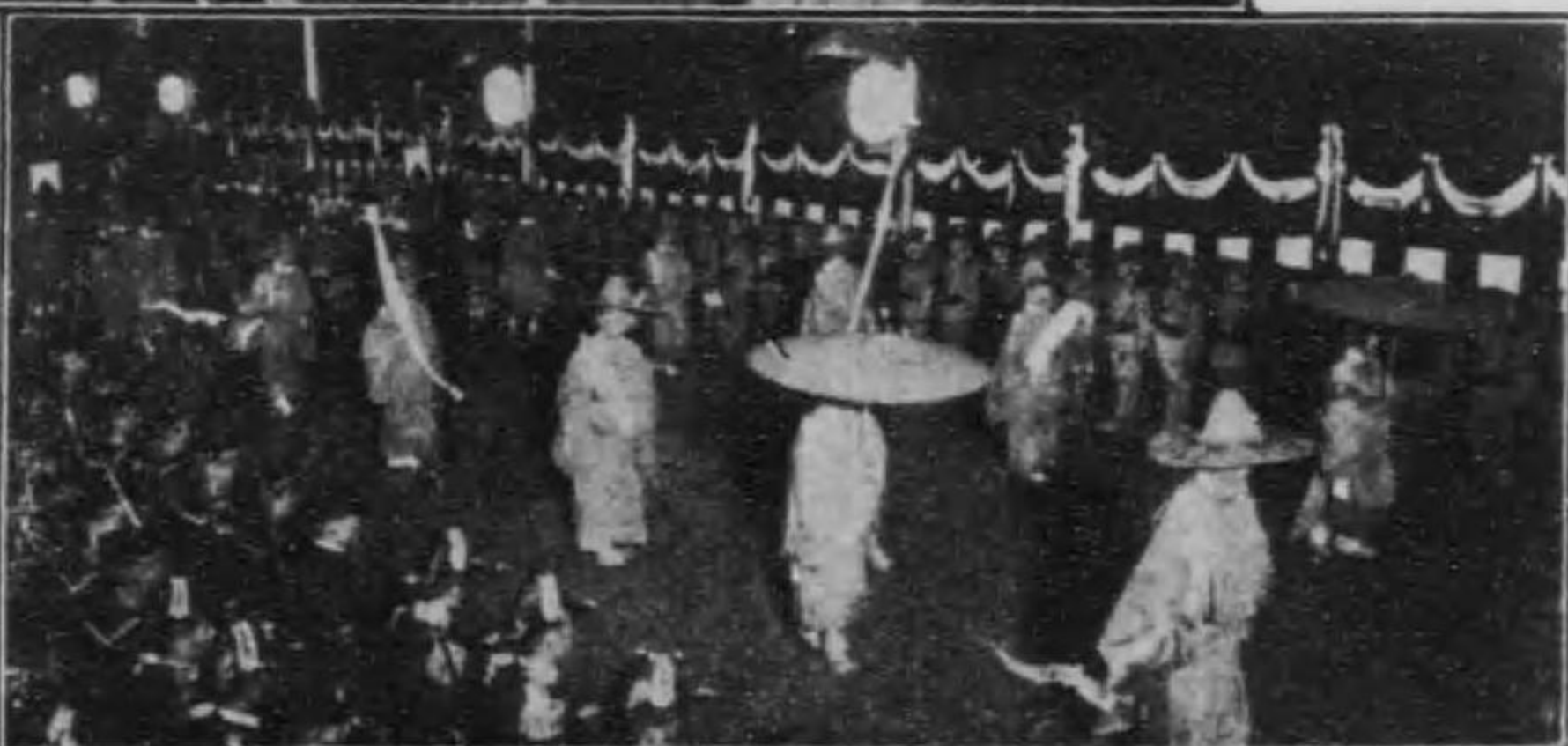


列 葬 御 山 桃

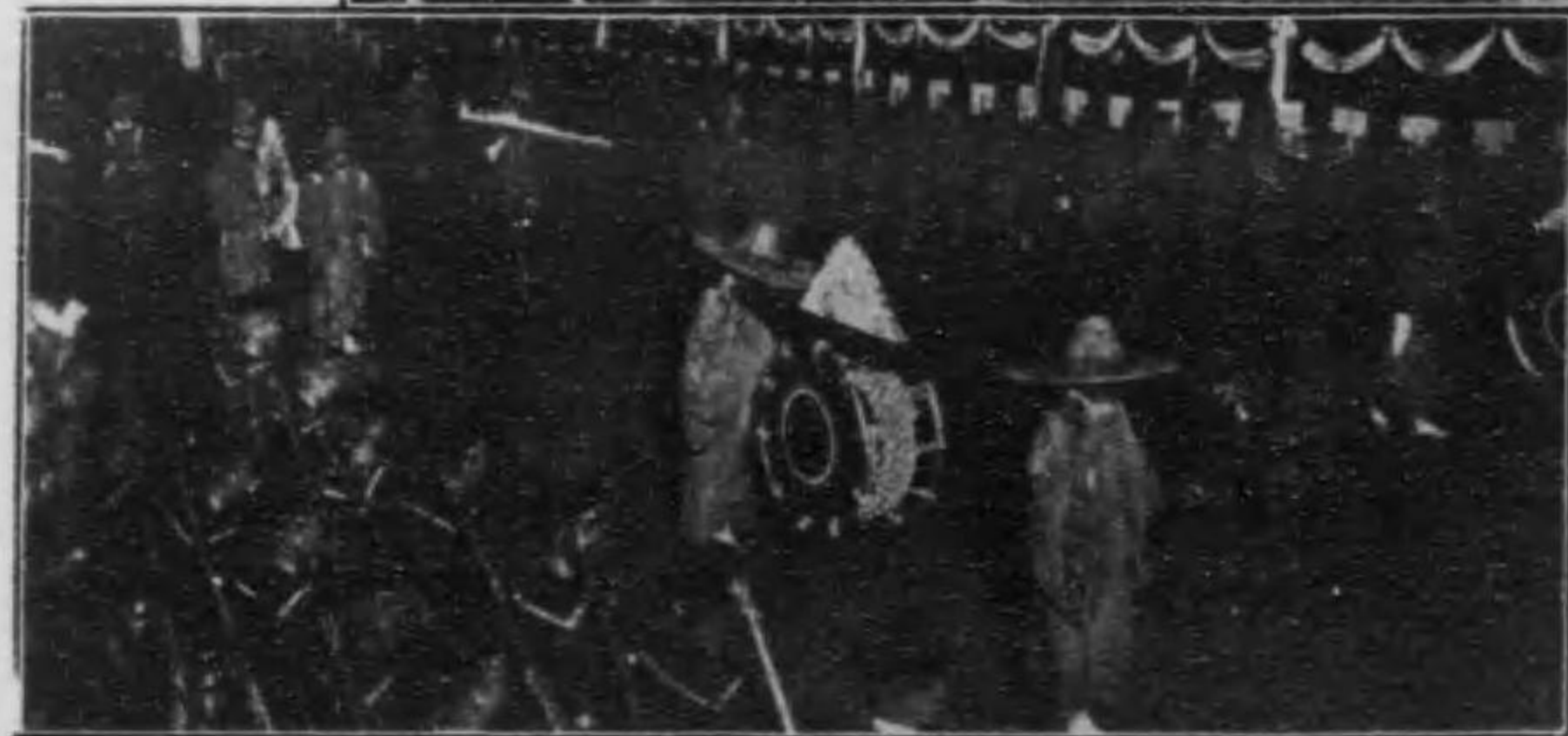
葱
華
叢



御
名
代
宮
殿
下



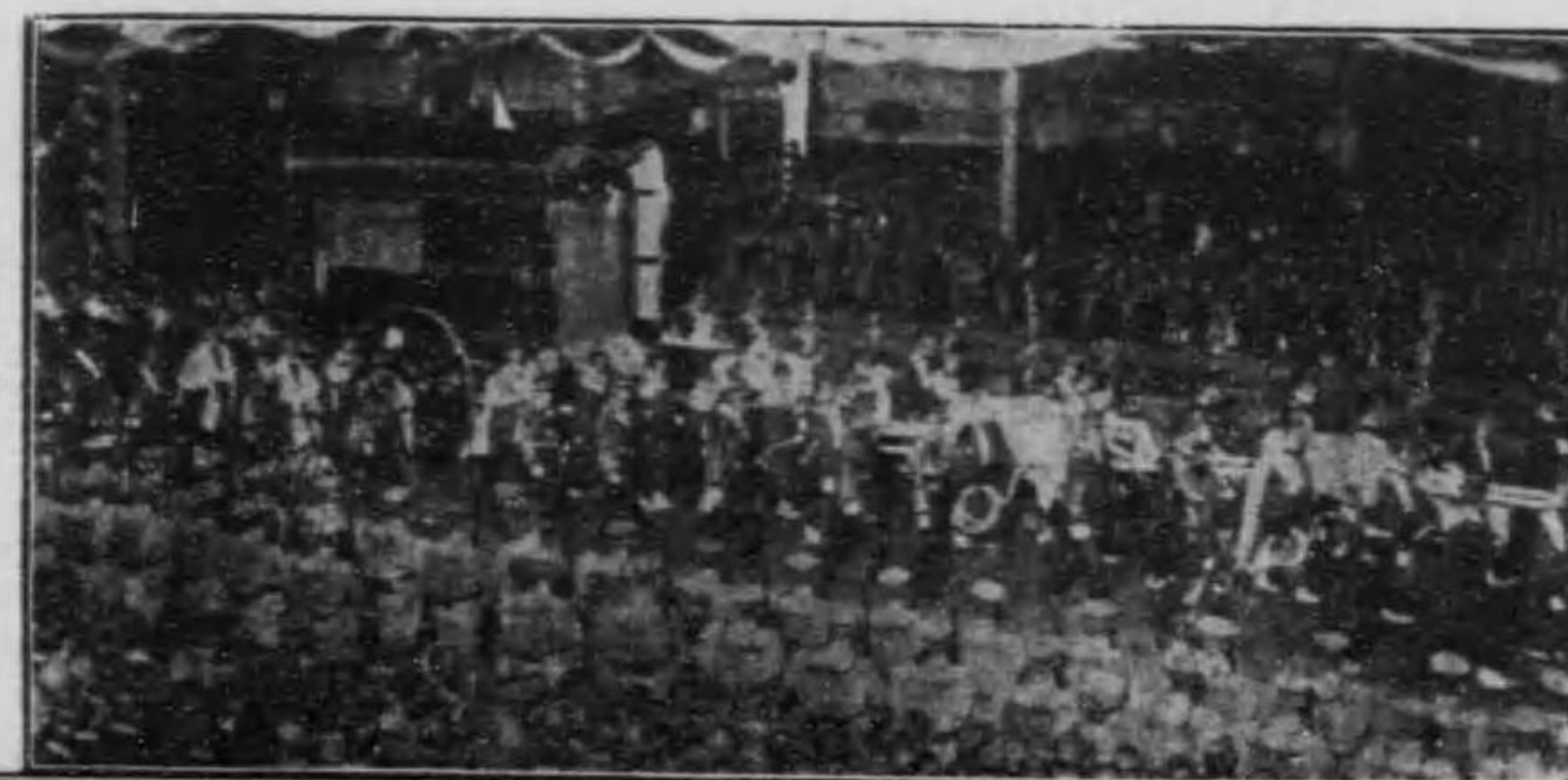
御
弓



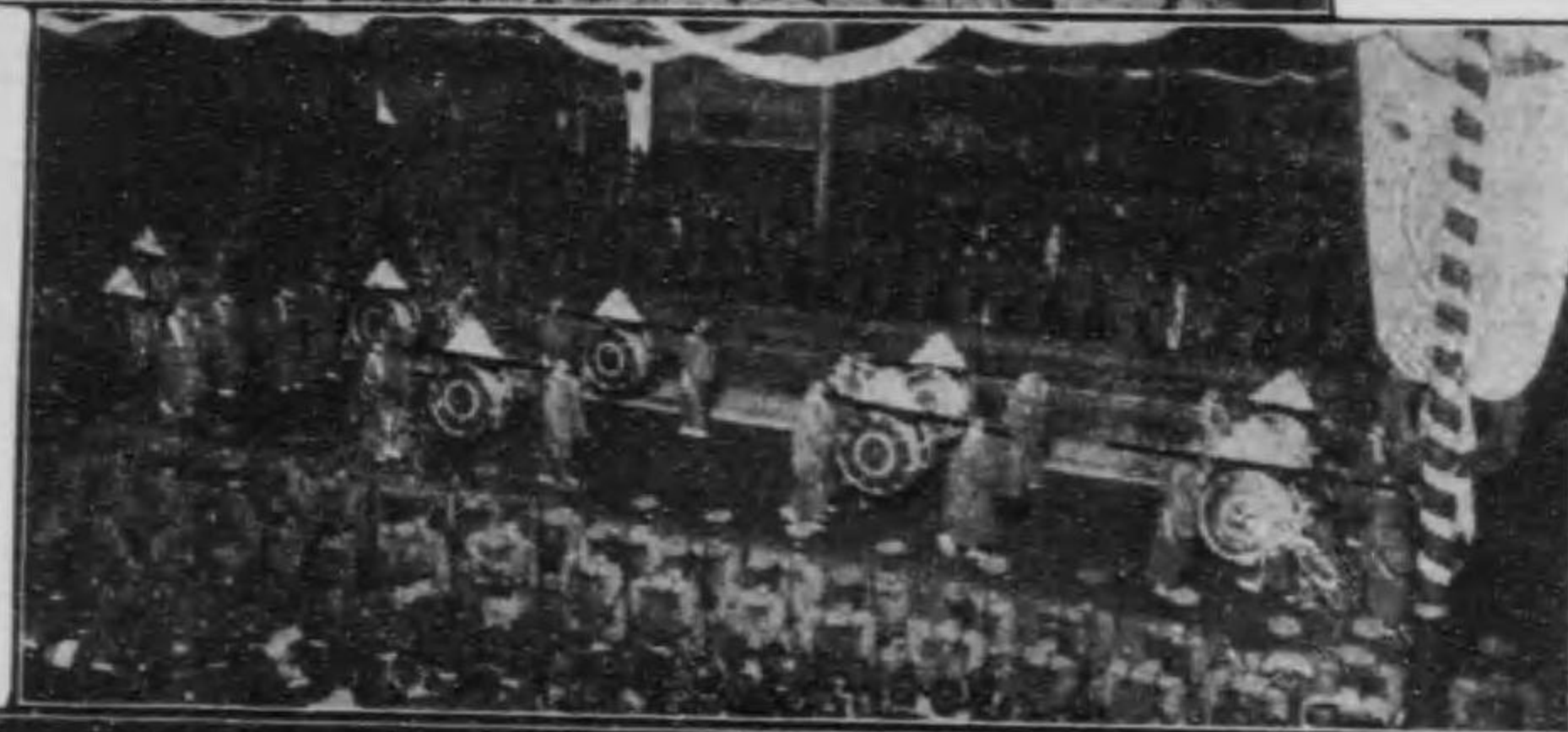
御
鼓

御 通 轉 靈 簿 函 葬 大 御

御
靈



大
眞
榊



御
鼓



英
國
海
軍
儀
仗
兵



伏見桃山御陵



全上御境の一部

目次

緒言

一 御幼時

御降誕 || 御幼名御養育掛、師、博學友 || 祐の井の奇瑞 || 中山邸の舊址 || 彼理の來航と上下の騷擾 || 幕府の狼狽沿海の防備 || 將軍家慶薨じ家定襲ぐ || 皇居炎上の災 || 米、英、露と條約を締結し下田、函館、長崎の三港を開く || 吉田松陰、佐久間象山の牢囚 || 鳳凰丸の竣工 || 銃砲鑄造の詔勅 || 大權朝廷に復するの機運 || 和蘭と和親條約を結ぶ || 天變地異人心兢々 || 祐宮の御遷居 || 米使波理斯の來航と時論の鼎沸 || 米使將軍に謁し公使館設置の許可を受く || 人心漸く幕府を離る || 井伊直弼の窮境と其の專恣 || 勅使を派して祖宗神靈の擁護を祈らせ給ふ || 將軍家定薨じ家茂襲ぐ || 將軍家

茂幼弱にして幕政は専ら大老の掌中にあり||老中間部詮勝の上
 洛||勅書を幕府及び十三藩に下し賜ふ||安政の大獄志士の横死
 ||直弼の威壓天下を震駭せしむ||日の御門前に於ける觀兵の盛
 儀||祐宮殿下の英邁八歳にして他日の天業を仰がしめ給ふ||立
 皇太子式の舉行||櫻田門外の變||幕府漸く勢威を失墜す||幕府
 遂に公武合體に依りて其の衰勢を挽回せんとするに至る||和宮
 殿下の御降嫁||睦仁親王御讀書始の式を行はせらる||阪下門外
 の要撃||勤王の諸藩禁闕を護衛す||勅使東下將軍大命を拜す||
 勅使再び下向し幕府をして攘夷の期を奏上せしむ||將軍家茂の
 上洛||攘夷決行の爲め親しく神明の加護を祈らせ給ふ||幕府の
 優柔不斷||毛利、島津率先して攘夷を決行し外國軍艦を砲撃す||
 攘夷出師大森を大和に進められんとす||親征の中止と七卿の長
 州落||幕府の長州征伐||幕府再び長州を征伐す||英米蘭佛の四
 國新條約の締結と兵庫の開港を迫ること急なり||幕府の威信地

を掃ひて去る||十四代將軍家茂薨じ慶喜襲ぐ||孝明帝の崩御||
 皇太子踐祚||女御入内||陛下の御英明と御盛徳の素因。

二 大政復古

.....三七

七百年來武家の跳梁||山内豊信、淺野茂長等政權の奉還を將軍慶
 喜に勸む||慶喜將軍職を辭して大政を奉還す||官制の改革、人才
 の登用||萬機親裁の新政令の發布||岩倉具視の忠誠と識略||宣
 命使を孝明帝陵に遣して王政復古の奉告祭を行ふ||何をか王政
 復古と言ふ||太政官制の新定||五條の誓文||萬民保全の大詔||
 撫民安國の宸翰||倒幕を喜ばざる者慶喜を擁して兵を大坂に舉
 ぐ||伏見鳥羽の戰||慶喜以下を罰し征東の令を下し給ふ||東征
 の諸軍其の部署定まる||檄を沿道の士民に傳ふ||徳川慶喜、勝安
 房の言に聽きて恭順の意を表す||江戸城包圍攻撃の期迫る||勝
 安房急使を駿府に西郷隆盛に馳す||江戸城攻撃の中止||勅使江

戸に入りて詔を田安慶頼に傳ふ||江戸開城、慶喜水戸に謹慎す||
天恩の優渥、海岳も雷ならず||天皇親征の旨を以て大坂に行幸あ
らせらる||叡慮を軍國の事に勞せさせ給ひ盛徳仁慈冷ねく萬民
に及ぶ||江戸城平定して親征の事止む||上野東叡山の戦||江戸
の市政始めて朝廷に歸す||北越の戦||關東の戦||奥羽の戦||蝦
夷地の戦||戦亂平定し庶民其の堵に安んず。

三

遷都及新制

.....七二

江戸を東京と改め遷都親臨の詔を下し賜ふ||即位の大典を舉げ
させらる||明治と改元し一世一元の制を立つ||天長節を定めて
光仁帝の古制を復す||車駕東幸||途に民の疾苦を問はせらる||
江戸城を皇居と定む||詔して正義直諫を求めさせらる||車駕再
び西還||皇后冊立||四方拜||元始祭||政事始の式と共に詔を百
官將士に下し給ふ||版籍奉還の上表||宮中歌御會始と御製及び

御歌||太政官を東京に遷し會議御親裁の詔を下し給ふ||車駕再
び東幸、萬年の皇居茲に定まる||群臣朝會大政諮詢の詔||七事の
御諮詢||版籍奉還の請を聽し知藩事を置く||華士族平民の稱始
まる||天下の采地を收めて廩米を給す||維新の論功行賞||新に
忠魂を祭祀し且つ古忠臣の靈を慰め以て範を萬世に傳へさせら
る||北海道の開拓經營||再び官制の改革||古制に則り神祇官を
太政官の上に班す||刑律改定の詔勅||神靈鎮祭の詔||敬神の大
義を明にして大孝を申べさせ給ふ||駒場野の大觀兵式||藩制改
革||新律綱領の頒布||神武天皇祭||神器及び皇靈遷座の詔||敬
神愛國の信念||廢藩置縣の新制を詔す||四鎮臺の設置||參謀本
部の起原||大使を歐米に差遣し條約改正の準備を爲さしむ||舊
來の習俗を一新す||後宮女官免黜の御英斷||車駕西巡||英邁の
御聖徳||新橋横濱間の鐵道開通||琉球王冊立||太陽曆の頒布||
紀元節の制定||詔して國民皆兵の制を定む||戦時平時の別なく

億兆一心報効の實を擧ぐべし。

四 革新の餘勢……………一一〇

聖徳輔導の功臣||治國安民の聖慮||世道人心の頽廢を憂へさせ給ふ||更に軍制を改革す||陛下御斷髮の御決行||皇城火あり||陛下御一代の唯だ一回の御避暑||學制を定む||征韓論の起因||征韓論破裂して西郷隆盛等國に歸る||近衛聯隊の軍旗授與式||征韓論の與黨岩倉具視を要撃す||警視廳の設置||民選議院設立の建白||佐賀の亂||臺灣征討||北京條約||地方長官會議の勅諭||官制を改革して三權の區分を明にす||立憲政體の詔勅||祖宗神靈の擁護を感謝し給ふ||忠功の臣を待ち給ふの聖慮優渥なり||私利を顧みず公益を圖るべきを以てせらる||舊弊を陋守せずして開進の道を取るべきを示し給ふ||輕進急躁を誡め給ふ||千島樺太の交換||地方官會議を開く||地方官の勤勞を思召し給ふ

||小康に安んぜ給はざる叡慮||雲揚艦事件||韓廷の情勢變幻極りなし||國基萬代に固く國運年と共に隆々||江華島條約成り日韓の修好茲に始まる||廣大無邊の聖徳||東北の巡幸||愛民の聖慮||憲法取調の事を有栖川宮に勅す||熊本神風連の暴動||自省三思の御製||筑前秋月の亂||不平を誡め給ふ||山口の亂||人道臣道を踏み迷ふ者あるを嘆じさせ給ふ||千葉の亂||人世の狂態を軫念あらせ給ふ||車駕西巡||鹿兒島の亂報至り車駕京都に駐まる||西南の亂の起因||西郷隆盛の心事||薩軍舉兵の名目||征討の諸軍を進む||勅使鹿兒島に下り島津久光島津忠義を諭す||衝背軍の編成||戰士を慰撫せしめ給ふ||將卒の感泣華族の感奮||福岡縣士の暴舉||豊前中津の亂徒賊軍に投ず||熊本城内外の連絡と賊軍の敗走||車駕東京に還幸す||賊軍頻りに潰敗し遂に再び鹿兒島に據る||城山の攻撃||隆盛の戦死||戰亂の結果||財政の困難||土佐の士陰謀を企つ||萩の騷擾||大久保利通の遭難

維新三傑の最後 || 竹橋騒動 || 車駕東山北陸に巡幸す || 新に侍補を置き聖徳を進め奉らしむ || 直言硬骨を悦び阿從を斥けらるる御高德 || 文武兼備の御聖徳 || 聖徳御圓熟侍補の職を廢す。

五

立憲政體の確立

..... 一六六

勤儉の詔を下す || 條約改正の審査を命ず || 沖繩縣の設置 || 皇子嘉仁親王御降誕 || 國會開設の請願書提出 || 國會開設期成同盟會起る || 車駕巡幸 || 事務の敏捷を圖り會計検査院を置き刑法治罪法を定む || 始て妃殿下並に重臣の夫人の參賀 || 農商務省を置く || 車駕北巡 || 陛下の御英斷 || 國會開設の勅諭 || 我國立憲政體の特色 || 國體と政體との別 || 民權自由説の勃興 || 板垣退助等自由黨を組織す || 日夜治國安民の叡慮 || 改進黨立憲帝政黨等亦た興る || 徵兵令の改正 || 陸海軍人への勅諭 || 皇基萬世に鞏し || 一死報國の忠節 || 恭敬遜讓の禮儀 || 剛毅鐵石の眞勇 || 信義公道の正

理 || 質素清廉の美風 || 至誠神明に通ず || 美花春風の世 || 憲法の起草と其の調査 || 朝鮮事變壬午の亂 || 濟物浦條約 || 韓國に於ける日清兩黨の軋轢 || 日本銀行の設立 || 陸軍大學校の創設 || 國運駸々陛下民と慶福を俱にせらる || 岩倉具視の薨去 || 憲政調査の進捗 || 泰平の聖澤 || 華族令の制定 || 聖徳洋々功臣を待つこと厚し || 貴族上流の臣僚を誡め給ふ || 朝鮮事變甲申の亂 || 漢城條約 || 天津條約 || 我政府の讓歩と清國の暴狀 || 大阪事件 || 三條實美の上奏と内閣組織 || 英明果決の烈徳 || 臣僚信任の御明德 || 北海道廳を置く || 日本赤十字社を設く || 高等專門學校の設立と大學令の發布 || 叡慮を教育に注がせ給ふ || 孝明帝二十年祭の御親修内帑の金を出して海防費を助けしめらる || 海防費の献金 || 鹿鳴館の夜會 || 條約改正の中止 || 樞密院の設置 || 憲政の制定と陛下の御勵精 || 陛下の御強記と御明察 || 陛下の慎重深察嚴正謹密と御裁斷 || 自治制の施行 || 皇女昌子内親王御生誕 || 皇居の御造營

成る || 陛下の御儉徳 || 憲法發布 || 皇室典範及び憲法の制定を祖宗の神靈に誥げ給ふ || 憲法發布式と發布の勅語 || 皇太子冊立 || 再び條約改正の中止 || 周宮房子内親王の御生誕 || 金鵝勳章の制定 || 陛下絶倫の御武勇 || 治に居て亂を忘れさせ給はざる大御心 || 府縣郡制の施行 || 我國風教の壞敗 || 教育勅語の煥發 || 上流人士及び師父を誡め給ふ || 家庭教育を重んぜさせ給ふ || 友情を説き給ふ || 孝道の御製 || 修身の道 || 上下一心の實を示し給ふ || 帝國議會の開設 || 三條實美の薨去 || 大津事件 || 陛下御果斷の聖徳 || 皇女富美宮允子内親王の御生誕 || 濃尾の大地震 || 慘害地の御賑恤。

六

國威の宣揚

.....二四二

和衷協同の詔勅 || 富國強兵の御軫念 || 朝鮮防殺事件の終局 || 郡司大尉福島中佐の壯舉 || 大婚二十五年の祝典 || 日清戦役の原因

|| 金玉均の横死 || 東學黨の亂 || 清廷の暴慢 || 大島公使の朝鮮内政改革案 || 清廷の出兵 || 韓廷の委托 || 戦闘開始 || 豊島沖の海戦 || 外交の斷絶 || 成歡の役 || 宣戰の詔勅 || 日韓攻守同盟 || 條約改正の決行 || 舉國一致 || 大本營を廣島に進む || 平壤の陥落 || 海洋島の海戦 || 臨時帝國議會の開會 || 第一軍の戦況 || 第二軍の戦況 || 別働隊の戦況 || 有栖川宮熾仁親王薨去 || 威海衛の海戦 || 敵艦の降伏 || 丁汝昌の自殺 || 第一軍第二軍協力して北京に迫らんとす || 媾和談判の進行 || 李鴻章の遭難 || 御裁斷の深密 || 不逞を誡め給ふ聖勅 || 三週間の休戦 || 下の關係 || 平和克復の詔勅 || 陸海軍人への優詔 || 露獨佛三國の干涉 || 遼東半島還附の詔勅 || 臥薪嘗膽 || 車駕凱旋 || 廣島大本營の玉座 || 御儉徳御勵精 || 御仁徳の深厚 || 日清戦役の結果 || 臺灣征討 || 北白川宮能久親王殿下の薨去 || 朝鮮王妃事件 || 朝鮮に於ける帝國威信の頓挫 || 泰宮聰子内親王の御生誕 || 日露覺書の交換 || 第一日露協約 || 英照皇太后の

崩御 || 奠都三十年祭 || 第二日露協約 || 滿洲に於ける露國の活動
 || 露清密約 || 東清鐵道の敷設 || 旅順大連の經營 || 英獨佛の清國
 に於ける經營 || 新條約の實施 || 新條約實施の詔勅 || 東宮御慶事
 || 海軍大演習及び大親艦式の舉行 || 北清事變、義和團匪の亂 || 列
 國の出兵 || 講和條約の締結 || 日英攻守同盟の協約 || 小松宮彰仁
 親王殿下の薨去 || 日露戰役 || 開戰の原因 || 宣戰の詔勅 || 海戰先
 づ開く || 陸戰の機熟して我軍長驅す || 滿洲軍總司令部の進發 ||
 聖恩敵の將卒に及ぶ || 旅順港外的大海戰 || 蔚山沖の海戰 || 遼陽
 の激戰 || 沙河大會戰 || 旅順の攻圍 || 旅順艦隊の全滅 || 旅順の開
 城 || 優詔を海陸兩軍に賜ふ || 黑溝臺の激戰 || 奉天大會戰 || 優詔
 を總司令官に賜ふ || 日本海々戰 || 海戰の大捷に關し詔勅及び令
 旨を下し賜ふ || 樺太の平定 || ポーツマス條約の締結 || 平和克復
 の詔勅 || 觀艦式の舉行 || 海陸の大捷を伊勢神宮に御奉誥せさせ
 らる || 戰勝の結果 || 頌徳表の奉呈 || 英國皇帝より「ガーター勳章

の御贈進 || 凱旋觀兵式 || 御英邁の天資 || 大御心を忠死者に注が
 せ給ふ || 戰後我國の狀況 || 韓國の保護 || 日韓議定書の盟約 || 日
 韓協約の締結 || 統監府の設置 || 日清條約の締結 || 日清協約の締
 結 || 日佛協約の締結 || 韓國密使事件 || 韓國皇帝の讓位 || 皇太子
 殿下の韓國行啓 || 韓國皇太子の日本留學 || 陸軍二年兵制の施行
 || 戊申詔書 || 現代の弊風 || 米國に於ける排日事件 || 日本學童離
 隔事件 || 大統領の警諭 || 日本移民の制限 || 對米問題の再燃 || 米
 國艦隊の東洋回航 || 來訪艦隊の歡迎 || スペリ「提督の參内 || 勅
 語を提督に下し賜ふ || 一視同仁の大御心 || 日米兩國國民の親善 ||
 米國實業家の來訪 || 日米覺書の交換 || 日韓覺書の交換 || 伊藤博
 文の遭難 || 博文に誄詞を賜ふ || 日露協約の成立 || 韓國の併合 ||
 韓國皇帝讓國の詔勅 || 韓國を朝鮮と改稱し總督府を置く || 韓國
 併合詔書 || 前韓帝冊王の詔勅 || 李王の懿親封公の詔勅 || 恩賜金
 の交付 || 大赦及び租稅減免の詔勅 || 朝鮮總督の任命 || 朝鮮貴族

の授爵 || 大逆事件の顛末 || 聖恩逆徒に及ぶ || 施藥救療の詔勅 || 濟生會の設立 || 日英同盟條約の改訂 || 東伏見宮殿下の御渡英 || 稅權回復に關する條約改正の進歩 || 内閣の交迭 || 清國革命の亂 || 愛親覺羅朝の滅亡と中華民國政府の樹立 || 南極探檢隊の壯舉 || 安民を軫念あらせ給ひて全國の天候を調査せしめらる。

七 崩御及御大葬

四〇六

天皇崩御 || 御容體の御經過 || 今上踐祚式 || 今上朝見式 || 改元の詔 || 大喪使及び祭官の任命 || 明治天皇の御追號 || 御大葬式及び御埋棺の儀 || 乃木希典及夫人靜子の自刃 || 明治天皇桃山陵に萬年の眠に就かせ給ふ || 皇太后陛下の桃山陵御參拜 || 今上天皇皇后兩陛下先帝の百日祭を桃山陵に御親修あらせらる。

八 總叙

四一八

目次終

明治天皇御聖徳

伯爵 土方久元 謹著
伯爵 伊東祐亨



緒言

皇祖天照大神の皇孫瓊瓊杵尊に下し賜へる大詔に曰く「豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は是れ吾子孫

天津日嗣の御子として萬世一系の皇統を繼ぎ、先天統治の大權を帯びさせ給ひて、天壤無窮の寶祚を踐ませられ、允武英明至仁中外齊しく御聖徳を頌し奉れる明治天皇陛下の稀世の御偉績と、天皇の英資とを虔仰せんことは、固より至忠至孝なる我が億兆の赤誠にして、是れ即ち烈徳を永

の主たるべき地なり爾皇孫就きて治らすべし寶祚の隆えまさんこと天壤と俱に窮り無かるべし」と

遠に仰ぎ、遺訓を不朽に奉戴し、依て以て益々今上陛下に忠誠を盡す所以の臣道なり。老臣久元、祐亨等の微衷、亦た實に茲に存して、今や圖らずも筆を本書に染むるに至る。唯だ夫れ文辭甚だ意の如くならずと雖も、多年左右に奉侍したるの身、庶幾くは聖徳の萬一を昭明するに於て、敢て或は誤謬なきを期し、先帝の英靈に對し奉りて、幸に其の神威を冒瀆することなきを得ん乎。

一 御幼時

明治天皇陛下の御父君は、孝明天皇と申し奉り、畏くも列聖稀に見るの御賢明に渡らせられ、内外多事の難局に當り給

御降誕

御幼名、御養育掛、師傳、學友

ひて、日夜宸襟を惱ませられたるの際、他日天業を恢弘し、八紘を綏撫せしめらるべく、祖宗神靈の擁護空しからず、嘉永五年九月廿二日、即ち米國提督彼理來航の前年を以て御降誕あらせられたるは、是れぞ明治中興の英主として、聖徳百代に卓越し、稜威宇内に冠絶する古今無比の明君にて坐しませり。

陛下御幼名を祐宮と申し奉り、中山慶子、慶子の父忠能、相共に御養育の大任を拜命し、伏屋美乃、木村羅伊、入谷容等、選ばれて御乳母と爲り、正親町實徳、其の博學を以て召されて傳と爲り、岩倉八千丸、後具定、裏松良光、子爵に等御學友たり。殊に慶子、孝明帝の聖旨を奉體して、鞠育最も努め、且つ後宮に

祐の井の奇瑞

於て才操拔群の聞え高き紅梅典侍、高松内侍等、亦た日夕左右に奉侍したるを以て、英邁の天資、玉光更に加はり、聰明叡智、益々美彩を添へさせ給ふに至れり。

嘉永六年、寶算二。此の年夏、京都久しく雨降らず、草木多く枯死し、井水概ね涸渴し、中山邸内亦た汲むべきの水なし。乃ち新に一井を鑿つ。其の深三丈八尺に及ぶや、清泉滾々として湧出し、冷冽齒唇を刺すが如し、人皆以て靈異と爲す。事叡聞に達す、孝明帝深く其の奇瑞を稱し給ひ、「邸は祐宮の居る所、蓋し天の祥兆なり、乃ち命ずるに祐の井の名を以てすべし」と勅諭あらせらる。京都舊皇居の東日の御門の前を北に向はゞ、樹木鬱蒼たる間に、祐井の二字を刻せる白河

中山邸の舊址
彼理の來航と上下の騷擾

當時「黒船」の名は國民を戰慄せしめ流説蜚語頻りに起る

幕府の狼狽沿海の防備

石の井筒あるを見ん。是れぞ奇瑞の清泉にして、附近約三百坪の一區劃は、即ち中山邸の舊址、祐宮御降誕の靈蹤なり。此の年六月、米國水師提督彼理、軍艦四隻を率ゐて、相州浦賀灣に來航し、大統領の國書を齎らして、通好互市を求む。尋て七月、露國使節富張丁、亦た軍艦四隻を率ゐて長崎に來り、同じく通好互市を求め、且つ樺太の疆界を定めんと請ふ。是に於て二百五十餘年上下恬熙、華胥桃源裡に夢暖なりし國民は、俄に驚波駭浪の渦中に投ぜられ、紛糾騷雜、殆んど名狀すべからず。内外の多事、實に端を此時に啓けり。殊に折衝の局に當れる幕府の狼狽、幕吏の奔馳は晝夜を分たず。江戸と浦賀、長崎と江戸との來往は、宛然織るが如く、

將軍家慶薨
じ家定襲ぐ

皇居炎上の
災

武裝したる將卒は、濱海に堵列し、螺吹鼓聲、巷衢の間に起り、毛利細川蜂須賀池田の諸大名は、武相房總の海岸防備の任に當り、品川沖には砲臺を築き、新に巨砲を鑄り、兵艦を造り、又た蘭人より兵器船艦を購入する等、上下の騷擾洵に言語に絶せり。此の年將軍家慶薨じ、第十三代家定、其の後を襲ぎて征夷大將軍に任ぜらる。翌安政元年、寶算三。四月六日、皇居炎上の災あり。祐宮乃ち父帝の下賀茂神社に遷御あらせらるゝに從ひ、更に聖護院宮に行幸あり。十二日、桂宮を假皇居と定めさせられ、十五日、此處に遷幸。翌年十一月廿三日、内裏の造營新に成りて、再び遷御あらせらるるに至る迄、父帝と共に桂宮に在し

米、英、露
と條約を締
結し、下田、
函館、長崎
の三港を開
く

吉田松陰、
佐久間象山
の牢囚

給ふ。此歲、亞米利加、英吉利、露西亞と、和親條約を結び、伊豆の下田、渡嶋の函館、肥前の長崎の三港を開きて互市場とす。當時開國と攘夷と、二派の議論天下に沸騰し、憂國の志士、朝幕の間に往來して、公武合體を唱ふる者漸く起る。此時に際し、松陰吉田寅次郎幕府の專恣にして、皇運の衰替既に久しきを慨し、象山佐久間修理に就きて、泰西の兵法を學び、更に海外に航して、西洋諸國の情勢を探るを急務とし、窃に伊豆の下田に赴き、禁を犯して米艦に搭じ、將に發せんとして成らず。三月廿八日、幕吏の捕ふる所と爲りて獄に下さる。四月六日、象山も亦た事に坐して、牢囚の身と爲り、爾來幕府は、

鳳凰丸の竣成
但し鳳凰丸は洋式軍艦の嚆矢なるも西洋形二本橋の大船は既に徳川家康の時代命じて百噸内外のもの二隻を製造せしめし事あり爾來鎖國政策と共に造船術の發達を見ずして安政年間に及べり

慨世の士を憐忌し、追捕糺鞠、益々甚しきを加ふるに至れり。五月、洋式軍艦鳳凰丸、浦賀港に竣成す。其の式は英國に倣ひ、長さ二十間、幅五間、二本橋を有す。蓋し本邦に於ける洋式軍艦製造の嚆矢なり。是より先き徳川家光、邦人の海外渡航を禁じ、且つ五百石積以上二本橋の大船を製造するを許さず。造船術の進歩は、爾來海外貿易の杜絶と共に阻止せられて、遂に其の發達を見ること能はざりしも、時運の推移、世界の趨勢は、今や遽かに當初の禁を解き、盛んに兵器船艦の製造を奨勵するの止むを得ざるものありて、乃ち茲に鳳凰丸の竣成を告ぐるに至れり。

安政二年、寶算四。十二月廿三日、孝明帝畏くも世界の大力

銃砲鑄造の詔勅

に鑑みて、銃砲鑄造の詔勅を、將軍家定に下し給ふ。夫れ外寇の事情、固より深く宸襟を惱ます所、況んや緇素同じく憂ふべき所なるをや。頃年墨夷再來して、相摸海に入り、今秋露夷畿内近海に渡來す。國家の急務は、只海防に在り。因て諸國寺院の梵鐘を以て、大砲小銃を鑄造し、海國樞要の地に置きて、不虞に備へんと欲す。速かに諸國寺院をして、各時勢を知しめ、本寺の外、古來の名器、及び報時の鐘を除き、其他悉く大砲に鑄換して、皇國擁護の器と爲すべし。邊海事無きの時に及ば、復た又宜しく兵器を銷し、以て鯨鐘と爲すべし。異議者あるべからず。諸國宜しく承知し、宣行の符到るに依りて奉行すべし。

大權朝廷に復するの機運

家定恭しみて之を拜し、乃ち詔勅を大小名に頒布す。蓋し江戸幕府開始以來將軍にして宣命を天下に頒布するは、正に之を以て始とす。想ふに兵馬の大權朝廷に復するの機運漸く茲に熟したるを見るべし。

白浪のたち騒くとも何かせむ

わかあし原は神かせそ吹く

和蘭と和親條約を結ぶ

是れ當時に於ける孝明帝の御製なりしが如し。叡慮の剛健なる仰ぎ奉るだに尊とからずや。此年和蘭と和親條約を結ぶ。既にして江戸の地大に震ひ、藤田東湖等の名士にして震死する者多し。曩に豆相參遠駿の地震ひ、尋て皇居の炎上あり、而して今又た此の災あり。

天變地異人心兢々

祐宮の御遷居

米使波理斯の來航と時論の鼎沸

内外多事の日、加ふるに天變地異を以てす、人心兢々薄氷を履むが如し。

安政三年、寶算五。此年、仙洞御所に隣れる親王御殿に遷らせられ、正親町實徳を傳と定め給ふ。

七月廿一日、米國使節波理斯、伊豆の下田に來り、幕吏を价せずして直に國書を將軍に呈せんことを迫る。幕議其の謁見の許否を決するに苦み、逡巡遷延、終に年を越ゆるに至る。而して時論鼎沸、或は使節の暴狀を憤る者あり。曩に黒船來航の恐怖は、今や方に外人を憎惡するの情を醸すに至れり。

安政四年、寶算六。岩倉八千丸、裏松良光等、召されて御學友

米使將軍に謁し公使館設置の許可を受く

人心漸く幕府を離る

井伊直弼の窮境と其の専恣

たり。十月廿一日、米使波理斯、江戸に入て將軍に謁し、公使館を江戸に置くことを許さる。是より先き、水戸の徳川齊昭を始め、大藩の諸侯等、幕府の對外政策の軟弱なるを憤慨し、屢々苦諫を呈すれども容れられず。今や人心漸く幕府を離れて、勤王攘夷の志士、相踵ぎて京師に集り、俱に共に國是を一定せんことを謀るに際し、而かも幕府は長崎を交易場とし、下田函館に、米國人の居住を許して、益々志士の反抗を招くに至れり。斯くて安政五年、寶算七。四月廿三日、彦根侯井伊直弼、幕府の大老となる。此時に當り、亞米利加使節、新條約の締結を迫ること益々急にして、事或は干戈に訴ふるの狀を示すも

勅使を派して祖宗神靈

のあり。而して朝議固より開市を不可とし、幕府之れが勅裁を仰ぐも允されず。既に諸侯の怨府と爲りて、内外窘迫上下窮迫、進退茲に谷まるに至り、六月廿日、直弼、専斷を以て、下田奉行井上信濃守を神奈川に遣し、米國と十四箇條の假條約を結ばしめ、更に長崎、函館、神奈川、兵庫、新潟の五港を開きて、交易を許し、次で英吉利、露西亞、和蘭、佛蘭西、葡萄牙、獨逸の諸國と、又た條約を締結し、事後に至りて、此旨を奏上せり。是に於て上下、其の専横に驚き、且つ責むるに不臣の罪を以てす。蓋し天下の騷擾は、此時を以て其の極に達せり。孝明帝宸襟を惱ませ給ふこと激甚、深く邦家の前途を憂へ、社稷の安泰を虞れさせられ、畏くも祖宗神靈の擁護に待つ

の擁護を祈
らせ給ふ

將軍家定薨
じ家茂襲ぐ

將軍家茂幼
弱にして幕
政は専ら大
老の掌中に
あり

の外他に途なきを案じさせ給ひて、勅使を伊勢神宮加茂石清水の諸社に馳せて、天下の安寧靜謐を祈らせらる。斯くて幕府に對しては、尾張紀伊水戸の三親藩若くは大老井伊直弼自から京師に來り、狀を具して闕下に伏奏すべきを勅し給ふ。會々七月四日、將軍家定遽に薨す。巷説蜚語紛々たり。尾張權大納言徳川慶勝、越前中將松平慶永等、水戸齊昭の第七子一橋慶喜を迎へて後繼たらしめんとす。而して直弼之を肯かず、偏に家定の遺言と稱し、紀伊中將慶福を世嗣として、名を家茂と改め、將軍宣下を朝廷に請ふに至れり。時に家茂年甫めて十三、事大小となく皆大老の方寸に決す。斯くて直弼、水戸尾張、越前の三卿を退隱せしめ、又自

老中間部詮
勝の上洛

勅書を幕府
及び十三藩
に下し賜ふ

から内外多事を辭として、勅命に答へ奉るを避け、老中間部詮勝を上洛せしめて、謂ゆる申開きの使命に當らしめ、而して實は専ら志士捕糺の任を盡さしむ。孝明帝逆鱗あらせ給ひ、八月八日、左大臣近衛忠熙以下六卿の署名を以て、幕府及び水戸尾張越前加賀薩摩肥後筑前安藝長門因幡備前阿波土佐の十三藩に、優渥なる勅書を下し賜ふ。

曩に墨夷との條約已むを得ざるに出で、既に神奈川に於て調印し、之れを使節に附したる旨、並に間部下總守を上京せしむべき旨の奏聞、兩つながら之を領す。唯嚮に勅命あり、諸侯の衆議を諮詢せよとの聖旨に副はず、外事素

と皇國至大の重事也。調印を経て後に之を告ぐるは、大樹の曩に勅裁を仰ぎしと相矛盾し、又當初勅覆の聖旨にも相背き、輕忽の處措たり。大樹もと賢明也、此の如きは必らず有司の時宜を誤まりしに由らん。倘し此の如くんば、外夷の事は暫く之を措き、方今國內の治亂も、亦た其如何を知り難し。聖上因て爲に深く叡慮を惱ませられ、宜しく公武の壅塞を疏通して、合體の實を擧げ、以て永遠安泰の圖を立つべしと望ませ給ふ。因て之を三家並に大老に傳へられしに、水戸、尾張、兩家は、閉居譴を受く。二家何の罪ありしやを知らず。然れども、方今外夷陸續として踵ぎ至り、國歩艱難の秋に丁る。此の如きは最も人

心の歸嚮に關す。是を以て殊に宸襟を勞し給ふ。夙に三家以下諸藩の衆議を詢へとの勅命ありしは、全く永遠の安康、公武の合體を全うし、叡慮を安んぜよとの聖意に外ならず。翹に外患に關するのみならず、事又内憂に關す、是れ殊に深く宸襟を惱ませ給ふ所以也。是等は威な國家の大事となす。因て大老、老中、其他三家三卿、家門列藩、外様譜第等に命じ、僉同して群議を徵し、誠忠の節を盡して、反覆其情を致し、國內の治平、公武の合體を完うして、上下長久の基を立て、又徳川氏の祖業を補翼して、内は民心を整へ、外は諸夷の侮を受けざるの道を講ぜしめよ。それ會商審議する所あれ。茲に勅命を傳ふ。

安政の大獄
志士の横死

明治天皇御聖徳

此時に當り、勤王の志士争うて京都に集り、相共に志を通じ、
又た公卿と結び、或は水戸齊昭を夾んで井伊大老を斥けん
ことを圖り、更に氣脈を江戸に通ずる者、亦た尠しとせず。
間部詮勝既に京都にあり、大老直弼の旨を受けて、私に志士
の踪跡を探り、其の所在を究め、悉く捕へて江戸に送る。或
は一たび遁れて後に捕へられ、或は江戸に走て難を蒙むる
者あり。斯の如くにして翌六年に跨り、其の縛に就く者七
十餘人を算す。而して直弼の斷獄、又た頗る慘虐を極め、或
は斬罪、或は流刑、或は自盡せしめ、或は憤死せしむ。雲濱梅
田源次郎、弘菴藤森恭助、日下部伊三治、鶉飼吉左衛門、頼三樹
三郎、橋本左内、安藤帶刀等、皆其の難に罹る。

一八

直弼の威壓
天下を震駭
せしむ

日の御門前
に於ける觀
兵の盛儀

直弼の志士を羅織すること、斯の如くにして尙ほ飽かず。
恣に朝臣を黜陟し、水戸尾張、越前の諸侯を禁錮し、土佐の山
内容堂を幽閉し、殆んど威壓至らざるなく、天下爲めに聳動
震駭す。
此時に當り、孝明帝畏くも武威を内外に示して、皇室の尊
嚴を八紘に輝し給はん、叡慮を以て、觀兵の盛儀を日の御門
前なる廣場に舉行あらせらる。時は安政六年六月、寶算八。
此の日、祐宮殿下は、父帝に従ひ給ひて、各皇族殿下と共に正
面の御棧敷に成らせられ、百官卿相、又た皆陪従し、式は號砲
一發の合圖に始まり、鉦鼓螺鐘相踵ぎて起るや、各藩の貔貅
其の數幾萬、鎧袖旭日に輝き、馬蹄砂塵を捲き、盛觀言ふべか

一 御幼時

一九

祐宮殿下の英邁八歳にして他日の天業を仰がしめ給ふ

深除は御髪

らず。既にして狂風俄に起り、黒雲忽ち天を蔽ひて、電閃目を眩し、迅雷耳を劈き、加ふるに大雨天を覆して到る。衆皆事の不意に出づるに驚く。而して祐宮殿下、欣々然として容色常に倍し、御簾を掲げて尙ほ益々端近く出でさせ給ふ。蜂須賀阿波守茂韶、此の日の總將たり、遂に殿下の勇風を翹望し奉りて、嘆賞措かず、英邁の天資、必ずや他日威徳を宇内に布き給ひ、世界をして齊しく皇風を仰がしめ給はん、明君たるべきを拜察し奉りて、感涙漫ろに鎧袖を濕すを覺えざりしと言ふ。宜べなり、天津日嗣の御子として、其の神性の秀絶なるは、固より億兆の付度すべき所にあらず。明くれば萬延元年、寶算九。閏三月十六日、御深除ぎあり。

を深く除ぎて之を祝するの式を行はせらる立皇太子式の舉行

櫻田門外の變

同月廿八日、御紐直しの式あり。七月十日、皇太子に立たせ給ふ。此の日、孝明帝南殿に出御し、上卿皆紫宸殿の陣に着座し、立皇太子の宣命を御前に讀上げ終るや、次いで主上清涼殿晝の御座に渡御あり、參議御前に除目を淨書し、傅以下坊官等、弓場に於て拜舞を行ひ、終つて東宮本宮に參上し、本宮大殿祭の儀を行はせらる。仍て親王宣下、御名を睦仁と賜ふ。此の歳三月三日、水戸の浪士佐野竹之助、光明等十七人、薩摩藩士有村治左衛門兼清と共に、大老井伊直弼を櫻田門外に要撃して之を刺す。恰も春風駘蕩の候、天此の變異を知るものゝ如く、夜來の風雪尙ほ歇まず、滿地唯だ是れ皚々たる

の間、碧血杵を漂はして、七十餘人の從士を攪亂し、意の如く大老の首級を白刃に貫き得て、或は自盡し、或は走り、残る者漸く八人。而して佐野竹之助等四人は、老中脇坂邸に到り、大關和七郎等四人は、熊本藩主細川邸に赴き、具に事由を陳じて其の罪を請ひ、且つ封事を上る。其の略に曰く、大老幼主を挟み、私意を抱きて有司を黜陟す、其の罪一なり。苞苴私謁至らざるなし、其の罪二なり。柳營羽翼の良を斥く、其の罪三なり。間部閣老を嗾して、九條殿下を誑誤し、廟堂輔弼の名卿を幽す、其の罪四なり。洋夷の虚喝を懼れ、勅允を得ずして、擅に條約を結ぶ、其の罪五なり。凡そ此五罪は、神人の共に容れざる所、臣等乃ち天に代て之を誅す、區々の

幕府漸く勢
威を失墜す

使節の海外
に往く者古
來之れあり
しと雖も概
ね支那韓土
に限れり

志竊に萬分の報を期す、固より敢て大府を犯すに非ず。伏して望む、當路の有司、舊汚を一洗し、大に新政を布き、上は聖主の勅を奉じ、下は蒼生の望に副ひ、世道を維持して、外侮を制禦し、以て天下を富嶽の安きに置かんことを。臣等死すとも悔いず、謹んで鼎鑊を待つと。而して後皆斬に處せらる。蓋し幕府の勢威之より失墜し、諸侯漸く其の嚮背に苦むに至れり。

此年、村垣範正、新見正興を、米國に派遣す。蓋し使節を遠く海外に遣すの始なり。是より先き、安政五年、幕府外國奉行を置き、六年、横濱港を開き、茲に至りて、公使派遣の事あり。外交日に其の繁を加ふ。而して幕府の勢威益々傾き、人心

幕府遂に公武合體に依りて其の衰勢を挽回せんとするに至る

和宮殿下の御降嫁

悉く朝廷に嚮ひて將軍空しく孤立の悲運に陥らんとす。此時に當り、尊王討幕の鋒鏑を避けて、諸侯を牽制するの途は、即ち實に公武合體を圖りて、皇室の威徳に頼るの外なきに至れり。是に於て幕府は前將軍の侍女姉小路勝天院を上洛せしめ、孝明帝の御妹君和宮殿下を、將軍家茂に降嫁あらせしめられんことを乞はしむ。然れども容易く勅許を得ずして、終に其の年を越ゆるに至る。文久元年、寶算十。和宮殿下の御降嫁に關して、宮中宮外並に勅許あらせられんことを奏請する者多きを以て、十月終に御成婚を見るに至り、此月廿日、和宮殿下京都を發駕し、十二月十一日、江戸に御入城あらせらる。此年外國公使館を

睦仁親王御讀書始の式を行はせらる

阪下門外の要撃

勤王の諸藩禁闕を護衛す

勅使東下將

品川御殿山に建つ而して内外の形勢日に急なり。文久二年、寶算十一。五月廿七日、清原宣明を師として、御讀書始の式を行はせ給ふ。英明の資、更に古聖を友とし、益々琢玉の美を加へさせらるゝも畏し。是より先き正月十五日、水戸、越後、下野の浪士等、老中安藤對馬守の政策を喜ばざる者、阪下門外に要撃して、對馬守を傷け、殺氣益々熾にして、幕政愈々頽廢に屬す。既にして薩長、土三藩の兵、京都に入り、相共に禁闕護衛の任に當り、その他雄藩の諸侯、勤王の志士、亦た相踵ぎて闕下に集り、朝威日に揚り、幕勢月に衰ふ。六月十日、左衛門督大原重徳を勅使として、關東に下向せし

軍大命を拜す

勅使再び下向し幕府をして攘夷の期を奏上せしむ

め、幕府に命ずるに、一橋慶喜、徳川慶勝、松平慶永等の幽禁を解き、且つ慶喜を將軍の後見職とし、慶永を政事總裁に任ずべきを以てす。將軍家茂謹みて大命を奉じ、閏八月十四日、乃ち勅に従ひて黜陟を行ふ。之より朝命洽ねく天下に布き、皇權回復の機愈々熟せり。

十月中、納言三條實美、少將姊小路公知を勅使として、再び關東に下向せしめ、豫め幕府に告ぐるに、禮を以て勅使を待つべきを諭す。是に於て實美、公知の到るや、總裁松平慶永之を江戸市外に迎へ、其登城に際しては、將軍家茂親しく出て之を待つ。斯の如きは久しく見るを得ざりし所、朝威の隆盛又た曩日の比にあらざるを知るべきなり。而して勅

將軍家茂の上洛

攘夷決行の爲め親しく神明の加護を祈らせ給ふ

使聖旨を傳ふるに、攘夷の事は天下の公論たり、速に其の期を定めて、奏上すべきを以てす。家茂乃ち謹みて旨を奉じ、明年二月を以て上洛すべきを拜答す。

文久三年、寶算十二。二月十三日、將軍家茂上洛の途に就き、三月七日入朝す。獻ずるに黄金百枚、白銀千枚、机硯、香爐、屏風、掛畫、錦欄、綿等を以てす。乃ち内外の事、一に前例に依て將軍に委ぬべきを勅し、五月十日を攘夷の期と定めて、旨を諸藩に布告せしむ。是に於て三月十一日、孝明帝關白鷹司輔熙以下公卿百官を從へ、親しく加茂神社に攘夷決行の事を報告し、以て神明の加護を祈らせ給ふ。將軍家茂又た八十二藩の諸侯を率ゐて、前後に扈從し、鹵簿の盛觀未だ曾

我國古來武を以て國を建つ節刀の親授は兵馬の權を委ねさせ給ふにあり幕府の優柔不斷毛利島津率先して攘夷を決行し外國軍艦を砲撃す

て其の比を見ず。四月十一日石清水八幡宮に行幸あらせられ、祠前に攘夷の節刀を將軍に賜はらんとす。家茂病と稱して出でず、乃ち慶喜を召して之に代らしめんとす。亦た遽に病と稱して辭す。供奉の公卿百官、大小の侯伯皆幕府の優柔不斷を慨し、天下の志士齊しく腕を扼して起つ。是時に當り、長州藩は天下に率先して攘夷を決行し、先づ赤間關に砲臺を築き、五月十三日下關海峽を通過せる米國軍艦を砲撃し、尋て和蘭佛蘭西等の船艦を劫し、更に薩州藩に於ては、七月二日鹿兒島灣に來襲せる英國軍艦七隻と戰ひて之を却く。朝廷以て壯舉と爲し、勅を下して益々防備を嚴にせしむ。獨り幕府は憂懼措く能はず、小策を弄して攘

攘夷出師大議を大和に進められんとす

親征の中止と七卿の長州落

夷の舉を阻止せんことを圖る。

八月十三日詔あり、大和に行幸して神武陵に參拜し、蹕を春日山に駐めて、攘夷の師を起し給はんとす。幕府震駭、竊に公卿に結びて、親征を停めんことを努む。偶々蜚語あり、曰く、長州藩は浪士を煽動し、行幸の虛に乗じて、禁闕を擾亂せしめんとすと。幕府之を喜び、百方畫策す。是に於て朝議一變、大和行幸の事止み、三條實美以下親征を奏言したる者皆謹慎を命ぜられ、長州藩主毛利慶親父子の廟議に參するを許さず、且つ禁闕守衛の任を解き、并に其の藩士の京都に入るを禁ず。三條實美、三條西季知、東久世通禧、錦小路頼徳、四條隆謨、壬生基修、澤宣嘉の七卿、時事の非なるを慨し、竊に

京都を出て、長州に奔る。是より外事漸く疎にして干戈國內に起る。

幕府の長州征伐

元治元年、寶算十三。六月廿三日、長州の兵伏見の藩邸に至り、上疏して藩主慶親父子の罪を赦し、七卿を召還せられんことを乞ふ。廷議許さず。且つ幕府は、長藩の哀訴に托して兵を宮闕附近に集めたるの罪を鳴らし、諸藩の兵を出だして之を討たしむ。長兵破れて國に退く。而して幕府の追窮尙ほ止まず。將軍更に朝廷に請ひ、慶親父子並に其の一族の官爵を削りて、長藩追討の詔を得、尾張前大納言徳川慶勝を總將とし、山陰、山陽、南海、西海諸道の廿一藩に命じて之を討たしむ。十月十五日、西征總督徳川慶勝、兵一萬七千

幕府再び長州を征伐す

を率ゐて京都を發し、十一月十六日廣島に達す。十八日將に進撃して其の封境に入らんとするや、慶親父子恭順の意を表し、曩に禁闕を攪したる老臣等の首を斬て罪を謝す。是に於て慶勝旨を朝廷に奏し、命を諸藩に傳へて、其の師を班たしむ。此年水戸の武田耕雲齋、兵を筑波山に擧ぐ。内國日に多事なり。慶應元年、寶算十四。是より先き長州藩内二派に分れ、一を俗論黨と稱し、一を激論黨と言ふ。曩に罪を征討の師に謝するに至れるもの、専ら俗論黨の跋扈に因る。奇兵隊長高杉晋作之を憤り、此年正月、兵を赤間關に擧げて萩城に迫り、遂に俗論黨を排して、閩藩一致の議を定む。幕府之を以て

英米蘭佛の四國新條約の締結と兵庫の開港を迫ること急なり

幕府の威信

恭順の旨に違ふとし、三月廿九日將軍自から長藩を討伐すべきの議を決す。五月十六日家茂乃ち大軍を率ゐて江戸を發し、閏五月廿一日京都に入りて勅を乞ふ。勅に曰く、汝宜しく京阪の間に駐りて長防の事を按じ、公平至當を以て之を處すべしと。乃ち命を拜して大阪城に入り、直に征討の策戰を講ず。既にして九月、英、米、蘭、佛の四國使節を兵庫に遣して、新に條約の締結を迫り、且つ兵庫の開港を促すこと頗る急なり。是に於て家茂内外事の繁きを焦慮し、又た幕府の危機旦夕に迫るを懊惱し、十月遂に病と稱して將軍職を慶喜に譲らんことを請ふ。朝議之を許さず。越えて慶應二年、寶算十五。六月、家茂遂に大軍を長防の境

曲を掃ひて去る

十四代將軍家茂薨じ慶喜襲ぐ

に進む。連戰皆利あらず。雄藩概ね毛利氏に左袒す。家茂煩悶、七月廿日、遽に大阪に薨す。然れども士氣の沮喪を虞れて之を秘し、八月廿日に至て、漸く其の喪を發す。此月廿五日、詔して長藩征討の師を還し、一橋慶喜をして宗家を嗣がしむ。慶喜乃ち勝安房を廣島に遣し、長藩に諭して兵を解かしめ、是に至て和議始めて成る。然れども幕府の威信是より地を掃ひて去り、天下漸く其の頼むに足らざるを思ふ。尋て十二月五日慶喜征夷大將軍に任じ、前代の租政を償ひて、幕威の挽回を圖る。奚んぞ知らん、大厦の傾覆は一絲の維ぐ所にあらず、天下の大勢は、遂に武家の跳梁を許さざるに至れり。

孝明帝の崩御

中古以來崇佛の御主旨に因り大葬儀は佛式を用ひ山陵の制も亦た久

此時に當り、孝明帝痘瘡に惱み給ひ、内外の臣僚偏に御恢復を祈り奉り、上下億兆悉く赤誠を捧げて、萬一の變なからんことを冀ふ。而かも黯雲天日を閉して、御惱一句、十二月廿五日、英靈遂に昇天の不幸あるに至る。寶壽僅に三十六。廿九日、喪を發して、大行天皇と稱し奉る。舉國哀悼、率土の濱に至る迄、皆慟哭して止まず。殊に皇太子睦仁親王殿下の御悲嘆如何計りぞ。其の哀愁の中、藤原隆祐に命じて、御諡號を撰ばせ給ひ、明王事父孝、故事天明と言へる孝經の文を採りて、茲に孝明の尊諡を定めさせらる。慶應三年、寶算十六。正月四日、先蹤を追ひて山陵復興の旨を拜し、山陵奉行戸田大和守專ら之に當り、廿七日、古式に則

しく絶えたりしが茲に至りて皆古制に復興す皇太子踐祚は明智璽は仁徳に象り建國以來列聖相承けて今に至る實に祖神の遺寶にして數千年來相傳の神器なり斯の如きは國體の無比と共に世界其の類例を見ず女御入内

りて御大葬儀を営ませられ、靈柩は長へに後月輪東山陵に齋き奉らせらる。而して二月十六日、大納言鷹司輔政、三條西公允等をして、陵前に諡號を奉告せしめ給ふ。斯る哀傷の間と雖も、一天萬乘の皇位を空しくすべからず、正月九日、皇太子睦仁親王清涼殿の晝の御座に出御し、劔鏡璽の三神器を受けさせ給ひ、更めて御踐祚の典を擧げさせられ、爰に第二百一十一代の天津日嗣の大君として、萬世一系天壤無窮の寶祚を嗣がせ給へり。斯くて五月十八日、一條左大臣藤原忠香公の息女壽榮姫君を女御と定めさせられ、六月廿八日、入内、後ち御名を美子と稱へさせ給ふ。即ち明治の帝の皇后に在しまして、仰ぐも高き坤徳は、稱へ奉るも

陛下英明の
天資更に盛
徳を加へさ
せ給へる要
素を拜察し
奉りて轉た
感泣に堪へ
ず

盡すべきにあらず。
抑も明治天皇陛下は、以上述ぶるが如き内外多事の日
於て其の御幼年時代を過させ給ひ、外國の威迫朝幕の葛藤
志士の蹶起内訌の流血等、有らゆる禍難の激浪中に長じ給
ひて、親しく父帝の憂國慨世の叡慮を禱はし、自から剴切な
る感化と、痛烈なる自覺とを以て、偉大なる御盛徳の要素を
養はせ給ひしは、申すも畏けれど、寶算十六、實は正に十四
歳餘に過ぎさせ給はざるの御身を以て、將に來らんとする
維新大變革の寸前に踐祚あらせられ、明治中興の英主とし
て、世界の列強を驚嘆せしめ、宇内をして齊しく皇風を仰が
しめられたる所以のもの、老臣久元、祐亨等往事を追懐して

轉々感泣に堪へざるものあるなり。

二 大政復古

七百年來武
家の跳梁は
徳川季世に
至りて遂に
政權奉還の
止むなきに
至れり

政體は時宜に因りて變ずるを妨げずと雖も、國體は萬世に
無窮にして、神ながらの道は天壤と俱に不朽なり。而かも
武臣大權を叨りにし、七百餘年、或は聖明を蔽ふの罪輕から
ず。風雨霜雪禁殿を漏れ、障壁傾き破れて、燈光遙かに街衢
より指顧するを得るも、敢て之を意とするの將軍あること
稀にして、皇室の歳費は、數百年後と雖も尙ほ數百年前と異
なる所なく、遂には腐ても鯛の俚諺あらしむるに至る。蓋
し是れ生魚を需めんとするも、其の資を缺き、而かも主上の

膳部、舊例に因て鯛を上すの時、其の爛臭供ふるに堪へざる物を、尚ほ且つ忍びて之を供へ、唯だ其の形の鯛たるに於て、僅に異例に非ざるを得るを言ふなり。一尾の魚、一匙の粟、事些少なりと言ふ勿れ、些少の事既に斯の如く然り、況んや、其の他に於てをや。而して幕府の驕奢、金殿玉樓を築きて、尚ほ飽かず、兵馬の權を壟斷して、足れりとせず、遂には大命に背きて、違勅を敢てし、聖德を蔽ひて、私心を恣にするに至る。故に人若し之を罪するなくんば、則ち天之之を罰するは必然なり。而かも徳川幕府の末世、天人共に憤り、大勢の嚮ふ所、又た柳營曩日の醉夢を見るを得ざるに至れり。土佐藩主、容堂山内豊信、慨世憂國の心深く、夙に茲に觀る所

山内豊信淺

野茂長等將軍慶喜に勸めて大政を奉還せしむ

慶喜將軍職を辭して大政を奉還し、徳川幕府に減びて武門政治の跡を絶つに至る

あり。慶應三年九月、薩長藝の諸藩と結びて、自ら將軍慶喜に説かんと欲す。而して容堂偶々病む。乃ち藩臣寺村左膳、後藤象二郎、福岡孝悌、神山郡廉等を上洛せしめて、政權奉還の議を慶喜に勸めしむ。安藝藩主淺野茂長も亦た幕府に上書して、天下の大勢を説き、政權奉還の忠誠なる臣道たる所以を勸む。時に慶喜二條城にあり、熟慮開悟を、決して譜第大名の異議を排し、十月十四日、乃ち上疏して大政を奉還せんことを請ふ。其の要に曰く、臣將軍の職を叨りにせしより、政刑其の當を失ふもの少からず、以て今日の形勢を致せるもの、皆臣が非徳に外ならず、慚愧何ぞ堪へん。伏して乞ふ、從來の舊制を改め、政權を朝廷に歸し、廣く天下の

官制の改革
人才の登用

公議を盡して、聖斷を仰ぎ、億兆協力して、共に皇國を保護し奉らんと。陛下乃ち島津久光、山内豊信、伊達宗城、鍋島齊正、後正等を召して諮詢せられ、廿四日、慶喜改めて將軍職の辭表を奉呈するや、即時之を裁可あらせられ、即ち兵政の大權一に朝廷に復歸し、家康霸府を江戸に開きしより二百六十四年、鎌倉開府以來實に六百八十二年にして、茲に全く武門政治の壞廢を見るに至れり。

是に於て十二月八日、三條實美等七卿を召還し、毛利慶親父子並に一族の官位を復して入京せしめ、久我建通、岩倉具視、千種有文、富小路敬直等の幽禁を解く。十日官制を改め、攝政、關白、將軍、議奏、傳奏、國事掛、守護職、所司代等を廢し、新に總

萬機親裁の
新政令の發
布

裁、議定、參與の三職を置き、以て政務を輔佐せしめ、天皇萬機を親裁あらせらる。乃ち總裁には、有栖川宮熾仁親王。議定には、仁和寺宮嘉彰親王、山階宮晃親王、中山忠能、正親町三條實愛、中御門經之、徳川慶勝、島津忠義、松平茂昭、淺野茂勳、山内豊範。參與には、大原重徳、萬里小路博房、長谷信篤、岩倉具視、橋本實梁、岩下方平、西郷隆盛、大久保利通、丹羽賢、田中輔、荒川甚作、辻維獄、櫻井元憲、久保田秀雄、中根師質、酒井忠温、毛受、洪、木戸孝允、後藤象二郎、福岡孝悌を任じて、大政復古の新内閣成り、此日新政の令を發せらる。

徳川内府、從前御委任、大政返上、將軍職辭退之兩條、今般斷然被聞食候。抑癸丑以來、未曾有之國難、先帝頻年被惱宸

岩倉具視の忠誠と識略

宣命使を孝

襟候御次第、衆庶之所知ニ候。依之被決、叡慮王政復古、國威挽回之事、基本被爲立候間、自今攝關幕府等廢絶、即今總裁議定參與ノ三職ヲ置レ、萬機可被爲行、諸事神武創業ノ始ニ原キ、縉紳武辨堂上地下ノ別ナク、至當ノ公議ヲ竭シ、天下ト休戚ヲ同ク可被遊、叡慮ニ付各勉勵、舊來ノ驕惰汚習ヲ洗ヒ、盡忠報國ノ誠ヲ以テ可致奉行候事。

此の新政の令は、岩倉具視の草案に係りて、御裁可の執奏を請ひたるもの、具視の識略と、其の政治上の力量は、之を以ても當代に冠絶し、其の氣膽と共に、聖明を輔弼したるの功、決して尠少ならざりしを見るべし。

斯くて 陛下は、宣命使權大納言日野資宗を、孝明帝の陵に

明帝陵に遣して王政復古の奉告祭を行ふ

何をか王政復古と言ふ

遣し、王政復古の奉告祭を行はしめ給ひ、十四日、又た王政の復古を、天神地祇に告げ給ふ。是れ即ち大孝を申ぶる所以にして、上は乾靈國を授け給ふの徳に答へ、下は億兆を綏撫するの仁を弘め、以て萬機を親裁し、皇運を奉承し、政令一途無限の大權を帯び、茲に神武帝の先蹤に依らせ給ふ所以を奉告あらせられたるなり。即ち明治中興の業之より始まり、維新の大政茲に起る。

按ずるに開闢以來、皇統連綿、萬世一系にして、先帝統治の大權を不朽に繼承せしめらるる所以のものは、即ち建國祖神の烈徳、日月と其の光を争ひ、神性の秀絶聖明にして、自から上天の崇高尊嚴なるに合致し、下に臨むに仁慈徳澤、博愛撫

皇祖天照大神の神器を皇孫に授け給へる大詔に曰く「此の鏡は我が魂なり之を視ること猶ほ吾を視るが如くせよ寶祚の隆なる天壤と窮りなかるべし」と忠孝一本政教一體祭政一致の大道は皆此の大詔に基く

育を以てし、而かも諸神の大猷宏謨は、皇化を萬邦に布き、謂ゆる八十綱打ち掛けて引き寄するが如く、近きを撫で、遠きを招き、一國は一家、君臣は親子、忠孝本を一にし、政教體を同くし、依て以て萬世不變の國體を成し、天壤無窮の皇基を建てさせらるるに依る。神武帝に至りては、乃ち天業を恢弘し、天下に光宅し、皇祖天神を祭りて大孝を申べ、國政は先づ祖神の祭祀より始まり、祖神を祭祀するは、政道の依て生ずる本源にして、茲に祭政一致の大道を明にし給ひ、斯くて列聖世々祖神の遺寶たる三神器を承けて、以て天下に臨ませ給へり。是れ皆皇祖天神の威徳にして、即ち之を神ながらの道と稱す。斯の如きは世界其の比を見ざる所、萬邦齊し

く皇風を仰ぐ所以なり。神武帝以後大臣大連の政務を參與するありて、或は蘇我氏の專横となり、更に藤原氏に至りては、世々攝政關白を襲ぎ、時に幼帝を擁して聖明を蔽ひしことなきにあらず。而して鎌倉開府の後、兵馬の大權は武門に移り、皇室の式微甚だ憂ふべきものありしと雖も、而も大義名分は儼として千古に明に、未だ曾て革命なるものなく、外寇内亂幾たびか上下を戰慄せしめしと雖も、亦た曾て皇基を動かすことなかりし所以のもの、即ち實に皇祖皇宗の威靈に因らずんばならず。今や將軍其の職を辭し、天皇萬機を親裁し給ふもの、亦た實に此の威靈の然らしむる所、茲に攝關將軍を廢して、神武帝の先蹤に因らせ給ふに至

太政官制の
新定

神祇官を太
政官の上に
置くは古制
に則るもの
にして事は
大寶令に明
なり

れる所以なり。故に乃ち王政復古と稱す。而して陛下寶算僅に十六、其の實は十四歳餘にして、畏くも天業恢弘の偉績を擧げさせ給ふ。其の聖徳日月と光を争ふ所以のもの、洵に偶然にあらざるなり。

明治元年慶應四年九月八日改元寶算十七。正月十三日、太政官代を九條道孝の邸に置き、十五日、陛下元服を加へさせられ、勅して大赦を令し給ひ、十七日、太政官中に、神祇、内國、外國、海陸軍會計、刑法、制度の七分科を設け、總裁、總督、議定、參與、事務掛等を置く。此に於て新政府の基礎略ほ定まる。二月三日、天皇政を親らし給ふ事を天下に告げ、更に太政官代を二條城に移し、三職七科を改めて、總裁、神祇、内國、外國、軍防、刑法、制

五條の誓文
を天地神明
に立てさせ
給ふ

度の八局とし、廿九日、始めて各國公使を朝見し給ふ。

此に於て三月十四日、陛下紫宸殿に出御し、公卿百官諸侯を隨へ、親ら天神地祇を奉祭し、五條の誓文を神明に立てさせられ、茲に千古未曾有の大典を擧げ給ふ。

- 一、廣く會議を興し、萬機公論に決すべし。
- 二、上下心を一にし、盛に經綸を行ふべし。
- 三、官武一途、庶民に至るまで、各其志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す。

- 四、舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし。
 - 五、知識を世界に求め、大に皇基を振起すべし。
- 且つ詔して曰く、

萬民保全の大詔

撫民安國の宸翰を下し給ふ其の聖徳の洪大にして天資の剛邁なる神人合一の域

我邦未曾有の變革を爲さんとして、朕躬を以て衆に先んじ、天地神明に誓ひ、大に斯國是を定め、萬民保全の道を立てんとす。衆亦此旨趣に基き、協心努力せよ。即ち此の五條の御誓文と大詔とは、實に朝政一新の精髓にして、開國進取の國是の根帯なり。立憲君主制の基礎茲に起り、制度の革新、文明の輸入、地方の自治、學藝の獎勵、殖産興業の發達、皆茲に基づき、國運の隆昌、前古に冠絶するに至れるもの、一に此の聖旨に依らずんばあらず。此日、更に撫民安國の宸翰を億兆に下し給ひて、和衷協同、以て皇運を扶翼し、新政を助襄すべきを宣し給ふ。朕幼弱を以て、猝に大統を紹ぎ、爾來何を以て萬國に對立

にあらせらるるを拜察し奉るべきなり

し、列祖に事へ奉らんやと、朝夕恐懼に堪へざる也。窃に考ふるに、中葉朝廷衰へてより、武家權を專にし、表は朝廷を推尊して、實は敬して是を遠ざけ、億兆の父母として、絶えて赤子の情を知ること能はざるやう計りなし、遂に億兆の君たるも、唯名のみに成り果て、其が爲に今日朝廷の尊重は古に倍せしが如くにて、朝威は倍々衰へ、上下相離るる事、霄壤の如し。斯かる形勢にて、何を以て天下に君臨せんや。今般朝政一新の時に膺り、天下億兆一人も其處を得ざる時は、朕が罪なれば、今日の事、朕自から身骨を勞し、心志を苦め、艱難の先に立ち、古列祖の盡させ給ひし蹤を履み、治蹟を勤めてこそ、始めて天職を奉じて、億兆の

君たる所に背かざるべけれ。往昔列祖萬機を親らし、不
 臣の者あれば、自ら將として之を征し給ひ、朝廷の政總て
 簡易にして、此の如く尊重ならざりし故、君臣相親しみ、上
 下相和し、徳澤天下に洽ねく、國威海外に輝きしなり。然
 るに近來宇内大に開け、各國四方に相雄飛するの時に當
 り、獨り我邦のみ、世界の形勢に疎く、舊習を固守し、一新の
 効を計らず、朕徒らに九重の中に安居し、一日の安きを偷
 み、百年の憂を忘るる時は、遂に各國の凌侮を受け、上は列
 聖を辱しめ奉り、下は億兆を苦しめんことを恐る。故に
 朕茲に百官諸侯と廣く相誓ひ、列祖の偉業を繼述し、一身
 の艱難辛苦を問はず、親ら四方を經營し、汝億兆を安撫し

遂に萬里の波濤を開拓し、國威を四方に宣布し、天下を富
 嶽の安きに置かんことを欲す。汝億兆舊來の陋習に慣
 れ、尊重のみを朝廷の事となし、神州の危急を知らず、朕一
 度足を擧ぐれば、非常に驚き、種々の疑惑を生じ、萬口紛紜
 として、朕が志をなさざらしむる時は、是れ朕をして君た
 る道を失はしむるのみならず、從て列祖の天下を失はし
 むるなり。汝億兆能く朕が志を體認し、相率ゐて私見を
 去り、公議を採り、朕が業を助けて、神州を保全し、列祖の神
 靈を慰め奉らしめば、生前の幸甚ならん。
 嗚呼、天下の憂に先だちて憂へ、天下の樂みに後れて樂み、九
 鼎大呂の尊貴を以て、自から身骨を勞し、心志を苦め、舊來の

倒幕を喜ばざる者慶喜を擁して兵を大阪に擧ぐ

陋習を一洗し、列祖の威徳を紹ぎ、億兆を安撫して、遂に萬里の波濤を開拓せんと宣し給ふに至つては、聖徳の洪大、日月に比すべく、剛健邁往の天資、神人合一の域にあらせらるるを虔仰して、轉々感泣の外なきなり。是より先き、將軍慶喜、職を辭して、大政を奉還し、維新の天業其の基を開かんとするや、徳川家の旗本及び譜第の諸藩は、倒幕を以て、薩長二藩の首謀に出づるとなし、慶喜を勸めて、薩長を伐たしめんことを圖る。會津、桑名の藩士、實に之れが魁たり。慶喜憂苦、百方慰撫する所あるも、肯んぜず、遂に密かに二條城を出てしめ、慶喜を大阪城に擁し、明治元年正月元日、會桑二藩先鋒となりて、京都に向ふ。曰く、姦邪を攘

伏見鳥羽の戦

ひ、君側を清めんとすと。其の兵三萬、三日、伏見に達す。參與西郷隆盛、笑て曰く、一たび干戈を動かすは、却て天下の耳目を一新し、中原を定むるの聖業を鞏固ならしむる所以なりと。朝廷乃ち薩長土三藩の兵に命じて、之を鳥羽伏見に邀撃せしめ、四日、仁和寺宮嘉彰親王を軍事總裁とし、陛下親しく錦旗及び節刀を授けて、慶喜を討たしめ給ふ。井伊、藤堂の諸藩、又皆官軍に屬し、淀藩も亦た勤王を表し、錦旗の嚮ふ所草木皆靡き、大義名文の前には、億兆悉く伏す。慶喜色を失ひ、一敗忽ち大阪に走り、六日夜に乗じて、海路江戸に逃る。順逆此に於て分れ、佐幕の諸藩は遂に賊名を蒙るに至れり。

慶喜以下を
罰し征東の
令を下し給
ふ

東征の諸軍
其の部署定
まる

十日詔して、慶喜以下廿七人の官位を褫奪し、松平容保、松平定敬、板倉勝靜、松平正質、松平定昭、松平頼聰等の京都の藩邸を没し、酒井忠氏、戸田氏共、本莊宗武等の入京を禁じ、更に江戸追討の令を下し、有栖川熾仁親王を征東大總督として、錦旗節刀を賜ふ。西郷隆盛、林通顯、親王の幕下において參謀たり。島津忠義、毛利敬親、之れが先鋒たり。二月更に聖護院宮嘉言親王を海軍總督とし、少將橋本實梁を東海道鎮撫使に任じ、木梨精一郎其の參謀たり。大夫岩倉具定を東山道鎮撫使に任じ、板垣退助其の參謀たり。三位高倉永祐を北陸道鎮撫使に任じ、小林兼吉、津田山三郎其の參謀たり。而して九條道孝を奥羽鎮撫總督とし、澤宣嘉、醍醐忠敬を其

檄を沿道の
士民に傳ふ

の副總督とし、諸軍各其の定むる所に向て發す。特に大總督有栖川宮は、軍を江戸に進め給ふ。此の時沿道の士民に傳へられたる檄に曰く、
天に二日なく、地に二王なし、是れ天地の大經、萬世の通義也。往時皇國衰微の弊に乗じ、徳川氏兵馬の權を掌握せしより以來、王室愈々振はず、其漸や終に至尊徒らに虚器を擁し給ふのみ、萬姓をして亦た天朝あるを知らしめず。近代に至りては、畏多くも朝威を輕蔑し奉るの罪、枚擧するに違あらず。天下の人、切齒悲憤する所、就中西洋異邦に對しては、自から日本大君と稱し、異邦の人、亦日本大君と稱すれば、耳にして是を受け、君臣上下の分、地を掃ふ

に至れり。朝廷厚く寛典に處せらるゝと雖も、上を欺き下を誣ふるの奸跡多し。今の徳川慶喜や、最も朝恩を蒙りたるの身として、頃日に至り、王政復古の大典を懇望し陰に禍心を包藏し、松平肥後、松平越中等は、其凶讎を助けて、天下の亂魁と成り、既に一月三日、窃かに大阪を發して干戈を王畿に動かし、恐多くも鳳闕を襲ひ奉るの逆謀顯然たるに至れり。乃ち尾越薩土長藝、其他誠忠有志の諸侯、勤王の義兵を以て、賊徒を鳥羽に破り、伏見の賊陣を討ち、官軍大に勝つことを得て、賊の將卒は皆敗走し、淀川を経て大阪に北ぐ、因て直に之を追討したり。新天子神聖叡武にましまし、速に斧鉞の任を仁和寺親王に下し給ひ

征夷大將軍の宣下ありて、諸參謀副將、各々勅命を奉戴し、同九日、大阪城を抜きて、逆賊を驅逐し、黨與等悉く誅に就き、或は逃れ、或は匿る。官軍山崎の賊關を破りて、八幡山に據り、大阪の陥りし後、攝海は論なく、城市ともに官軍を以てこれを守り、翌十日に至つては、亦東賊の隻影を留めず。天兵の嚮ふ所は、枯れたるを摧くが如く、彼の親従たる藤堂、稻葉等の輩以下、悉く欸を送り、歸順して官軍に屬せり。爾後、賊魁徳川慶喜、松平肥後、松平越中に至つては、今身眷の所在を知らずと雖も、天網恢恢、疎にして漏らさず、其捕はれて縛に就くべきや疑ふべからず。率士の濱王土にあらざるはなく、普天の下、王民にあらざるなし。

誰か今日、天朝多難の際に當りて、王家に勤めざるべき。仍て遍く列藩各土の將士、四民萬姓に布告す。早く賊魁徳川慶喜、松平肥後、松平越中等を誅伐して、天地に容れざるの罪を糺し、上は宸襟を安んじ奉り、下は萬民塗炭の苦を解き、皇國の全疆を鎮靜すべし。若し今日に至りて、尙ほ名分大義に味く、誤りて王師を拒み、逆賊に私黨するものあらば、固より忽ち天誅を加ふべし。たとひ徳川慶喜等の親姻族類たりとも、大義を守りて、勤王の志あるものは、其れ實効を顯はして、天恩に報じ奉れよ。一旦逆賊に誑誤せられ、之が黨たりとも、自新の意を發して、盡力歸順したるの輩は、皆舊惡を録せず、之を王師の隊伍に編入せ

徳川慶喜勝安房の言に聽きて恭順の意を表す

江戸城包圍

らるべし。それ速かに去就を決し、盡力竭忠して、共に王室を翼戴すべし。首鼠兩端を抱きて、疑議猶豫するの輩には、邪正曲直、必ず判然たるの天裁あるべきなり。此時に當り、謂ゆる徳川麾下八萬騎の壯丁は、江戸に集りて主戰論を持し、極力王師に抗せんとす。獨り偉人海軍奉行勝安房、平和論を主張して、動かさず、主將慶喜に見えて、具さに利害を説く。慶喜乃ち繚然として、感悔する所あり、衆を慰撫して、輕擧を誡め、自から謝罪哀訴の書を朝廷に奉り、江戸城を出て、上野大慈院に閉居し、専ら恭順の意を表す。時に二月十一日なり。恰も諸道の官軍既に東に進み、東海道先鋒は箱根を踰え

攻撃の期迫る

勝安房急使を駿府に西郷隆盛に馳す

勝安房西郷隆盛に面して江戸城進撃の中止を求む

て品川に迫り、東山道の先鋒は、碓氷峠を踰えて板橋に入り、其の別隊は、甲州路より小佛峠を経て新宿に迫り、三月十五日を期して、齊しく江戸城を圍み撃たんとす。時に大總督府參謀西郷隆盛、駿河の府中に在り。此月九日、勝安房乃ち山岡鐵太郎を急使として駿府に馳せ、隆盛に面して慶喜恭順の狀を述べ、以て寛大の處置あらんことを請はしむ。隆盛其の意を諒し、由を大總督宮に具して詔旨を請ひ奉る。是に於て朝廷、橋本實梁、柳原前光をして、詔を齎して東下せしむ。十三日、隆盛江戸高輪に至る。勝安房之を聞きて直に大總督府に隆盛を訪ひ、十五日の江戸城進撃を止めんとを乞ふ。斯くて兩雄の默契茲に成り、後日の帝都は、焦土

勅使江戸に入りて詔を田安慶頼に傳ふ

江戸開城慶喜水戸に謹愼す

の難を免るを得たり。既にして四月四日、勅使橋本實梁、柳原前光等、江戸城に入る。乃ち徳川氏の宗族田安慶頼を召して、詔を傳ふ。

慶喜は水戸に退きて、謹愼を表し、江戸城池は之を尾張藩に交付し、軍艦兵器も亦た皆交付すべく、江戸城中の家臣は悉く城外に屏居せしめ、慶喜を助けて官軍に抗したる者は各相當の處分を加へて上申すべし。但し一萬石以上

の者は、殊に朝議を以て之を決す。慶頼謹んで大命を拜し、慶喜乃ち江戸城を開きて水戸に退隠し、東海東山二道の官軍は、悉く江戸に入りて、江戸の民衆皆其の堵に安んずるを得たり。閏四月詔して、田安家達頼慶

天恩の優渥
海嶽も雷な
らず

天皇親征の
旨を以て大
阪に行幸あ
らせらる

叡慮を軍國
の事に勞せ
させ給ひて
尙且つ盛徳
仁慈洽ねく
萬民に及ぶ

の子龜をして宗家を襲がしめ、駿河、遠江の二國並に陸奥、出羽に於て、七十一萬石を賜ひ、以て徳川氏の祭祀を存せしめらる。聖恩の優渥、洵に海嶽も雷ならざるなり。是より先き、關東未だ平定に歸せざるを以て、天皇帝例に倣ひて親征し給はんとし、三月廿一日、車駕京都を發し、廿三日、鹵簿肅々として大阪に着御す。沿道の老幼、堵列して盛儀を拜觀し、鳳輦の過ぎる所、皆匍伏して仰ぎ視る者なし。廿六日、天保山に行幸し、艦隊運動を御覽せられ、四月六日、大阪城内に各藩士の操練を觀はせらる。其の叡慮を軍國の事に勞せさせ給ふこと斯の如し。而かも尙且つの人倫の大道を明かにし、民風をして淳良ならしめんことを思召され

江戸城平定
して親征の
事止む
上野東叡山
の戦

孝子、節婦、義僕を表彰せしめ給ひ、又七十歳以上の高齢者を救恤して、米を下賜せらるること各差等あり。殊に鰥寡、孤獨、寄るべきなきの窮民に對しては、其の病者に醫藥施療の恩典を與へさせらる。此時、陛下寶算十七、實は僅に十五歳餘、而して其の盛徳仁慈なる斯の如し。惟ふに神性の秀絶、自から天資の然らしむる所、即ち明治中興の英主として、中外齊しく聖徳を仰ぐ所以のもの、敢て偶然にあらざるを感銘すべきなり。斯くて十一日、江戸城平定の旨、奏聞に達し、乃ち親征の事止み、閏四月七日、車駕大阪を發して、京都に還幸す。然れども、江戸開城に快からざる者、相結びて彰義隊と稱し、

江戸の市政
始めて朝廷
に歸す

輪王寺宮公現法親王を奉じて、上野寛永寺に據る、其の徒三千餘人、澁澤誠一郎之に長たり。是に於て軍務官大村益次郎の議に依り、乃ち彰義隊征伐の令を下す。老臣久元、江藤新平、小笠原惟八、共に軍監たり。五月十五日、味爽、兵を部署して東叡山を攻め、薄暮に至て之を陥る。然れども尙ほ賊の再舉を慮り、遂に議を決して寛永寺を焼く。敗竄の賊徒、皆會津に走る。是に於て江戸の市政は始めて朝廷に歸し、勘定奉行を廢して民政裁判所とし、江藤新平、其の判事として之に長たり。寺社奉行を社寺裁判所と改め、新田三郎其の判事となり、更に南北町奉行を廢して市政裁判所とし、元其の判事として舊南町奉行の位地に居り、西尾遠江介其

北越の戦

の北町奉行の位地に居り、之より新政始めて江戸に行はる。是より先き慶應三年九月十五日、會津藩の主唱に依り、北越諸藩の聯合會議を新潟に開き、協同一致の行動を取るを約す。今や朝廷江戸城を收むるに至て、乃ち共に官軍に抗す。此に於て、仁和寺宮嘉彰親王を越後口の大總督に拜し、西園寺公望、壬生基修を參謀とし、長驅して之を討たしむ。新發田藩先づ官軍に屬す。明治元年閏四月十九日、官軍海陸より越後口に進み、五月十八日、長岡城を陥る。七月十五日、嘉彰親王、本營を柏崎に進む。而して幕軍連りに官軍の先鋒を諸方に破り、此月廿六日、長岡を復す。廿九日、官軍總攻撃を行ひ、再び長岡を陥るを得たり。恰も同日、海路の官軍新

關東の戦

鴻を略し、越後悉く平ぐ。
 初め幕兵の上總下總に走る者は、結城を奪ひて勢猖獗なり。
 宇都宮城主戸田忠友、援を板橋に東山道總督府に乞ふ。香
 川敬三乃ち參謀として、元年四月二日援に赴き、流山に新撰
 組の隊長近藤勇、久保剛を擒ふ。大鳥圭介、日光山に據り、結
 城及び小山に向ふ。官軍屢次敗る。既にして宇都宮、船橋、
 日光、太田原の幕兵所在皆敗れて會津に走り、關東定まりて
 奥羽之より亂る。

奥羽の戦

奥羽列藩に於ては、既に閏四月廿三日を以て、皆其の重臣を
 白石に會し、薩長に對して聯合盟約を議し、五月三日再び仙
 臺に會し、廿五藩の條約を結ぶ。仙臺、米澤二藩之れが盟主

たり。既にして朝廷鎮臺を江戸に置き、大總督熾仁親王之
 を管し給ひ、尋て海道、山道、海軍の先鋒總督を罷め、更に岩倉
 具定、岩倉具經を、奥羽征討白河口總督とす。後ち具定、具經
 并に辭し、大總督府參謀、鷲尾隆聚之に代る。五月一日、官軍
 白河城を復し、尋て棚倉を抜き、七月、平三春、二本松を陷る。
 之より先き、澤宣嘉、奥州鎮撫使として、九條、醍醐二卿と共に
 奥羽に入るや、秋田藩率先して官軍に屬し、仙臺、米澤亦同盟
 を脱するの意あり。而して津輕、新莊、本莊、矢島の四藩は、秋
 田と共に勤王の方向を定め、其の頑強にして士氣の振ふる者
 は、唯だ會津、莊内の二藩あるのみに至れり。既にして澤、九
 條、醍醐の三卿、秋田に入り、七月五日、莊内征討の部署を定む。

時に白河口の官軍勢破竹の如し。
 此時に當り、莊内藩主酒井忠篤、精兵を境外に出して官軍を
 逆撃せんとし、七月十四日、新莊城を陥れ、八月一日、全軍秋田
 領内に入り、院内湯澤、古内、横手を破り、廿八日、官軍を角館に
 攻む。既にして奥羽の同盟全く破れ、各藩相踵ぎて官軍に
 降るを以て、忠篤兵を遠く境外に出すを不利とし、悉く之を
 國に還す。是に於て官軍兵を二分し、一は會津に向ひ、一は
 莊内に迫る。既にして米澤藩主上杉齊憲、越後口の官軍に
 降り、尋て仙臺藩主伊達慶邦、亦た歸順して罪を謝す。
 此時會津に向ひし官軍は、八月廿二日、猪苗代に中山道の官
 軍と合し、翌日全軍悉く若松城に集まる。九月五日、越後口

蝦夷地の戦

及び日光口の官軍、又た白河口の官軍と連絡を通じ、日夜若
 松城を包圍す。會津藩主松平容保、死を決して固守し、朱雀
 青龍、玄武、白虎の四隊、殊死して防戦し、城中の男女老幼凡五
 千餘人、米粟既に盡きて尙ほ瓦礫を官軍に投ず。官軍苦戦
 奮闘、死傷頗る多し。廿二日、容保遂に降り、廿三日、城を出て
 城北瀧澤村妙國寺に退き、廿四日、官軍悉く城中に入る。
 而して廿六日、莊内藩主酒井忠篤亦た降り、此に至て奥羽全
 く平く。即ち容保等を永禁錮に處し、忠篤等の封を没し、奥
 羽を磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥、羽前、羽後の七國に分つ。
 是より先き榎本武揚、江戶開城の日を以て、軍艦を率ゐ
 て房州館山に逃る。勝安房之を追ひ、諭して引き還らしむ。

既にして八月二十日、松平太郎、荒井郁之助、永井玄蕃等と共に、名を北國鎮定に籍り、開陽、回天、蟠龍等の九艦を率ゐて、遂に品川海を脱出し、途に大鳥圭介、土方歳三、古屋作左衛門、本多幸七郎、人見勝太郎等の敗兵二千五百餘人、及び仙臺藩兵二百餘人を諸艦に分乗し、南蝦夷地鷲木に上陸せしむ。圭介等乃ち先づ函館を占領し、十月廿六日、龜田五稜郭に據る。尋て福山、松前、江刺等を併せ、永井玄蕃自から函館奉行と稱し、榎本武揚又た函館港内の英佛軍艦及び各國領事に告ぐるに、函館貿易の事、前日と異なるなきを以てす。是に於て二年三月、朝廷更に征討の兵を發し、海陸並び進む。甲鐵、春日、朝陽、陽春、丁卯等、官軍の戰艦たり。而して陸兵の

戰亂平定し
庶民其の堵
に安す
世或は明治
戊辰の亂を
以て革命と
爲すものあ

青森に集まる者、戰士從卒合して五千餘人、四月六日、全軍青森を發し、十七日、松前城を陥れ、廿四日以後、海陸共に函館を攻む。官軍朝陽を失ひ、春日、陽春、並に敵彈を蒙り、敵艦回天、蟠龍以下、悉く之を失ひ、五月十一日、函館遂に陥り、餘衆皆五稜郭に集る。十二日、官軍歸順を勸む。十五日、函館辨天臺場の主將永井玄蕃先づ降り、十七日、五稜郭の主將榎本武揚、大鳥圭介、松平太郎、荒井郁之助等皆降る、總て一千八人。乃ち之を各處に閉居して、謹慎を命じ、函館五稜郭の兵器を收む。是に至て、戰亂全く平ぎ、天下再び靜穩なり。蓋し賊徒の名は、明治史の初頁を汚すものありしと雖も、素と内訌騒擾に過ぎずして、皇道は儼として、天日と光を争ひ、神威赫々

ふ天皇即位の時天神地祇を拜すと今陛下即ち古儀に則り給ふ
明治と改元し一世一元の制を立つ

天長節を定めて光仁帝の古制を復

九月八日改元。慶應四年を明治元年と改め、茲に一世一元の制を定めさせらる。其の詔に曰く、
詔す。太乙を體して位に登り、景命に膺りて以て改元するは、詢に聖代の典型にして、萬世の標準なり。朕否徳と雖も、幸に祖宗の靈祇に頼りて、鴻緒を承け、躬から萬機の政を親らす。乃ち元を改め、海内億兆と與に更始一新せんと欲す。其れ慶應四年を改めて、明治元年と爲す。今より以後、舊制を革易し、一世一元、以て永式と爲す。主者施行せよ。

九月廿二日、即ち陛下御降誕の佳辰を天長節と定め、大赦令を發して、大赦を全國に行ひ、且つ毎年此の佳辰を以て、群

す

車駕東幸

途に民の疾苦を問はせらる

臣に酺宴を賜ひ、天下の刑戮を停止し、衆庶と慶福を共にせらるるの聖旨を布告せらる。是れ即ち光仁帝の古制を復し給へるなり。此の日、賢所、皇靈殿、神殿の御祭典あり。又大元帥陛下として、觀兵式を舉行あらせらる。後明治五年、始めて太陽暦を用ふるに至り、之を新暦に換算して、十一月三日を天長節と定め、翌六年より之に従ふ。

曩に江戸を東京と改め、遷都親臨の詔を下し給ふや、車駕東京の盛儀、漸く其の機を熟し、元年九月二十日、京都を發して、東京に向はせらる。乃ち途を東海道に取らせ給ひ、伊勢の内、外神宮を遙拜あらせられ、駕を熱田神宮に枉げて、親しく參拜。沿道到る處、民の疾苦を問ひ、孝義節婦を表彰し、老齡

江戸城を皇居と定む

詔して正義直諫を求めさせらる感佩何ぞ堪へん

長壽の者を賑恤し給ひ、十月十三日、江戸城西丸の假行在所に入らせらる。乃ち江戸城を改めて東京城とし、以て皇居と定む。十七日、詔して曰く、

皇國一體、東西同視、朕今東京に幸し、親しく内外の政を聴く。汝百官有司、同心戮力、以て鴻業を翼し、凡そ事の得失可否、宜しく正義直諫して、朕が心を啓沃すべし。

嗚呼、聖明の英主にあらずんば、古來臣下の直諫を納れ難し、而して今此の優詔を蒙る。任に輔弼にある者、奚んぞ感佩せざるなきを得んや。

之より先き、江戸の鎮臺府を改めて鎮將府とし、三條實美鎮將を兼ねて、駿河以東十三國を管し、大總督は軍事を管す。

車駕再び西還

皇后册立

四方拜

元始祭

政事始の式と共に詔を百官將士に

既にして車駕皇居に入り、鎮將府を廢し。奥羽の亂平定して、大總督府を廢し、十二月八日、車駕再び西還あらせ給ふ。斯くて車駕京都に還幸せらるるや、十二月二十八日、女御從三位一條美子の方、入内と共に即日皇后宮に册立あらせられ、乾位既に萬年を期して、坤位又た茲に定まり、和風慶祥の裡に、一陽來復の新春を迎ふ。

二年正月元日、宇多帝の寛平二年に始めて天地を拜させ給ひし古儀に則り、四方拜の大禮を行はせられ、是より毎年元旦の例典と定め給ふ。三日、元始祭を行ひ給ひ、四日、政事始の式あり。而して詔を百官將士に下し給ふ、

朕惟みるに、在昔神皇基を肇めしより、列聖相繼ぎ、以て朕

下し給ふ

が躬に逮ぶ。朕否徳夙夜兢業、先皇の緒を墜さんことを之れ懼る。曩には兇賊命に梗し、億兆塗炭に苦しむ。幸に汝百官將士の力に頼り、速に戡定の功を奏し、萬姓堵を安ずるに至る。今茲歳は己巳に在り、三元端を啓き、上下又た寧く、遠邇來り賀す、朕何の慶か之に如かん。惟ふに天道は常靡し、一治一亂、内安ければ、必ず外の患あり、豈戒慎せざる可けんや。朕蓋し祖業を恢弘し、覃て中外に被らしめ、以て永く先皇の威徳を宣揚せんことを庶幾す。汝百官將士、勉勵懈らず、各其職を竭し、敢て忌憚なく、朕が闕漏を匡救せよ。汝百官將士、其れ旃を勉めよ。即ち百官將士をして、其の職に忠實ならしめ、以て輔弼の任

版籍奉還の上表

を完うせしめんことを詔し給ふ。若し夫れ忌憚なく、朕が闕漏を匡救せよとの聖旨に至りては、洵に恐懼感激の至りに堪へず。誰れか純忠至誠、以て一に報効を期せざる者あらんや。此時に當り、封建割據の餘弊を革め、郡縣劃一の制を布くを以て、大政復古の本旨なりと説く者、木戸孝允の如きあり。而して雄藩の列侯、亦た實に此の議を賛し、乃ち薩州藩主島津忠義、長州藩主毛利敬親、共に封土の返還を議す。而して佐賀藩主鍋島直大、土佐藩主山内豊範、之に應じ、四藩主連署上表して、封土人民を奉還し、政令一途に出でんことを請ふ。其の表に曰く、

臣某等頓首再拜。謹て按ずるに、朝廷一日も失ふ可からざるものは大體也。一日も假す可からざるものは大體也。天祖肇めて國を開き、基を建て給ひしより、皇統一系、萬世無窮、普天率土、其有にあらざるはなく、其臣に非るはなし、是れ大體となす。且つ與へ、且つ奪ひ、爵祿以て下を維持し、尺寸も私に有すること能はず、一民も私に攘むこと能はず、是れ大體となす。在昔朝廷の海内を統馭する一に此に由り、聖躬之を親らす。故に名實並び立ちて、天下無事也。中葉以降、綱維一たび弛み、權を弄し、柄を争ふ者、踵を朝廷に接し、其民を私し、其土を攘む者、天下に半ばして、遂に搏噬攘奪の勢成り、朝廷守る所の體なく、乘る所

の權なくして、之を制馭すること能はず、姦雄迭に乗じ弱の肉は強の食となり、其大なる者は十數州を併せ、其の小なる者も、猶ほ士を養ふこと數千、所謂幕府なるもの如きは、土地人民を擅にして、其私する所に頒ち、以て勢權を扶植せり。是に於て乎、朝廷徒らに虚器を擁し、其鼻息を窺ひて、休戚を爲すに至る。横流の極、滔天回らざるもの茲に六百有餘年。然れども其間、往々天子の名爵を假りて、其土地人民を私するの跡を蔽へり。是れ固より君臣の大義、上下の名分、萬古不拔のものあるに由る。方今大政新に復し、萬機之を親らす、實に千歳の一機、其名ありて、其實なかるべからず。其實を擧ぐるは、大義を明かにし、

名分を正すより先なるは無し。嚮に徳川氏の起るや、古
 家舊族天下に半ばす、依て家を興すものも亦多し。而し
 て其土地人民之を朝廷に受くると否とを問はず、因襲の
 久しき以て今日に至る。世或は謂へらく、是れ祖先鋒鏑
 の經始する所と。吁何ぞ兵を擁して官庫に入り、其貨を
 奪ひ、是れ死を犯して獲る所のものと云ふに異ならんや。
 庫に入るものは、人其賊たるを知る土地人民を攘奪する
 に至つては、天下之を怪まず、甚しい哉名義の紊壞せるこ
 とや。今や丕新の治を求む、宜しく大體の在る所、大權の
 繋る所、毫も假す可からず。抑臣等居る所は、即ち天子の
 土、臣等牧する所は、即ち天子の民なり、安んぞ私に有す可

けんや。今謹んで其版籍を收めて、之を上つる。願くば
 朝廷其宜しきに處し、其與ふべきは之を與へ、其奪ふべき
 は之を奪ひ、凡そ列藩の封土、更に宜しく詔令を下して、之
 を改め定むべし。而して制度、典刑、軍旅の政より、戎服、機
 械の制に至るまで、悉く朝廷より出て、天下の事大小とな
 く、皆一に歸せしむべし。然る後に名實相得、始めて海外
 各國と並立すべし。是れ朝廷今日の急務にして、又臣下
 の責也。故に臣等不肖、謏劣を顧みず、敢て鄙衷を獻ず。
 天日の明幸に、照覽を賜へ。臣某等誠恐、誠惶頓首再拜、以
 て表す。

是れ實に明治二年正月二十日なり。而して各藩亦た皆之

宮中歌御會
始と御製及
び御歌

に倣ひ、争うて、版籍奉還の事を上表す。
此月廿四日、始めて宮中歌御會始を行はせられ、「春風來海上」
の御兼題にて、

ちよ萬かはらぬ春のしるしとて

海邊をつたふ風そのとけき

と御製あらせられ、又た皇后宮には、

沖津浪かすみに籠めて春來ぬと

かせも和きたる四方の海つら

と御歌あらせらる。乾威坤徳の廣大、仰ぎ奉るも尊き極み
ならずや。

太政官を東

斯くて二月廿四日、太政官を東京に遷し、翌廿五日、會議御親

京に遷し會
議御親裁の
詔を下し給
ふ

裁の詔を下し給ふ。

朕將に東臨公卿群牧を會合し、博く衆議を諮詢し、國家治
安の大基を建てんとす。抑制度律令は、政治の本、億兆の
頼るところ、以て輕しく定む可らず。今や公議所、法制略
既に定ると奏す。宜しく速に開局し、局中禮法を貴び、協
和を旨とし、心を公平に存し、議を精確に期し、専ら皇祖
の遺典に基き、人情時勢の宜に適し、先後緩急の分を審に
し、順次に細議し、以て聞せよ、朕親しく之を裁決せん。
即ち五條の御誓文に依り、着々其の實を擧げさせ給ふの聖
慮に出で、又た實に東京遷都の前令なり。斯くて三月七日、
車駕再び京都を發し、三條實美、中山忠能、中御門經之、池田慶

車駕再び東

幸萬年の皇
居茲に定ま
る

群臣朝會大
政諮詢の詔

明治天皇御聖德

德等扈從す。十二日伊勢神宮に御參拜、陛下手づから玉
串を捧げ給ひ、天業恢弘の神護を祈らせられ、既にして廿八
日、車駕東京に入る。乃ち之より東京を首府として、萬年の
皇居と定め、皇基茲に確立し、新制之より興る。時に陛下
寶算十八、其の實は十六歳餘。而して夙夜治國安民を軫念
あらせられ、新政を綜攬して、裁決流るるが如く、乾德巍々、盛
威烈赫、古今東西其の比あること稀なり。
斯くて皇居に入らせらるるや、玉座未だ暖ならざるに、夙く
國是を公議に決すべき旨を明かにし給ひ、四月廿日、群臣朝
會、大政諮詢の詔を發し給ふ。
朕嚮に汝百官群臣と、五事を掲げ、天地神明に質し、綱紀を

七事の御諮
詢

版籍奉還の
請を聽し知
藩事を置く

皇張し、億兆を綏安するを誓ふ。然るに兵馬倉卒、未だ其
績を底さず。朕夙夜上は以て神明に畏れ、下は以て億兆
に慙づ。今や乃ち親臨、汝百官群臣を朝會し、大に施設す
るの方を諮詢す。是神州安危の決、今日にあり。誠に宜
しく腹心を披き、肺肝を表し、可否を獻替すべし。朕將に
勵精竭力、大に經始する所あらんとす。汝百官群臣、其れ
勗めよや。
乃ち百官を會し、諸藩主を召し、皇道の興隆、知藩事の新置、蝦
夷の開拓、外國の交際、歳出入の財政等、七事を諮詢し、六月十
七日、勅して列藩の版籍奉還の請を聽し、府藩縣一致の制を
立て、藩制を改めて、藩主を知藩事とし、各藩歳入現石の十分

三 邊郡及新制

華士卒族平民の稱始まる

の一を以て、知事の家祿と定む。此時全國二百七十六藩なり。又た公卿諸侯の稱を廢して華族と唱へ、中大夫下大夫上士の稱を廢して士族とし、士族以下を卒とし、農工商を平民とす。尋て藩知事を東京に移住せしめて東京府に貫し、士族以下は各地方に隸し、皇族、華士族、社寺の采地を收め、廩米を以て秩祿とす。又た卒を廢して、或は士族に併せ、或は庶民に入る。而して、全國の人口、三千三百六十二萬五千餘人を算せり。

天下の采地を收めて廩米を給す

維新の論功行賞

是に於て此月、大政復古及び戊辰戰役の功を賞し、有栖川宮熾仁親王、仁和寺宮嘉彰親王を始めとし、九條道孝、三條實美、岩倉具視等公卿廿三人、島津毛利山内等の諸侯九十餘人、西

新に忠魂を祭祀し且つ古忠臣の靈を慰め以て範を萬世に傳へさせらる

北海道の開拓經營

郷隆盛、大村益次郎、永大久、保利通、木戸孝允等の諸士三百三十餘人に采祿金幣を賜ふこと各差あり。且つ新に忠死の招魂社を、九段坂上に建て、其の幽魂を祭祀せしめられ、又た楠木正成を、湊川神社に、新田義貞を、藤島神社に、北畠親房及び顯家を、阿倍野神社に、藤原師實を、小御門神社に、名和長年を、名和神社に、菊池武時を、菊池神社に、徳川光圀及び齊昭を、常磐神社に、島津齊彬を、照國神社に、祭祀して、以て古忠臣の英靈を慰め、我國臣道の範を萬世に傳へさせ給ふ。八月、始めて開拓使を置き、蝦夷を北海道と改稱し、渡島、後志、石狩、天鹽、北見、膽振、日高、十勝、根室、釧路、千島の十一國に分つ。全島久しく荒蕪に委し、土民稀少にして、僅に漁獵を營むの

再び官制の
改革
古制に則り
神祇官を太
政官の上に
班す

刑律改定の
詔勅

み。是に至つて大に開拓經營せしむる所あらんとす。
是より先き六月再び官制を改革し、太政官に左右大臣、大納言、參議を置き、神祇官を其の上に班し、民部、大藏、兵部、刑部、宮内、外務の六省及び彈正臺を置き、其下に寮司あり。位階を二十等とし、一位より九位に至るまで各正從あり、初位には大少あり。而して下に臨むに賞罰を明かにし、天下法に依らずして無辜に死する者なからしめんが爲め、新に取調局をして刑律の改定に従がはしめ、九月詔して聖旨を下し、齊しく四民をして海嶽の聖徳を感泣せしむ。
我八洲の國體を創立する、遂古は措いて論ぜず、神武以降二千年、寛恕の制以て下を率ゐ、忠厚の俗以て上を奉ず。

大寶に及んで、唐令に折衷すと雖も、其律を施すに至ては、常に常律より寛にす。其の間政の汚隆、時の治亂なきに非ざるも、大率光被の徳、外藩に及ぶ。保元以降、乾綱紐を解き、武士權を専らにし、法律以て政を爲し、刀鋸以て下を率ゆ、寛恕忠厚の風、遂に地を掃ふ。今や大政更始、宜しく古を稽へ、今を明にし、寛恕の政に従て、忠厚の俗に復し、萬民所を得て、國威始めて振ふべし。頃者刑部新律を撰定する時、仍て此旨を體し、凡そ八逆、故殺、強盜、放火等の外、異常法を犯すに非ざるよりは、大抵寛恕以て流以下の罰に處せしめんとす。抑刑は無刑に歸するに在り。宜しく商議して、以て上聞せよ。

神靈鎮祭の詔

八神は即ち神武帝即位の始に當りて祭祀し給へる高皇産靈、神皇産靈、魂留産靈、生産靈、足産靈、大宮賣、事代主、御食神を言ふなり敬神の大義を明にして

明れば三年正月神靈鎮祭の詔を下し給ふ。朕恭く惟るに大祖業を創むるや神明を崇敬し蒼生を愛撫し給ふ。祭政一致由來する所遠し。朕寡弱を以て夙に聖緒を承け日夜忱惕し天職の或は虧くるあらんを懼る。乃ち祇みて天神地祇八神暨び列皇神靈を神祇官に鎮祭せしめ以て孝敬を申ぶ。庶幾くは億兆をして矜式する所あらしめん。嗚呼陛下常に皇祖皇宗の神靈を崇敬し給ひ國家の大事に莅みては必ず神前に奉宣奉誥の事あり。其の神祇奉齋の禮に至ては嘗て遲滯あらせられず嚴に祭典を執行し給ひ以て敬虔の誠を效し大孝を申べさせ給ふ。是れ即ち

大孝を申べさせ給ふ

駒場野の大觀兵式

藩制改革

神靈鎮祭の大詔を下し給ふ所以なり。而かも英武古今に絶し曩には六軍を帥めて一たび親征の舉あらせられ大藤を大阪に進め給ひしと雖も幾もなくして東亂鎮靜に歸す。今乃ち國內平定して常備の軍兵輦轂の下に在り。是に於て此年四月諸軍を親率して駒場野の大觀兵式を行はせ給ふ。當時兵部省の設置あるに至りしと雖も海陸兩部は尙ほ同一長官の下に屬す。而して陸軍には親兵を置き薩長土三藩より之を徴し其他は府藩縣萬石毎に兵五人を兵部省に徴す。既にして海軍は英式を用ひ陸軍は佛式に據らしむ。九月藩制を改め十五萬石以上を大藩五萬石以上を中藩五

新律綱領の頒布

萬石に満たざるを小藩とし、知藩事の外更に大參事、權大參事、少參事、權少參事を置く。之より先き、四十萬石以上を大十萬石以上を中、一萬石以上を小とす、是に至て之を改む。十二月、刑部大輔參議江藤新平、刑律改定の成るを奏す。蓋し二年九月の詔勅に基づくなり。凡そ六卷、律名十四、總べて百九十二條より成る。是より先き舊幕府の刑法を釐正して、死、流、徒、笞の四刑に分ち各之を三等とす。即ち重科は梟首、大逆は磔、其他は斬之を死刑の三等とし、焚刑を廢し、追放、所拂を徒刑とし、流は蝦夷地方を限り、竊盜金百圓未滿は死に處せず、死刑は勅裁を仰ぎ、財産籍沒法を廢し、徒役は五年、七年、十年とす。而して此に至り又た之を改め、乃ち勅に

因り、務めて輕減に従ひ、之を大寶の古律に照し、又大明律、大清律に參酌し、茲に纂定を奏するに至れり。而して別に閏刑あり、士族は笞杖に代ふるに、謹慎若くは閉門を以てし、官吏及び華族は贖金を許す。即ち之を新律綱領と稱し、廣く天下に頒布せらる。斯の如く新制次第に其の緒に就き、維新の大業漸く熟するに至れり。時に寶算十九。

ふく風も長閑になりて朝日影
神代なからの春をしるかな

と御製あらせらる。
明くれば四年、寶算二十。
をさまれる世世のためしを都人

神武天皇祭

鄙もろともに祝ふ春かな
 と詠ませ給ひ、五月十一日、神武天皇を神祇官に祭らせられ、
 陛下親臨、其の祭式を擧げさせ給ひ、全國民をして齊しく遙
 拜せしめらる。新曆頒布の後、換算して四月三日を其の祭
 日と定む。又た寺院に於ける門跡の稱號、後七日の御修法、
 一切の勅會等を廢し、九月十四日、神器並に皇靈遷座の詔を
 下し給ふ。

神器及び皇
靈遷座の詔

朕恭く惟みるに、神器は天祖威靈の憑る所、歴世聖皇
 の奉じて以て天職を治め給ふ所のものなり。今や朕不
 逮を以て、復古の運に際し、忝く鴻緒を承く。新に神殿を
 作り、神器と列聖皇靈とを、茲に奉安し、仰て以て萬機の政

敬神愛國の
信念

廢藩置縣の
新制を詔す

を視んとす。爾群卿百僚、夫れ斯旨を體せよ。
 蓋し崇神帝が神威を瀆さんことを畏れて、神器を別殿に
 奉齋し給へると、其の聖慮を同くせられ、
 國民の一つ心につかふるも

みおやの神のみめくみにして

の御製と共に、此の詔を拜誦し奉らば、敬神愛國の信念愈深
 く、我が國體の特色益明かにして、萬民忠誠の實、更に其の美
 を濟すものあるべし。

之より先き七月十四日、詔して藩を廢し縣を置く。其の詔
 に曰く、

朕惟ふに、更始の時に際し、内以て億兆を保安し、外以て萬

國と對峙せんと欲せば宜しく名實相副ひ、政令一に歸せしむべし。朕曩に諸藩版籍奉還の議を聽納し、新に知藩事を命じ、各其職を奉ぜしむ。然るに數百年因襲の久しき、或は其名あるも、其實舉らざるものあり、何を以て億兆を保安し、萬國と對峙するを得んや。朕深く之を慨す。仍て今更に藩を廢し、縣と爲す。是れ務めて冗を去り、簡に就き、有名無實の弊を除き、政令多岐の憂無からしめんとするなり。汝群臣、それ朕が意を體せよ。

是の時、二百六十三藩あり。乃ち藩知事を召し、親諭して其の職を罷め、舊藩大參事以下に命じて、權りに事務を管掌せしめ、尋て府縣を廢合分併し、改めて三府七十二縣とし、縣治

四鎮臺の設置
參謀本部の

職制を頒ち、郡縣の制始めて定まる。依て更に太政官を正院とし、左右院を設け、左院議員は法制を議定し、右院は諸省の長官、機務を議する所とし、内政の釐革略ぼ整ふ。此の改制、參議木戸孝允、大久保利通、薩摩大參事西郷隆盛、高知藩大參事板垣退助等、共に與つて功あり。

かみつ世の御世のおきてをたかへしと
おもふそおのかねかひなりける

即ち此の御製の聖旨を以て、茲に郡縣の制を布かるるに至れり。

八月十八日、東京、大阪、鎮西、東北の四鎮臺を置き、步騎砲の三兵に分ち、又た兵部省に陸軍參謀局を設く、即ち後の參謀本

起原

部の起原なり。是より先き親兵の外、更に東山石、西海倉の二鎮臺を置きしも、此に至つて改めて四鎮臺とす。而して東京鎮臺は、本營を東京に、第一分營を新潟に、第二分營を名古屋に、第三分營を信濃の上田に設け、大阪鎮臺は、本營を大阪に、第一分營を若狭の小濱に、第二分營を讃岐高松に置き、鎮西鎮臺は、本營を熊本に、第一分營を安藝の廣島に、第二分營を鹿兒島に置き、東北鎮臺は、本營を仙臺に、分營を青森に設く。蓋し國家一日も兵備なかるべからず、兵備整ひて外侮を禦ぎ、而して内治亦た其の全きを得るなり。

弓矢もて神のをさめし國人は

ことなき世にも心ゆるふな

大使を歐米に差遣し海外の事情を視察せしめ條約改正の準備を爲さしむ

敷島のやまと心のを、しさは

ことあるときそあらはれにける

有事の日、無事の世、並に此の御製の心を以て心とせざるべからず。

斯くて十月、詔して大使を歐米に差遣せらる。乃ち大納言岩倉具視を右大臣に任じて、特命全權大使を兼ねしめ、參議木戸孝允、大藏卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、外務少輔山口尙芳を副使とし、侍従長東久世通禧、司法卿江藤新平、文部大輔田中不二麿、司法大輔佐佐木高行、大藏少輔吉田清成、陸軍少將山田顯義、戸籍頭田中光顯、造船頭肥田濱五郎、東京府知事由利公正を理事とし、締盟各國に赴きて、泰西文明の狀

況を視察し、制度文物を見學し、且つ我國政の更新を告げて以て條約改訂の事を議せしめらる。蓋し維新の後、諸國と結約締盟するもの、英、米、佛、西、葡、白、和、獨、露、丁、瑞、以、埃、瑞、西、布、哇の十五國に及ぶ。乃ち辨務使を發して、各國に在留せしむ。而して幕府の結約する所は、條欵失當多く、維新後の結約も亦た皆前例に依るを以て、今や乃ち之れが改正の議あるに至る。而も之を行ふ必ず先づ彼を知らざるべからず、是に於て大使差遣の事あり。其の聖旨のある所、又た以て左の御製に虔仰するを得ん。

白雲のめぐりくつてさまくの

くにのすかたを見てかへらなむ

よきをとりあしきをすて、外つ國に

おとらぬ國となすよしもかな

舊來の習俗
を一新す
後宮女官免
黜の御英斷

此年、士人の帶刀を禁じ、穢多非人の稱を廢し、且つ斷髮隨意たるべきを令す。殊に八月一日、陛下英斷を以て、後宮女官の免黜を行ひて、宮中を清掃し給へるが如きは、當時侍臣をして益々陛下の英明勇武を虔仰し、轉々恐懼に堪へざらしむ。斯の如きは、陛下天稟の資、固より然らしめられ、神性先天の秀絶、自から日月の明と合致せらるゝに因ると雖も、亦た左右常に剛健勇邁、忠愨強毅の侍臣ありて、輔導其の宜しきを得たるものあるは、争ふべからず。皇運隆興の機、洵に茲に存するなり。而かも陛下は、専ら英明勇武に

車駕西巡

渡らせらるゝのみならず、當時既に和漢洋の學に勉勵あら
 せられ且つ諸省の長官を召して、政事の得失を討究あらせ
 給ひ、日夜殆んど寸閑あることなく、以て益々天縱の徳神賦
 の力を大成し給ひ、嚴威犯すべからざるの間、更に寛仁大度
 の美德あらせらるゝ所以なり。
 明くれば五年、寶算廿一。正月八日、日比谷の原に親臨して、
 觀兵式を行はせ給ふ。二月廿八日、兵部省を廢して、陸海軍
 の兩省を置き、三月九日、親兵を改めて近衛兵と稱す。五月
 廿三日、車駕西巡の途に上らせ給ひ、龍驤艦に御して東京を
 發し、先づ伊勢の神宮に詣てられ、尋て大阪に幸し、京都に入
 りて、孝明帝の陵に謁し、六月、再び大阪に幸し、造幣寮、鎮臺等

英邁の御聖徳
仰ぎ奉るも畏こし

新橋横濱間

を巡覽あらせ給ひ、之より又海路下の關を経て西海に向ひ、
 長崎、熊本、鹿兒島を巡幸し、七月四日、丸龜に御着艦、六日、兵庫
 に於て、勅使を湊川神社に差遣せられ、十二日、東京に還幸
 あらせらる。此の間五十日、恰も盛暑に方り、流汗御服を濡
 し、汗染白く、黒羅紗地に點印するも厭はせられず、殊に横濱
 御上陸の際の如きは、御馬車の準備整ふの暇もあらせず、波
 止場より龍歩縣廳に向はせられたるに至ては、彼の金殿玉
 樓の裡に風雪を厭ひて、柔惰逸樂、纖優軟弱、翻々として娥眉
 脂粉の間に坐臥せる、在昔異邦の帝王と、固より日を同うし
 て論ずべからず。
 九月十二日、東京横濱間の鐵道落成す。陛下乃ち臨幸、親し

鐵道の開通
琉球王冊封

太陽曆の頒布

く其の開通式を擧げさせ給ふ。蓋し是れ我國鐵道敷設の
 始なり。此月十四日、琉球王尙泰、使をして入朝せしむ。乃
 ち之を期として、尙泰を冊封し、琉球藩王として華族に列し、
 且つ物を藩王及び夫人、並に使臣に賜ひ、其邸を東京に置き、
 藩臣祇役し、外務官を琉球に駐在して、外交を措置す。初め
 將軍足利義教、島津氏に與ふるに琉球を以てするの教書を
 交付し、慶長中、徳川家康又た之を島津氏に管せしむ。爾來
 琉球は、其の貢物を島津氏に納め、島津氏も亦た吏を派して、
 處務を辨せしむ。茲に至て朝廷始めて冊封を行ひ、今や乃
 ち純然たる我帝國の版圖に歸せり。
 既にして十一月九日、詔して太陽曆を廢し、始めて太陽曆を

紀元節の制定

詔して國民
皆兵の制を
定む

用ひ、明治五年十二月三日を以て明治六年一月一日とし、神
 武天皇即位の元年を紀元と定め、乃ち明治六年を紀元二千
 五百三十三年とし、二月十一日を紀元節の式日とす。又た
 祭日を設け、日曜日を置き、一及び六の日の休暇の古制を廢
 して、日曜日及び祭日を休暇と定む。然れども因襲の久し
 き、民間遽に太陽曆を棄てず、漁家農戶、太陽曆に據らざるも
 の甚だ多し。
 尋て十二月一日、詔して徵兵の制を定め、士庶貴賤を問はず、
 滿二十年の男を丁とし、全國皆兵の主義を執り、丁年者の合
 格する者を徵し、常備三年、後備二年の役に服し、自餘を國民
 軍とし、砲騎歩工輜重の五兵を分ち、平時を三萬六百八十人、

戦時を四萬六千三百五十人の現役兵とし、天皇は大元帥となり、大燾の下に、元帥、参謀、監軍あり。隊に長たる者は、將佐、尉官あり。各々大、中、少に分つ。而して一家の戸主、官吏、嗣子、承祖の孫、獨子、獨孫、及び父兄に代て家を治むる者は、其の兵役を免じ、又た除外令として、代人料金二百七十圓を納むる者は、兵役を免除せらる。然れども是れ富者に厚くして、貧者に薄きの弊あり、故に後ち此の除外令を撤す。其の海軍兵に至ては、之を海岸島嶼の漁師の壯丁より選用す、即ち志願兵なり。斯くて此の令一たび出で、武門武士の階級は、茲に全く廢せられ、國民擧げて武士となり、以て國家防衛の權利を得るに至れり。故に平時は良民として商工の

戦時平時の
別なく億兆
一心報効の
實を擧ぐべ
し

業に従ふ者と雖も、一旦緩急あれば義勇公に奉じ、一代の忠臣として、一死以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉るを本分とす。

ちよろつの民よ心をあはせつゝ

國にちからをつくせとそおもふ

あたし野にいさ輝かせますらをか

ときすましたるたちの光りを

山を抜く人の力もしきしまの

やまと心そもとるなるべき

平時戦時の別なく、常に此の御製を奉誦して、以て忠良の分を守るは、即ち億兆一心、世々其の美を濟す所以の道なり。

四 革新の餘勢

聖徳輔導の功臣

陛下既に東京に奠都して、諸制を更新し給ひ、五事の誓文に従つて、着々釐革の實を擧げさせ給ふ。而して三條實美、岩倉具視等、純忠至誠、識畧氣膽を以て、常に左右に侍し、西郷隆盛、大久保利通、木戸孝允等、維新の三傑と稱せられて、又た聖徳を大成し奉るの功臣たり。而して佐々木高行、鍋島直彬、山口正定、臣久元と共に四人、皆忠誠を以て、輔弼の任を盡し、高崎正風、元田永孚等、和漢の學を以て、進言輔導し奉り、英明の天資、更に倍々其の美彩を放ち、寛仁大度、愈々其の高を加へさせ給ふ。久元又た不敏を以てして、初め辨官を拜し、明治

治國安民の聖慮

二年以來、陛下に咫尺し奉れり。而して陛下の國を憂へ、民を思ひ、勵精治を圖り、又た親から文武を講じ給ひて、寤寐の間と雖も、祖宗神靈の遺徳を虔仰し、益々天業の恢弘を軫念あらせられたるに至ては、老臣等の常に感激に堪へざる所なり。

いにしへの文みるたみに思ふかな
おのかをさむる國はいかにと
うけつきし國の柱の動きなく

聖慮の程、洵に此の御製に因りて、拜察し奉るも畏こからずや。

斯くて明治六年の春を迎ふ、寶算廿二。『新年祝道』の御題に

て、
年たちて祝ふにいと、直なれと

わが世の道をおもひけるかな

世道人心の
頹廢を憂へ
させ給ふ

と御製あらせらる。蓋し維新の大變革は、動もすれば世道
人心をして岐路に走らしめ、億兆或は神ながらの道あるを
忘れて、節を曲げ、友を汚り、私を圖り、利を貪り、道心漸く微に
して、濁流或は奔滔せんとするものあるに至る。陛下乃ち
之を軫念し給ひ、叡慮發して此の御製あらせらる。眞に恐
懼措く所を知らざるなり。

更に軍制を

一月九日、更に軍制を改革して、六鎮臺十四營を設く。即ち

改革す

東京鎮臺は、本營を東京に、分營を佐倉及び新潟に、仙臺鎮臺
は、本營を仙臺に、分營を青森に、名古屋鎮臺は、本營を名古屋
に、分營を金澤に、大阪鎮臺は、本營を大阪に、分營を大津及び
姫路に、廣島鎮臺は、本營を廣島に、分營を丸龜に、熊本鎮臺は、
本營を熊本に、分營を小倉に置く。斯くして軍備次第に整
ふ。

陛下御斷髮
を決行あら
せらる

三月、陛下御斷髮、皇太后宮、皇后宮も亦た黛を廢し給ひ、涅
齒を罷めさせらる。蓋し諸制更新の範を、天下に示させ給

皇城火あり

ふの叡慮に出づ。五月五日、皇城火あり、難を赤坂離宮に避
け給ふ。而して離宮の營繕未だ成らず。乃ち八月三日、箱
根に行幸し、卅一日還幸あらせらる。陛下暑を山水の間に

陛下御一代

の唯だ一回の御避暑

避け給ひしは、實に之を以て始とし、又た之を以て終とす。

としく〜に思ひやれとも山水を

汲みてあそはむ夏なかりけり

學制を定め、大中小學區を分ち、又た師範學校を設けて、力を兒童の教育に盡さしむ

其の寒暑を厭はせられずして、政事に御精勵あらせらるること、洵に此の御製の如し。而かも今此の箱根行幸と雖も、素と火災の難を避けさせられたるに因り、毫も敢て閑遊の聖慮あるにあらざるを、恐察せずんばあらず。

是時に當り、國民教化の急務、益々切なるを告ぐ。乃ち學制を定めて、大中小學區を分ち、學齡を定めて、男女六歳以上は皆學に就かしめ、大學本部及び府縣に、師範學校を設け、小學教則を講習せしめて、教員を養成す。

たゞしくもおひしけらせよ教へ草

をとこをみなの道をわかちて

天さかるひなのはてまで茂らせむ

わかしきしまの道をしへ草

任に教育にある者、此の御製を拜誦して、慎み 聖旨に副ひ

奉らざるべからず。

征韓論の起因

既にして征韓論起る。是より先き明治元年十一月、朝廷對

馬守宗重正に命じて、使を朝鮮に遣し、王政復古並に舊好を

修むべき旨を、禮曹參判に告げしむ、韓廷之を卻く。二年十

一月、外務省乃ち吏員を派して、前書拒絶の理由を質す、答へ

ず。三年十月、更に吏員をして、禮曹判書に引見を求めしむ、

征韓論破裂

又た得ず。四年、宗重正を外務大丞に任じ、韓廷をして我外務吏員と會商尋交せしむべきの書を裁せしめ、五年三月、我が使臣之れが膽本を釜山及び東萊の兩使に致す、亦た答へず。九月、外務大丞花房義質朝鮮に赴き、帝國政府は從來對馬の缺負を償ひ、爾今以後歲遣船を廢することを釜山府使に報じ、且つ其の漂民を送り、少録一員を草梁館に駐む。而して韓廷唯だ其の漂民を受けて、悉く他事を拒み、更に草梁館門に暴慢無禮の書を掲ぐる者あり。報内地に傳播す、朝野騒然たり。恰も全權大使岩倉具視、副使大久保利通、木戸孝允等、歐米より歸朝す。是より先き、太政大臣三條實美、參議兼近衛都督陸軍大將西

して西郷隆盛等國に歸る

郷隆盛、外務卿副島種臣、司法卿江藤新平、參議板垣退助、大木喬任、後藤象次郎、大隈重信等内に留まる。而して征韓論起るに至るや、西郷隆盛建議して曰く、自から使節となり、韓廷に其の侮慢の罪を責めて、修好を復舊し、彼れ尙ほ頑迷にして、悛めざれば、則ち兵を以て之を蹂躪せんと。江藤、板垣、副島、後藤等之を賛し、陸軍少將篠原國幹、桐野利秋等、亦た征韓説を主張し、廟議略ぼ問罪の師を出すに決す。而して十月、再び其の議を申ぬ。岩倉、大久保、木戸等の海外より新に歸る者、皆之に抗論して曰く、内治未だ全からずして、事を海外に構ふべからずと。此月廿一日、御前會議に於て、遂に征韓の議を止む。是に於て廿三日、隆盛職を辭す。廿四日、江藤

近衛聯隊の軍旗授與式

副島、後藤、板垣等皆袂を連ねて辭職す。而して桐野、篠原等亦た去つて隆盛に従ひ、薩摩に歸る。之より薩摩、土佐出身の軍人は、或は官を辭し、或は病と稱して除隊を乞ふ者頗る多し。村田新八、新に歐州より歸りて、又た直に國に退く。朝野再び騷然たり。

越えて七年、寶算廿三。此年一月、近衛歩兵聯隊の編制成り、陛下親臨、軍旗授與式を舉行あらせらる。

ますらをに旗をさつけて思ふかな

日の本の名をかゝやかすへく

是れ陛下が國威の宣揚を軫念し給ひ、軍人を股肱と頼ませらるる大御心にして、軍旗の嚮ふ所、草木又た皆靡く所以

征韓論の與黨岩倉具視を要撃す

警視廳の設置

民選議院設立の建白

なり。

此月十四日、右大臣岩倉具視、兇徒の爲めに赤坂喰違に要撃せられて傷く。其の徒九人、皆征韓論の與黨なり。十七日、捕はれて斬に處せらる。此時警視廳を東京に設く。

あらしき風ふせく夜守のありてこそ

世の民くさはやすけかりけれ

警察制度の進むと共に、民其の業に安んずるを得ること、洵に此の御製の如し。

十八日、愛國公黨の領袖八人、連署して民選議院設立の建白を太政官に呈す。曰く、

臣等伏して方今政權の歸する所を察するに、上帝室に在

らず、下人民にあらずして、獨り有司に歸す。夫れ有司や、
 上は帝室を尊ぶと言はざるにあらず、而かも帝室は漸く
 其尊榮を失ふ。下は人民を保つと言はざるにあらず、而
 かも政令百端にして、朝に出て、夕に改む。政刑は情實
 に成り、賞罰は愛憎に出て、言語壅蔽して、困苦も告ぐるな
 し。夫れ是の如くして、天下の治安ならんことを欲す、三
 尺の童子も猶ほ其不可なるを知る。因循して改めずん
 ば、恐らくは國家土崩の勢を致さん。臣等愛國の情自か
 ら已むこと能はず、乃ち之を振救するの道を講究するに、
 唯だ天下の公議を張るに在り。天下の公議を張るは、民
 選議院を立つるにあるのみ。即ち有司の權、限る所あり

佐賀の亂

て、上下安寧、其幸を受くるものあらん。
 之より先き、征韓論破れて、板垣後藤等、民選議院の説を抱く
 や、阿波の士小室信夫、古澤滋、英國より歸り、彼の代議政體の
 美を見て、之を我國に移さんと欲し、以て板垣及び後藤に計
 る。而して板垣等、又た之を副島、江藤に圖る。江藤即ち此
 議に賛し、前東京府知事由利公正、前大藏大丞岡本健三郎と
 共に八人相會して、愛國公黨を組織し、茲に至て連署して建
 白書を呈するに至れり。乃ち之を呈するや、江藤新平、俄に
 佐賀に歸る。蓋し謀る所あるもの、如し。
 新平の佐賀に歸るや、肥前の征韓黨の推す所と爲る。乃ち
 其の黨與を以て、縣廳の官吏に擧げ、陰に糾合結黨す。而し

て山口及び久留米の士にして、新政を喜ばざる者、亦た之に
 應ずるの色あり。政府乃ち佐賀縣令を更め、岩村高俊を以
 て管治せしむ。之より先き憂國黨なるもの佐賀に起り、封
 建の舊制に復せんことを謀る。二月一日、其の黨遂に小野
 商會の貨財を劫掠す。四日、政府は熊本鎮臺に令して之を
 鎮撫せしめ、九日、參議兼内務卿大久保利通に命じて、往て戡
 定せしむ。時に佐賀縣士島義勇も、亦た内旨を奉じて往て
 諭す。而して義勇却つて憂國黨の推す所と爲り、征韓黨の
 首領江藤新平と合して縣廳を襲ひ、熊本鎮臺兵を破り、縣令
 岩村高俊僅に身を以て筑後に逃る。茲に於て大命嘉彰親
 王に下り、親王を征討總督に、陸軍中將山縣有朋、海軍少將伊

藤祐磨を參軍とし、往て之を討たしむ。而して總督未だ至
 らざるに、官軍既に亂徒を破り、隊長鍋島市之允を擒にし、餘
 黨挫劔して四方に奔る。乃ち之を探究し、島義勇、副島義高
 等十三人を鹿兒島に、江藤新平等九人を高知に捕へ、四月十
 三日、其の罪を糺し、新平及び義勇を梟し、副島義高、村山長榮、
 福地常彰、重松基吉、中川義純、山中一郎、中島鼎藏、朝倉尙武、西
 義質、香月桂五郎、山田平藏の十一人を斬に處し、其他懲役に
 處せられたる者百三十六人に及ぶ。蓋し謀叛罪の魁首を
 梟するは、新律綱領の定むる所、而して新平實に之れが草案
 者たり。今や乃ち己の定むる所を以て、己を罪せらる、世を
 呪ふ者、往々此の類なり、誠めざるべけんや。

天をうらみ人をとかむることあらし

わかあやまちをおもひかへさは

自業自得の罪、洵に御製の聖慮に外ならず。一朝の禍心、萬代の功を没す、吁、又た悲しからずや。

斯の如くにして、革新の餘勢は、一たび血を佐賀の亂に染むるや、四月四日、臺灣征討の舉起る。初め明治四年、琉球の民五十四人、臺灣に漂着して、生蕃牡丹社族の爲めに虐殺せられ、六年三月、小田縣の漁民、亦た臺灣土人の剽掠に遭ふ。時に外務卿副島種臣、全權大使として清國北京にあり、駐劄公使柳原前光、其の副たり、乃ち朝命を受けて之を申理す。而して清廷、其の責を遁れ、答ふるに臺灣は化外なるを以てす。

臺灣征討

北京條約

是に於て廟議征討に決し、乃ち陸軍中將西郷從道を都督とし、陸軍少將谷干城、海軍少將赤松則良を參軍とし、軍艦數艘を率ゐて往いて征せしむ。既にして廟議中變し、其の出軍を止む。從道聽かず、七年五月、遂に蕃地に入る。乃ち先づ恒春に上陸し、諸酋を降して、長驅牡丹社を屠り、都督府を置き、病院を設け、又た屯田制を立つ。是に於て清廷震駭し、前言を食みて頻りに抗議を試む。公使柳原前光、其の化外なるの言質を取つて論辯すれども、容易く決せず。八月、參議大久保利通を全權辨理大臣とし、北京に至りて議せしむ、而して談判遂に破る。時に駐清英國公使羽衛士氏、兩國の間に斡旋し、十月十五日、媾和條約漸く

地方長官會議の勅諭

成り、清國をして償金五十萬兩を出さしめ、且つ臺灣島民をして、害を我が航客に加へざるを約せしむ、之を北京條約と言ふ。因て征灣の兵を撤す。

之より先き五月二日、陛下民情通達の途を開き給ふの聖慮を以て、民選議院設立の階梯として、先づ地方官會議を召集するの旨を詔し、議院憲法を頒布し給ふ。詔に曰く、

朕踐祚の初、神明に誓ひし旨意に基き、漸く之を擴充し、全國人民の代議人を召集し、公議輿論を以て、律法を定め、上下協和、民情暢達の路を開き、全國人民をして、其業に安んじ、以て國家の重を擔任すべき義務あるを知らしめんことを期す。故に先づ地方の長官を召集し、人民に代りて

協同公議せしめ、乃ち議院憲法を頒布す。各員其れ之を遵守せよ。

いそのかみふるきためしをたつねつゝ
 あたらしき世のこともさためむ
 國のためいよくつくせ千萬の

たみの心を一つにはして

詔勅の聖旨は、即ち此の御製に顯はる。而して此年九月、第一回地方官會議を開くの豫定たり、然れども臺灣事件未だ其の局を結ばず、仍て更に明年を期するに決す。

斯くて八年の春を迎ふ、寶算廿四。四月十四日、詔して官制改革を行ひ、左右院を廢して、元老院、大審院を置き、上等裁判

官制を改革して三權の區分を明に

す

所を、東京、大阪、長崎、福島に設けて、控訴を覆審し、尙ほ大審院に上告するを許し、茲に立法、司法行政、三權の區分を明かにし、又た各省及び陸海軍職制を改定し、官吏を淘汰す。詔に曰く、

立憲政體の詔勅

朕即位の初、首として群臣を會し、五事を以て神明に誓ひ、國是を定めて、萬民保全の道を求む。幸に祖宗の靈と、群臣の力とに頼り、以て今日の小康を得たり。顧ふに中興日淺く、内治の事、當に振作更張すべきもの少しとせず。朕今誓文の意を擴充し、茲に元老院を設け、以て立法の源を廣め、大審院を置き、審判の權を鞏くし、又地方官を召集し、以て民情を通じ、公益を圖り、漸次に國家立憲の政體を

立て、汝衆庶と俱に、其慶に頼らんと欲す。汝衆庶或は舊に泥み、故に慣るることなく、又或は進むに軽く、爲すに急なることなく、其能く朕が旨を體して、翼賛する所あれ。是に於て立憲政體の基礎漸く定まる。乃ち之を御製に拜するに、

祖宗神靈の擁護を感謝し給ふ

神代よりうけし寶をまもりにて
をさめ來にけり日の本つ國
我心およはぬ國のはてまでも

之れ即ち祖宗神靈の擁護に頼るを詠ませ給ひ、
うつせみの世は安らかに治まりぬ

忠功の臣を

待ち給ふの
聖慮優渥な
り

われをたすくる臣のちからに
心ある人のいさめの言の葉は

私利を顧み
ず公益を圖
るべきを以
てせらる

是れ即ち忠功の臣を待ち給ひて、陛下自から聖徳を稱し
給はざる遜讓の優旨なり。若し夫れ民情を通じ、公益を圖
るに至ては、

舊弊を陋守

おのか身をかへりみすして人のため
つくすや人のつとめなるらむ
もろともにたすけあひつゝ國民の
むつひあふ世そたのしかりける
と詠ませられ、其の舊に泥まらずして、開進の道を取るに於て

せずして開
進の道を取
るべきを示
し給ふ

は、

輕進急躁を
誠め給ふ

世の中の人におくれを取りぬへし
すゝまむときに進まさりせは
わか國にしけりあひけり外つ國の
草木のなへもおほしたつれば
と御製あらせらる。然れども其の輕進急躁を誠め給ひて

おもふこと貫かむ世をまつほと
月日はなかきものにそありける
器にはしたかひなから巖をも
とほすは水の力なりけり

と詠ませさせらる。今乃ち立憲政體の詔諭を拜し奉りて、
以て此等の御製を謹誦すれば、英明の聖君、古今其の比ある
なく、聖徳の宏大、天地に磅礴たるを仰ぐを得ん。億兆の慶
幸、何物か之に若かんや。

千島樺太の
交換

既にして五月七日、露國と千島樺太の交換條約を締結す。
初め明治三年、我政府は、米國政府に囑するに、樺太事件調停
の事を以てし、北緯五十度を境界とせんことを提議す。而
して露國之に應せず。翌四年、全島買收の議を立つ、大藏大
輔、大隈重信、外務卿、副島種臣之に與る。露國政府將に之を
諾せんとす。會々蜚語あり、樺太買收の事は、副島種臣の私
議に過ぎずして、閣議は全島を露國に讓與するに決せりと。

事遂に東京駐在露國公使の聞く所と爲り、形勢茲に一變す。
依て兩國委員は、談判を露京に開くに至れり。乃ち我全權
公使榎本武揚は、七年八月廿九日、第一回の談判を開き、九月
廿二日、其の第二回を開く。然れども露國は全島の領有を
固持し、我は島上の界劃を主張して互に譲らず、議遂に決す
るの時なし。是に於て政府は、俄然退嬰策を甘んじ、北門の
鎖鑰を擧げて之を露國に讓與し、今茲八年五月七日、千島交
換條約を締結するに至れり。乃ち九月、樺太讓與式を行ひ、
十月、千島受領式を擧ぐ。蓋し樺太の帝國版圖たるは、史實
の明證する所、名は千島との交換なりと雖も、實は樺太の喪
失なり。天下皆恨を吞みて、窃かに腕を扼せざるはなし。

地方官會議
を開く

此年五月五日、曩に立憲政體の勅諭に基づき、地方官を東京に召集し、六月廿日、淺草東本願寺に會議を開く。陛下親臨、開會の儀を擧げさせ給ひ、又た官吏の傍聽を許す。木戸孝允議長たり。乃ち道路堤防橋梁の修築、地方警察、地方民會、貧民救助、小學校設立及び其の保護法の五條を議す。會期十七日にして終る。皇后陛下御歌あり。

ほとく心に心をそくあかたゐの

水にうるほふよものたみくさ

官に牧民にある者、又た坤徳を仰ぎて、當さに感泣すべく、更に、

末つひにならさらめやは國のため

坤徳廣大地方官の勤勞を思召し給ふ

小康に安んぜ給はざる歎慮を欽仰すべし

雲揚艦事件

たみのためにとわかおもふことの御製を拜するに至つては、寤寐の間と雖も、治國安民を軫念あらせられ、敢て小康に安んぜずして、其の大成を期し給へる無限の乾徳を虔仰して、億兆轉々恐懼措く所を知らざるべきなり。

既にして變事韓國に起り、征韓論再び沸騰す、事は此年九月に係る。即ち此月我が軍艦雲揚號は、韓國東南海より、西岸に沿ひて航路を測量し、清國牛莊に至らんとするや、途にして薪水に乏し、是に於て二十日、江華島前に投錨し、端艇を下して淡水を漢江の下流に求めんとす、江華島砲臺之を見て發砲す、我乃ち國旗を示すも砲撃を止めず。艦長井上良馨

廿二日を以て漢江口の第一要塞たる永宗城を陥れ、大砲三十八門、小銃十挺を獲て歸り、狀を政府に具申す。朝野騷然たり。

韓廷の情勢
變幻極りな
し

初め臺灣征討の擧あるや、虚傲を粧へる韓廷は、我の兵禍を蒙らんことを懼れ、七年八月、東萊府使朴濟寬をして、遽に使を草梁館に遣はさしめ、修好尋盟の意を致し、又た訓導玄昔運、按察使帶官太凡谷等、相踵ぎて京城より來り、多年阻隔せしは韓廷の意にあらず、中間壅蔽する者あるに依るを辯じ、阿諛佞媚頗る務む。而して八年二月、韓廷の情勢、又た俄に一變し、東萊府使は我使臣に面接するを拒絶し、再び暴慢を極むること舊の如し。蓋し大院君の政策に依るなり。而

して遂に雲揚艦事件あるに至る。

是に於て十二月、陸軍中將兼參議開拓長官黒田清隆を全權辦理大臣とし、井上馨を議官として、其の副たらしむ。未だ發せずして、茲に明治九年を迎ふ。時に陛下寶算廿五。

新らしき年をむかへてふしの嶺も

國基萬代に
固く國運年
と共に隆々
たり

たかき姿をあふき見るかな

國基萬代に固く、國運年と共に隆々たること、洵に御製の聖旨に於て仰ぎ見るべし。

二月、黒田井上等軍艦孟春、第二丁卯の二艦を率ゐて、江華府に到り、維新以來、我國書を拒絶し、使臣に面接せざるを責め、且つ雲揚艦砲撃の罪を問ふ。而して大院君、専ら日韓修交

江華島條約
成り日韓の
修好茲に始
まる

の不可を痛論すと雖も、我意決する所あり、韓廷の貧弱、遂に屈せざるを得ず。此月廿六日、修交條約を訂結す、之を江華島條約と稱す。即ち朝鮮は自主の邦にして、日本と平等の權を有し、清國の藩屬にあらず、故に我と同等の禮を以て、和親の實を表し、我が領事裁判權を認め、釜山の外、新に元山、仁川二港を開くを定む。是に於て六月、禮曹參議金綺秀、來聘して、舊好を修め、併せて江華島の失舉を謝す。乃ち維新以來、朝鮮來聘の嚆矢にして、其の頑迷漸く解くに至れるを見る。蓋し陛下の威徳、洽なく遐邇に布かせらるるに依るなり、嗚呼洵に億兆の福祉にあらずや。

廣大無邊の聖徳

あさみとりすみわたりたる大空の

東北の巡幸

ひろきをおのかこゝろともかな
 廣大無邊の聖徳御製を拜するだに尊きの極みなり。
 斯くて臺灣、朝鮮の事、圓滿の局を結びて、國外稍々平靜なり。
 是に於て六月二日、陛下親しく邊陲を巡狩せらるべく、東北行幸の途に上らせ給ふ。岩倉具視、木戸孝允、大隈重信等扈從し、大久保利通先發たり。乃ち車駕、奥州に入り、沿道の風俗を察し、民の疾苦を問ひ、戊辰兵馬の地を過ぎて、殉難士卒を弔はしめ、牧場、墾田、銀山等の民業を尋ね、仙臺に練兵を天覽し、松島の勝、平泉の蹟に幸し、岩手、青森を経て、函館に入り、北地の開拓を覽て、蝦夷の土人に、酒、煙草、木綿等の恩賜あり。七月、海路東京に還幸あらせ給ふ。